

参 考 資 料

第108号議案 工事請負契約締結の件 ((仮称) 消防分署中部拠点整備工事)	2
第112号議案 指定管理者の指定の件 (箕面市立市民活動センター)	4
第113号議案 指定管理者の指定の件 (箕面市立市民文化ホール)	19
第114号議案 指定管理者の指定の件 (箕面市立萱野中央人権文化センター)	37
第115号議案 指定管理者の指定の件 (箕面市立桜ヶ丘人権文化センター)	53
第116号議案 指定管理者の指定の件 (箕面市立青少年教学の森野外活動センター)	69
第117号議案 指定管理者の指定の件 (箕面市立生涯学習センター)	85
第118号議案 指定管理者の指定の件 (箕面市立障害者福祉センター)	103
第119号議案 指定管理者の指定の件 (箕面市立老人デイサービスセンター)	120

建設工事請負契約書

1	工事名称	(仮称) 消防分署中部拠点整備工事											
2	工事場所	箕面市 今宮 地内											
3	工 期	着手 議 決 日 から 完成 令和8年 2月28日 まで											
	請負代金額	百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円	
		¥		5	2	9	8	7	0	0	0	0	
4	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額			¥	4	8	1	7	0	0	0	0	
(注) 「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。													
5	契約保証金	納付(ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証に付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は免除とする。)											
6	建設発生土の搬出先等	工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合、建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおりとする。											
7	解体工事に要する費用等	建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、(1)分別解体等の方法、(2)解体工事に要する費用、(3)再資源化等をする施設の名称及び所在地、(4)再資源化等に要する費用についてそれぞれ別添書面に記載する。											
8	適用除外条項	第39条、第40条、第41条											

上記の工事について、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項(適用除外条項は、上記8のとおり。)によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帶して請け負うものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各1通を保有する。ただし、これに代えて本書の内容を記録した電磁的記録を作成する場合は、当事者電子署名の上、各自が当該電磁的記録を保有する。

令和6年11月6日

発注者

大阪府箕面市西小路四丁目6番1号

箕面市長

原 田 亮

受注者所在地 大阪府箕面市西宿二丁目15番4号

商号又は名称 さくら建設株式会社

代表者職氏名 代表取締役 大潮 平八郎

(以下省略)

箕面市立みのお市民活動センターの指定管理に関する協定書

箕面市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人フォーラムみのお（以下「乙」という。）は、箕面市立みのお市民活動センター（以下「センター」という。）の管理運営に関する事項について、箕面市立市民活動センター条例（平成16年箕面市条例第42号。以下「条例」という。）及び箕面市立市民活動センター条例施行規則（平成17年箕面市規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、次のとおり協定を締結する。

第1章 総 則

（指定管理者の責務）

第1条 乙は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）その他関係法令及び条例、規則その他関係規程並びにこの協定に定めるところに則り、信義に従い誠実にこれを履行し、センターが円滑に運営されるよう管理しなければならない。

（管理する施設）

第2条 乙が指定管理者として管理を行うセンターの名称及び位置並びに施設の構造、面積及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 施設名称 箕面市立みのお市民活動センター
- (2) 所在地 箕面市坊島四丁目5番20号
みのおキューズモールWEST-1 2階
- (3) 構造 鉄骨造2階建 2階部分
- (4) 面積 720.85 m² (218.05坪) かやのさんpei橋交流スペース除く
- (5) 施設内容 会議用施設（会議室、小会議室、プレイルーム、多目的室）
活動用施設（事務ブース、倉庫、ロッカー、メールボックス）
交流用施設（フレキシブルコーナー、キッズコーナー、
ワーキングコーナー、図書・資料コーナー、
かやのさんpei橋交流スペース）

- 2 乙は、前項に掲げる施設のうち、かやのさんpei橋交流スペースについては、甲乙協議の上その管理方法等を定めるものとする。
- 3 乙は、善良なる管理者の注意をもって、センターを管理しなければならない。

（指定期間等）

第3条 甲が、乙を指定管理者として指定する期間（以下「指定期間」という。）

は、令和7年（2025年）4月1日から令和12年（2030年）3月31日までとする。

2 指定管理者が行う業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第2章 業務の範囲

（業務の範囲）

第4条 乙は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 条例第3条及び第4条第2項に規定する業務
- (2) 災害時の対応に関する業務
- (3) 箕面市公共施設予約システムの利用者登録手続等に関する規則（平成19年規則第76号）第2条第2号に規定する公共施設予約システムを用いた他館の利用に関する業務
- (4) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認めて定める業務

2 前項の業務（以下単に「業務」という。）を行うにあたっては、この協定に定める事項のほか、箕面市立みのお市民活動センター指定管理者募集要項（令和6年8月1日公表。以下「募集要項」という。）及び箕面市立みのお市民活動センター指定管理者業務水準書（同日公表。以下「業務水準書」という。また、募集要項及び業務水準書を以下「募集要項等」という。）に定める事項を遵守するものとする。

（自主事業）

第5条 乙は、センターの設置目的の範囲内で、かつ、業務の実施を妨げない範囲において、自主事業を実施することができる。

2 乙は、自主事業を実施する場合は、第18条の事業計画書に記載することとし、甲の承認を得なければならない。

3 自主事業にかかる費用については、乙の負担とする。

第3章 業務の実施

（業務の実施）

第6条 乙は、この協定、募集要項等、条例、関係法令等のほか、第18条に規定する事業計画書等に従って業務を実施するものとする。

（第三者への委託）

第7条 乙は、業務を行うに当たり、あらかじめ書面により甲の承認を得て、業務の一部を第三者に委託することができる。この場合において、乙は、当該委託に関して全ての責任を負い、及び費用を負担するものとする。

（緊急時等の対応）

第8条 乙は、災害等の緊急事態が生じたとき、又は生じるおそれがあると判断したときは、直ちに必要な措置を講ずるとともに、甲又は甲の関係機関にその旨を連絡しなければならない。なお、箕面市地域防災計画に定めるところにより甲が災害対策本部を設置したときは、甲又は甲の関係機関の指示に従わなければならない。

2 乙は、緊急事態に備えて、危機管理マニュアル（防災対策及び防犯対策等）を作成し、業務の従事者に周知するとともに、甲にその写しを提出するものとする。なお、危機管理マニュアルについては次の事項を記載するものとする。

- (1) 施設利用者の安全確保策（避難誘導等）
- (2) 閉館時における地震発生時の初動体制
- (3) 風水害発生のおそれがある場合の対応体制
- (4) 市との緊急連絡体制

3 大規模な災害時に箕面市災害時における特別対応に関する条例（平成24年箕面市条例第1号）第5条の規定により特別対応の宣言が出されたときは、乙は、同条例の定めるところにより、管理等を行わなければならない。

（公益通報等の取扱い）

第9条 乙の役員又は乙の従業員は、箕面市職員等の公益通報に関する要綱（平成19年箕面市訓令第54号）第5条第1項の規定に基づき、通報窓口に公益通報をすることができる。

2 乙の役員又は乙の従業員は、甲又は箕面市職員等の公益通報に関する要綱第7条に規定する公益通報処理委員会が行う公益通報に関する調査に誠実に協力しなければならない。

3 乙は、公益通報を受けたときは、速やかに通報窓口に報告しなければならない。

4 その他、公益通報等の取扱いに関しては、箕面市職員等の公益通報に関する要綱の規定に基づき処理を行うものとする。

5 乙の役員又は乙の従業員は、公益通報に関する調査により知り得た秘密を漏らしてはいけない。なお、その職を退いた後も同様とする。

（情報公開、文書の管理等）

第10条 乙は、箕面市情報公開条例（平成17年箕面市条例第2号）の趣旨を踏まえ、積極的にセンターの管理に関する情報の公開に努めなければならない。

- 2 乙は、本業務に関わって作成し、又は取得した文書、図面（写真、スライド及びマイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。また、文書、図面及び電磁的記録を以下「対象文書」という。）について、適正に管理し、保存しなければならない。
- 3 甲は、対象文書であって甲が保有していないものに關し箕面市情報公開条例に基づく開示の申し出があったときは、乙に対し、当該対象文書の写しを提供するように求めるものとし、乙はその求めに応じて提供するものとする。
- 4 乙は、指定期間の満了と同時に、対象文書について、甲の指示に従い、甲又は甲の指定する者に対し、引き継ぎ等の処理を行わなければならない。

（個人情報等の取扱い）

第11条 乙は、本業務の履行に際して知り得た個人情報（以下「指定管理者個人情報」という。）の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守するとともに、箕面市の保有する個人情報等保護管理要綱（令和5年訓達第13号）（以下「保護管理要綱」という。）に基づく市の安全管理措置を準用し、指定管理者個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。なお、死者に関する情報の取扱いは箕面市死者情報取扱要綱（令和5年訓令第29号）を準用することとする。

- 2 乙は、個人情報に係る事務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ受任者又は下請負人の名称、業務内容及びその他甲が必要とする事項を書面により甲に通知し、承諾を得た場合はこの限りではない。
- 3 乙は、指定管理者個人情報の漏えい等の事案が発生した場合は、速やかに甲に報告の上、個人情報の保護に関する法律及び箕面市の保有する個人情報等保護管理要綱に準じた措置を講じるものとする。
- 4 乙は、指定管理者個人情報に係る保有個人データに關し、個人情報の保護に関する法律に基づく開示、訂正及び利用停止等の請求があったときは、乙は個人情報取扱事業者として適切に対応を行わなければならない。なお、甲は、当該個人情報が甲にとっての保有個人情報に該当する場合には、乙に対し、当該個人情報の提供を求めるものとし、乙はその求めに応じて提供するものとする。また、指定管理者個人情報が死者に関する情報であった場合は、箕面市死

者情報取扱要綱に準じ、対応するものとする。

5 乙及び乙の従事者（退職者も含む。）は、個人情報の保護に関する法律の趣旨を遵守するとともに、同法第176条、第180条及び第183条の罰則規定の適用を受けるものとする。

（人権研修の実施）

第12条 乙は、本業務に従事する者が人権について、正しい認識をもって業務を遂行できるよう、人権研修を行うものとする。

（労働安全の確保）

第13条 乙は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、同施行令（昭和47年政令第318号）、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）、その他労働災害防止関係法令の定めるところにより、常に安全管理に必要な措置を講じ、労働災害の防止に努めなければならない。

第4章 備品等の扱い

（甲による備品等の貸与）

第14条 甲は、募集要項等と同時に配布した備品台帳に記載する備品等を、乙に無償で貸与するものとする。

2 乙は、甲から貸与された備品等を適正に管理するとともに、破損又は滅失した場合は、速やかにその状況を甲に報告し、原状回復しなければならない。

（備品等の帰属）

第15条 前条第1項の備品等は、甲に帰属する。

2 乙は、指定期間中、前条第1項の備品等について、業務を履行するためにのみ利用するものとし、第三者に当該備品等に係る権利を譲渡し、又は業務外で当該備品等を貸与してはならない。

（乙による備品の購入等）

第16条 乙は、第14条に定めるもののほか、業務を行うにあたり必要とする備品を第24条に規定する指定管理料をもって購入するときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

2 前項により購入した備品は、指定期間中は乙に帰属するものとし、第14条第1項の貸与備品台帳とは別にこれを管理するものとする。

（施設、設備の改修等）

- 第17条 乙は、第18条に定めるとおり、施設、附属設備等の維持管理計画書（改修計画）に、改修等に関する項目を記載し、甲の承認を受けるものとする。
- 2 乙は、施設、設備に改修等が必要と判断した場合は、速やかに、甲に報告し、甲と協議しなければならない。
- 3 前項の協議の結果、施設、設備の改修等を甲が承認した場合は、乙が改修等を行うこととする。

第5章 業務実施に係る甲の確認事項

（事業計画書等の提出）

- 第18条 乙は、毎年度、甲の指定する日までに、次の各号に掲げる計画書（以下「事業計画書等」という。）を提出し、甲の承認を受けなければならない。
- （1）事業計画書
- （2）収支計画書
- （3）施設、附属設備等の維持管理計画書（改修計画）
- （4）前3号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項に関する計画書

（業務報告書等の提出）

- 第19条 乙は、業務を実施するにあたっては、業務日報を備えて常に施設利用状況等を把握するとともに、毎月の業務実施状況や利用状況、その他の業務の実施状況を業務報告書としてとりまとめ、翌月10日までに甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、毎年度終了後2か月（指定管理者の指定を取り消された場合にあっては、その取り消された日から60日）以内に、法第244条の2第7項の規定により、当該年度におけるセンターの利用状況、利用料金収入の実績、管理経費等の収支状況その他の業務の実施状況が記載された事業報告書を甲に提出しなければならない。

（甲による業務実施状況の確認）

- 第20条 甲は、前条第1項の規定により乙が提出した業務報告書及び同条第2項の規定により乙が提出した事業報告書に基づき、乙が行う業務の実施状況の確認を行うものとする。
- 2 甲は、前項に規定する確認のほか、法第244条の2第10項の規定により業務の実施状況又は経理状況を確認することを目的として、隨時、乙に対して必要な報告を求め、又は実地に調査することができる。

3 乙は、甲から前項の規定による報告の徴収又は実地調査を行う通知を受けたときは、合理的な理由がある場合を除いて、これに応じなければならない。

（甲による業務の改善の指示）

第21条 甲は、前条の規定による報告の徴収又は実地調査の結果、業務が募集要項等の内容を満たしていないと認めるときは、法第244条の2第10項の規定により乙に対して業務の改善を指示するものとする。

- 2 甲は、乙が第23条第2項の規定による必要な措置を講じなかったときは、前項に規定する業務の改善を指示することができる。
- 3 乙は、前2項の指示を受けたときは、速やかにこれに応じなければならない。

（重要事項の変更の届出）

第22条 乙は、次に掲げる事項に変更が生じたときは、条例第7条の規定により10日以内に甲に届け出なければならない。

- (1) 法人の名称
- (2) 法人の所在地
- (3) 法人の役員
- (4) 法人の規約の記載事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、甲が指定する事項

（評価の実施）

第23条 乙は、甲が業務の実施状況についての評価を実施しようとするときは、次に掲げる事項のうち甲が必要と認めるものを実施しなければならない。

- (1) 利用者の意見等を聴取するためのアンケートの実施
 - (2) 利用者の意見等を聴取するための意見交換会の実施
 - (3) 評価の実施に必要な資料の作成
 - (4) 評価の実施時における説明
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、評価の実施に関すること
- 2 乙は、業務の実施状況について甲が行った評価の結果、業務の改善の必要があると認められたときは、当該評価の結果を尊重して必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(指定管理料)

第24条 甲は、業務の実施に係る経費として、次表に定める指定管理料（以下「指定管理料」という。）に業務実施期間における消費税及び地方消費税（1円未満の端数が生じる場合は、小数点第1位を四捨五入する。）を加えた額を乙に支払うものとする。ただし、同表の各期間における指定管理料は、業務が募集要項等の内容を満たしている場合に満額を支払うものとする。

業務実施期間	指定管理料（税抜金額）
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで	39, 944, 000円
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	39, 944, 000円
令和9年4月1日から令和10年3月31日まで	39, 944, 000円
令和10年4月1日から令和11年3月31日まで	39, 944, 000円
令和11年4月1日から令和12年3月31日まで	39, 944, 000円
合 計	199, 720, 000円

- 2 甲は、指定管理業務の執行にあたり、乙が乙の責に帰すべき事由により利用者その他第三者に損害を及ぼした場合、又は乙がセンターの施設、附属設備等を破損若しくは滅失した場合は、業務が募集要項等の内容を満たしていないものとして、指定管理料を減額することができる。
- 3 前項に定めるもののほか、やむを得ない事情により指定管理料を変更するときは、甲乙協議により決定するものとする。
- 4 指定管理料のうち、市民活動支援金の原資は、年額2, 500, 000円とする。なお、乙は、本原資と他事業の会計を別にして運営し、指定期間終了後に精算するものとする。

(指定管理料の支払方法)

第25条 甲は、指定管理料について、次表の各月支払額（税抜金額）に業務実施期間における消費税及び地方消費税（1円未満の端数が生じる場合は、小数点第1位を四捨五入する。）を加えた額を、乙の請求により、前金払いで支払うものとする。

支払月	指定管理料（税抜金額）
4月	11, 861, 000円
7月	9, 361, 000円
10月	9, 361, 000円
1月	9, 361, 000円
合 計	39, 944, 000円

- 2 前条第2項の規定により減額する場合、第33条の規定により業務の一部

を免除した場合その他の指定管理料を減額する理由がある場合は、年度末において精算するものとする。

（利用料金）

第26条 甲は、センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を乙の収入として收受させるものとする。なお、指定期間の満了後において、指定期間中の利用に係る未収利用料金は、乙に帰属する。

2 利用料金の額は、乙があらかじめ甲の承認を得て定める。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

第7章 損害賠償及び不測事態

（リスクの分担）

第27条 センターの管理に伴うリスク（予測できない危険及び責任の負担をいう。）の分担については、この協定に定めるもののほか、別紙「リスク分担区分表」に定めるとおりとする。

2 前項に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲乙協議して、当該リスクの分担を定めるものとする。

（損害賠償等）

第28条 乙は、指定管理業務の執行にあたり、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（第三者への損害の負担）

第29条 乙は、指定管理業務の執行にあたり、乙の責めに帰すべき事由により利用者その他第三者へ損害を与えたとき、又はセンターの施設、附属設備、備品等を破損若しくは滅失したときは、速やかに甲に報告するとともに、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、当該賠償のうち甲の責めに帰すべき事由により生じた賠償については、甲が負担するものとする。

2 前項の場合において、利用者その他第三者との間に紛争が生じたときは、乙は、乙の費用負担において解決に当たらなければならない。ただし、前項ただし書により甲の負担となった場合を除くものとする。

3 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について利用者その他第三者に対して賠償したときは、乙に対して、賠償した金額その他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

4 災害等により甲の関係機関が緊急に施設を利用した際に生じた費用等につ

いては、甲乙協議の上対応を行うものとする。

5 甲及び乙は、甲乙いずれの責めにも帰すべき事由がない利用者その他第三者に関する事故、損害等については、甲乙協議の上対応を行うものとする。

（賠償責任保険の加入）

第30条 乙は、指定管理業務の執行にあたり、施設、附属設備等及び利用者その他第三者の身体又は財物に対する賠償責任保険に加入しなければならない。

（不測事態発生時の対応）

第31条 乙は、不測事態が発生した場合において、不測事態の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不測事態により発生する損害、損失又は増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

（不測事態によって発生した費用の負担等）

第32条 乙は、不測事態の発生に起因して乙に損害、損失又は増加費用が発生した場合は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受け取ったときは、書面の内容の確認を行い、乙と協議の上、不可抗力の判定、費用負担等を決定するものとする。

（不測事態による業務実施の免除）

第33条 前条第2項に定める協議の結果、不測事態の発生により業務の一部の実施ができなくなったと認められるときは、乙が不測事態により影響を受ける限度においてこの協定に定める業務を免れるものとする。

2 乙が不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合において、甲は、乙が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分を指定管理料から減額することができるものとする。

第8章 指定期間満了前の指定の取消し等

（指定の取消し等）

第34条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

（1）第21条に規定する甲による業務改善の指示に対して、期間内に従わなかったとき。

（2）不正な手段により指定管理者の指定を受けたとき。

- (3) 第4条の業務を適正に行うことができなくなったとき。
- (4) 募集要項の「9 応募の資格」に掲げる要件を満たさなくなったとき。
- (5) 甲に対して報告義務を怠り、又は虚偽の報告を行ったとき。
- (6) 指定管理業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は目的外に使用したとき。
- (7) その他、乙に指定管理業務を行わせておくことが適当でないと認められるとき。

2 指定の取消し又は業務の停止処分が乙の責めに帰すべき事由によるときは、甲に生じた損害は、乙が賠償するものとする。

(乙による指定の取消しの申出)

第35条 乙は、指定期間内において、指定管理者の地位を辞退しようとするときは、管理を行わないこととなる日の1年以上前までに、甲に申し出なければならない。

2 前項の規定による指定の辞退により甲に損害が生じたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。

(不測事態による指定の取消し)

第36条 甲又は乙は、不測事態の発生により、業務の継続等が困難と判断した場合において、相手方に対して指定の取消しの協議を求めることができるものとする。

2 前項の協議の結果、やむを得ないと判断されるときは、甲は、指定の取消しを行うものとする。

3 前項に規定する指定の取消しによって乙に発生する損害、損失及び費用の増加は、甲と乙の協議により決定するものとする。

(指定管理料の返還)

第37条 乙は、第34条の規定により指定を取り消されたとき、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、甲の請求により指定管理料の全部又は一部を返還しなければならない。

(指定期間満了前の指定の取消しの取扱い)

第38条 第34条から第36条までの規定により指定期間の満了前に指定の取消しがあった場合においては、第25条の規定にかかわらず、甲は、第28条及び第29条に定める額を除き、日割計算により指定管理料を支払うものとする。

第9章 指定期間満了等の取扱い

（次期指定管理者等への引継ぎ）

第39条 乙は、指定期間が満了したとき、条例第8条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたとき、又は甲が必要であると認めたときは、甲の指示するところにより、市民サービスの低下を招かないように、甲又は甲が指定する者に対し、業務の実施に伴って収集した情報、作成した業務マニュアル、施設情報やイベント情報などのホームページ情報等を含めて、事務及び利用料金にかかる預かり金等を引き継がなければならない。

（原状回復義務）

第40条 乙は、指定期間が満了したとき、又は条例第8条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、指定開始日を基準としてセンターを原状に回復し、甲に対して明け渡さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲が認める場合においては、乙はセンターの原状回復を行わずに、甲が定める状態で甲に対して明け渡すことができるものとする。

（備品等の扱い）

第41条 乙は、指定期間が満了したとき、又は条例第8条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、備品等を次のとおり扱うものとする。

- (1) 乙は、第14条に定める備品等については、甲又は甲が指定する者に対して引き継ぐものとする。
- (2) 乙は、第16条に定める備品については、原則として、甲又は甲が指定する者に対して譲渡し、引継ぐこととし、その他の備品等については、甲乙協議の上、乙が自己の責任と費用で撤去するものとする。なお、甲乙協議により両者が合意した場合においては、乙は、甲又は甲が指定する者に対して引継ぎを行うことができるものとする。

第10章 その他

（権利、義務の譲渡の禁止）

第42条 乙は、この協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡若しくは継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を受けたときは、この限りでない。

（苦情等への対応）

第43条 乙は、利用者からの苦情等については、原則として次のように対応する。

- (1) 乙が行ったサービス内容の苦情等については、乙が処理対応を行い、甲への連絡及び報告を行うものとする。また、必要な場合は、甲も処理対応を行うものとする。
- (2) 乙が行った利用承認・不承認に対する不服申立てについては、法第244条の4第1項の規定により甲への審査請求となる。

（暴力団の排除）

第44条 乙は、条例第12条第3号、第13条第3号及び第16条に基づき、暴力団の利益になる施設の利用を制限する努めを負うものとする。

（施設の情報管理）

第45条 乙は、甲の事務事業の一端を担っている性質上、利用者の情報やイベント情報等の業務にかかる文書の管理について適切に作成・保管するものとする。

（協定の変更）

第46条 業務に関し、業務の前提条件や内容が変更したとき、又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議により、この協定の規定を変更することができるものとする。

（疑義の解釈）

第47条 この協定及び募集要項等に定めのない事項又はこの協定及び募集要項等の解釈について疑義が生じたとき、若しくはこの協定締結時の想定を超える事態が生じたときは、甲乙協議により、定めるものとする。

（協定の効力）

第48条 この協定は、箕面市議会でセンターに係る「指定管理者の指定の件」

が可決されたとき、協定としての効力を生ずるものとする。議決が得られなかつたとき（否決の議決を含む。）は、それまでの甲及び乙が要した費用は各自の負担とし、相手方に対し、損害賠償その他一切の請求は行わないものとする。
(裁判管轄)

第49条 この協定に関する紛争は、大阪地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年(2024年)11月13日

甲 箕面市西小路四丁目6番1号

箕面市長 原 田 亮 

乙 箕面市坊島四丁目5番20号みのお市民活動センター内
特定非営利活動法人市民活動フォーラムみのお

理事長 須貝昭子 

【別紙】

リスク分担区分表

リスクが生じる原因		リスク分担	
種類	内 容	市	指定管理者
法令改正※1	法令改正による、施設改修等	○	
物価変動	指定後のインフレ、デフレ		協議事項
運営費の膨張	人件費等の運営費の膨張		協議事項
利用変動	当初の利用見込みと異なる状況		○
利用料金未収	利用料金の未収による収入減		○
施設設備等の損傷	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の損傷		○
	経年劣化等管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の損傷（不可抗力によるものを含む。）		協議事項
損害賠償	運営・維持管理において第三者に損害を与えた場合（管理瑕疵）		○
	施設の設置上の不備において第三者に損害を与えた場合（設置瑕疵）	○	
	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の不備による事故や火災等に伴う使用者及び入館者への損害		○ ※2
	管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の不備による事故や火災等に伴う使用者及び入館者への損害（不可抗力によるものを含む。）		協議事項
運営リスク	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の不備による事故や火災等による臨時休館等に伴う運営リスク		○ ※2
	管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の不備による事故や火災等による臨時休館等に伴う運営リスク（不可抗力によるものを含む。）		協議事項
	施設設置者の責任による事業の中止・遅延	○	
	指定管理者の責任による事業の中止・遅延		○
	不可抗力による事業の中止・遅延		協議事項
その他	指定管理者の事業放棄・破綻		○
	必要な資金の確保		○
	管理業務開始前及び業務終了後の引継ぎに関する費用		○

※1 税法を除きます。

※2 一定のリスクに対応できる保険に加入するものとします。

箕面市立市民文化ホールの指定管理に関する協定書

箕面市（以下「甲」という。）と公益財団法人箕面市メイプル文化財団（以下「乙」という。）は、箕面市立市民会館（以下「市民会館」という。）及び箕面市立メイプルホール（以下「メイプルホール」という。）（以下これらを「文化ホール」という。）の管理運営に関する事項について、箕面市立市民文化ホール条例（平成16年箕面市条例第43号。以下「条例」という。）及び箕面市立市民文化ホール条例施行規則（平成17年箕面市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、次のとおり協定を締結する。

第1章 総 則

（指定管理者の責務）

第1条 乙は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）その他関係法令及び条例、規則その他の関係規程並びにこの協定に定めるところに則り、信義に従い誠実にこれを履行し、文化ホールが円滑に運営されるよう管理しなければならない。

（管理する施設）

第2条 乙が指定管理者として管理を行う文化ホールの名称及び位置並びに施設の構造、面積及び内容は、次のとおりとする。

（1）市民会館

ア 施設名称	箕面市立市民会館
イ 所在地	箕面市西小路四丁目6番1号
ウ 構造	鉄筋コンクリート造2階建地下1階
エ 面積	敷地面積 622 m ² 、延床面積 1,266 m ²
オ 施設内容	大会議室（3室）、小会議室（3室）、和室（1室）、 ミーティングルーム（1室）ほか

（2）メイプルホール

ア 施設名称	箕面市立メイプルホール
イ 所在地	箕面市箕面五丁目11番23号
ウ 構造	鉄筋コンクリート造4階建（地上3階、地下1階）
エ 面積	専有床面積 1,963 m ²

オ 施設内容 大ホール（501席。オーケストラピット77席を含む。）、大ホール樂屋（6室）、小ホール（100名）、小ホール樂屋（2室）、リハーサル室（100名）、ホワイエほか

カ 併設施設 箕面市立中央生涯学習センター（以下「中央生涯学習センター」という。）、箕面市立中央図書館

2 乙は、善良なる管理者の注意をもって、文化ホールを管理しなければならない。

（指定期間等）

第3条 甲が、乙を指定管理者として指定する期間（以下「指定期間」という。）は、令和7年（2025年）4月1日から令和17年（2035年）3月31日までとする。

2 指定管理者が行う業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第2章 業務の範囲

（業務の範囲）

第4条 乙は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 条例第2条及び第3条第2項に規定する業務
- (2) 甲又は甲の関係機関が主催する事業への協力に関する業務
- (3) 災害時の対応に関する業務
- (4) 箕面市公共施設予約システムの利用者登録手続等に関する規則（平成19年規則第76号）第2条第2号に規定する公共施設予約システムを用いた他館の利用に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認めて定める業務

2 前項の業務（以下単に「業務」という。）を行うにあたっては、この協定に定める事項のほか、箕面市立市民文化ホール指定管理者募集要項（令和6年7月8日公表。以下「募集要項」という。）及び箕面市立市民文化ホール指定管理者業務水準書（同日公表。以下「業務水準書」という。また、募集要項と業務水準書を以下「募集要項等」という。）に定める事項を遵守するものとする。

（特別提案の取扱い）

第5条 乙から提出された令和6年（2024年）8月20日付「箕面市立市民文化ホール指定管理者申込書」に記載された、マイプルホールと中央生涯学習センタ

一の一括管理を前提とした特別提案については、次の各号に掲げる内容についてこれを採用し、指定期間を10年間とすることを認める。

- (1) 利用者の利便性向上に係る施設・設備の更新・改修等を実施する。
 - (2) 次代の芸術文化を支える子どもたちに向けた事業を実施する。
- 2 前項の特別提案については甲乙協議の上で実施する時期等を別に定める。
- 3 上記の提案の実施に関する費用は、乙の負担とする。

(自主事業)

第6条 乙は、文化ホールの設置目的の範囲内で、かつ、業務の実施を妨げない範囲において、自主事業を実施することができる。

- 2 乙は、自主事業を実施する場合は、第20条の事業計画書に記載しなければならない。
- 3 自主事業にかかる費用については、乙の負担とする。

第3章 業務の実施

(業務の実施)

第7条 乙は、この協定、募集要項等、条例、関係法令等のほか、第20条に規定する事業計画書等に従って業務を実施するものとする。

(第三者への委託)

第8条 乙は、業務を行うに当たり、あらかじめ書面により甲の承認を得て、業務の一部を第三者に委託することができる。この場合において、乙は、当該委託に関して全ての責任を負い、及び費用を負担するものとする。

(緊急時等の対応)

第9条 乙は、災害等の緊急事態が生じたとき、又は生じるおそれがあると判断したときは、直ちに必要な措置を講ずるとともに、甲又は甲の関係機関にその旨を連絡しなければならない。なお、箕面市地域防災計画に定めるところにより、箕面市が災害対策本部を設置したときは、甲又は甲の関係機関の指示に従わなければならない。

- 2 乙は、緊急事態に備えて、防災対策、防犯対策等の危機管理マニュアルを作成し、業務の従事者に周知するとともに、甲にその写しを提出するものとする。
- 3 大規模な災害時に箕面市災害時における特別対応に関する条例（平成24年

箕面市条例第1号) 第5条の規定により特別対応の宣言が出されたときは、乙は、同条例の定めるところにより、管理等を行わなければならない。

(公益通報等の取扱い)

第10条 乙の役員又は乙の従業員は、箕面市職員等の公益通報に関する要綱(平成19年箕面市訓令第54号)第5条第1項の規定に基づき、通報窓口に公益通報をすることができる。

- 2 乙の役員又は乙の従業員は、甲又は箕面市職員等の公益通報に関する要綱第7条に規定する公益通報処理委員会が行う公益通報に関する調査に誠実に協力しなければならない。
- 3 乙は、公益通報を受けたときは、速やかに通報窓口に報告しなければならない。
- 4 その他、公益通報等の取扱いに関しては、箕面市職員等の公益通報に関する要綱の規定に基づき処理を行うものとする。
- 5 乙の役員又は乙の従業員は、公益通報に関する調査により知り得た秘密を漏らしてはいけない。なお、その職を退いた後も同様とする。

(情報公開、文書の管理等)

第11条 乙は、箕面市情報公開条例(平成17年箕面市条例第2号)の趣旨を踏まえ、積極的に文化ホールの管理に関する情報の公開に努めなければならない。

- 2 乙は、本業務に関わって作成し、又は取得した文書、図面(写真、スライド及びマイクロフィルムを含む。)及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。また、文書、図面及び電磁的記録を以下「対象文書」という。)について、適正に管理し、保存しなければならない。
- 3 甲は、対象文書であって甲が保有していないものに関し箕面市情報公開条例に基づく開示の申し出があったときは、乙に対し、当該対象文書の写しを提供するように求めるものとし、乙はその求めに応じて提供するものとする。
- 4 乙は、指定期間の満了と同時に、対象文書について、甲の指示に従い、甲又は甲の指定する者に対し、引き継ぐ等の処理を行わなければならない。

(個人情報等の取扱い)

第12条 乙は、本業務の履行に際して知り得た個人情報(以下「指定管理者個

人情報」という。)の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を遵守するとともに、箕面市の保有する個人情報等保護管理要綱(令和5年訓達第13号)(以下「保護管理要綱」という。)に基づく市の安全管理措置を準用し、指定管理者個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。なお、死者に関する情報の取扱いは箕面市死者情報取扱要綱(令和5年訓令第29号)を準用することとする。

- 2 乙は、個人情報に係る事務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ受任者又は下請負人の名称、業務内容及びその他甲が必要とする事項を書面により甲に通知し、承諾を得た場合はこの限りではない。
- 3 乙は、指定管理者個人情報の漏えい等の事案が発生した場合は、速やかに甲に報告の上、個人情報の保護に関する法律及び箕面市の保有する保護管理要綱に準じた措置を講じるものとする。
- 4 乙は、指定管理者個人情報に係る保有個人データに関し、個人情報の保護に関する法律に基づく開示、訂正及び利用停止等の請求があったときは、個人情報取扱事業者として適切に対応を行わなければならない。なお、当該個人情報が甲にとっての保有個人情報に該当する場合には、甲は乙に当該個人情報の提供を求めるものとし、乙はその求めに応じて提供するものとする。また、指定管理者個人情報が死者に関する情報であった場合は、箕面市死者情報取扱要綱に準じ、対応するものとする。
- 5 乙及び乙の従事者(退職者も含む。)は、個人情報の保護に関する法律の趣旨を遵守するとともに、同法第176条、第180条及び第183条の罰則の適用を受けるものとする。

(人権研修の実施)

第13条 乙は、本業務に従事する者が人権について、正しい認識をもって業務を遂行できるよう、人権研修を行うものとする。

(労働安全の確保)

第14条 乙は、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、同施行令(昭和47年政令第318号)、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)、その他労働災害防止関係法令の定めるところにより、常に安全管理に必要な措置を講じ、労働災害の防止に努めなければならない。

第4章 備品等の扱い

(備品等の貸与)

- 第15条 甲は、募集要項等と同時に配布した備品台帳に記載する備品等を、乙に無償で貸与するものとする。
- 2 乙は、甲から貸与された備品等を適正に管理するとともに、破損し、又は滅失した場合は、速やかにその状況を甲に報告し、原状回復しなければならない。

(備品等の帰属)

- 第16条 前条第1項の備品等は、甲に帰属する。
- 2 乙は、指定期間中、前条第1項の備品等について、業務を履行するためにのみ利用するものとし、第三者に当該備品等に係る権利を譲渡し、又は業務外で当該備品等を貸与してはならない。

(乙による備品等の購入等)

- 第17条 乙は、第15条に定めるもののほか、業務を行うにあたり必要とする備品を第26条に規定する指定管理料をもって購入するときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。
- 2 前項により購入した備品は、指定期間中は乙に帰属するものとし、第15条第1項の貸与備品台帳とは別にこれを管理するものとする。

(施設、設備の改修等)

- 第18条 乙は、第20条に定めるとおり、施設、附属設備等の維持管理計画書(改修計画)に、改修等に関する項目を記載し、甲の承認を受けるものとする。
- 2 乙は、施設、設備に改修等が必要と判断した場合は、速やかに、甲に報告し、甲と協議しなければならない。
- 3 前項の協議の結果、施設、設備の改修等を甲が承認した場合は、第19条第1項及び第2項に規定する負担上限額の範囲内で、乙が改修等を行うこととし、当該負担上限額を超える場合は、甲が改修等をするものとする。ただし、乙の故意又は過失による場合は、当該負担上限額の範囲外で乙が改修等を行わなければならない。

(備品の修繕及び施設、設備の改修等に係る負担上限額)

- 第19条 指定期間において、乙が負担する備品の修繕及び施設、設備の改修等

に係る費用の負担上限額（消費税及び地方消費税を除く。なお、消費税をえた額において、1円未満の端数が生じる場合は、小数点第1位を四捨五入する。以下「負担上限額」という。）は、次表のとおりとする。

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
1,636,364円	1,636,364円	1,636,364円	1,636,364円	1,636,364円	
令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	合計
1,800,000円	1,800,000円	1,800,000円	1,800,000円	1,800,000円	17,181,820円

- 2 令和12年度から令和16年度の金額は、上記の表の額又は第27条により変更した指定管理料に基づいて算出した額とする。
- 3 指定期間の第2年度以降の一の年度における負担上限額は、前年度における備品の修繕及び施設、設備の改修等に係る費用の合計額が負担上限額に達していない場合、その差額を当該年度の負担上限額に加えた額とする。
- 4 前3項の規定に関わらず、一の年度において、備品の修繕及び施設、設備の改修等に係る費用の合計額が、当該年度の負担上限額を超える場合は、甲乙協議のうえ、当該費用の合計額の範囲内で負担上限額を見直すことができる。なお、当該年度の負担上限額を見直した場合の次年度の負担上限額は、当該費用の合計額と見直し前の負担上限額との差額を第1項の額から差し引いた金額とする。
- 5 指定期間の最終年度における備品の修繕及び施設、設備の改修等に係る費用の合計額が、当該年度の負担上限額に達しない場合は、当該差額の取扱いについて、甲乙協議するものとする。

第5章 業務実施に係る甲の確認事項

（事業計画書等の提出）

第20条 乙は、毎年度、甲の指定する日までに、次の各号に掲げる計画書（以下「事業計画書等」という。）を提出し、甲の承認を受けなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支計画書
- (3) 施設、附属設備等の維持管理計画書（改修計画）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項に関する計画書

（業務報告書等の提出）

第21条 乙は、業務を実施するにあたっては、業務日報を備えて常に施設利用

状況等を把握するとともに、毎月の業務実施状況や利用状況、その他の業務の実施状況を業務報告書としてとりまとめ、翌月10日までに甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、毎年度終了後2か月（指定管理者の指定を取り消された場合にあっては、その取り消された日から60日）以内に、法第244条の2第7項の規定により、当該年度における文化ホールの利用状況、利用料金収入の実績、管理経費等の収支状況その他の業務の実施状況が記載された事業報告書を甲に提出しなければならない。

（甲による業務実施状況の確認）

第22条 甲は、前条第1項の規定により乙が提出した業務報告書及び同条第2項の規定により乙が提出した事業報告書に基づき、乙が行う業務の実施状況の確認を行うものとする。

- 2 甲は、前項に規定する確認のほか、法第244条の2第10項の規定により業務の実施状況又は経理状況を確認することを目的として、隨時、乙に対して必要な報告を求め、又は実地に調査することができる。
- 3 乙は、甲から前項の規定による報告の徴収又は実地調査を行う通知を受けたときは、合理的な理由がある場合を除いて、これに応じなければならない。

（甲による業務の改善の指示）

第23条 甲は、前条の規定による報告の徴収又は実地調査の結果、業務が募集要項等の内容を満たしていないと認めるときは、法第244条の2第10項の規定により乙に対して業務の改善を指示するものとする。

- 2 甲は、乙が第25条第2項の規定による必要な措置を講じなかったときは、前項に規定する業務の改善を指示することができる。
- 3 乙は、前2項の指示を受けたときは、速やかにこれに応じなければならない。

（重要事項の変更の届出）

第24条 乙は、次に掲げる事項に変更が生じたときは、条例第6条の規定により10日以内に甲に届け出なければならない。

- (1) 法人の名称
- (2) 法人の所在地
- (3) 法人の定款その他これに類する書類
- (4) 法人の役員

- (5) 法人の登記事項証明書その他これに類する書類の記載事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、甲が指定する事項

(評価の実施)

第25条 乙は、甲が業務の実施状況についての評価を実施しようとするときは、次に掲げる事項のうち甲が必要と認めるものを実施しなければならない。

- (1) 利用者の意見等を聴取するためのアンケートの実施
- (2) 利用者の意見等を聴取するための意見交換会の実施
- (3) 評価の実施に必要な資料の作成
- (4) 評価の実施時における説明
- (5) 前各号に掲げるもののほか、評価の実施に関すること

2 乙は、業務の実施状況について甲が行った評価の結果、業務の改善の必要があると認められたときは、当該評価の結果を尊重して必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第6章 指定管理料及び利用料金

(指定管理料)

第26条 甲は、業務の実施に係る経費として、次表に定める指定管理料（以下「指定管理料」という。）に業務実施期間における消費税及び地方消費税（1円未満の端数が生じる場合は、小数点第1位を四捨五入する。）を加えた額を乙に支払うものとする。ただし、同表の各期間における指定管理料は、業務が募集要項等の内容を満たしている場合に満額を支払うものとする。

業務実施期間	指定管理料(税抜金額)
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで	63,347,303円
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	63,347,303円
令和9年4月1日から令和10年3月31日まで	63,347,303円
令和10年4月1日から令和11年3月31日まで	63,347,303円
令和11年4月1日から令和12年3月31日まで	63,347,303円
令和12年4月1日から令和13年3月31日まで	74,994,430円 又は第27条により変更した額
令和13年4月1日から令和14年3月31日まで	74,994,430円 又は第27条により変更した額

業務実施期間	指定管理料(税抜金額)
令和14年4月1日から令和15年3月31日まで	74,994,430円 又は第27条により変更した額
令和15年4月1日から令和16年3月31日まで	74,994,430円 又は第27条により変更した額
令和16年4月1日から令和17年3月31日まで	74,994,430円 又は第27条により変更した額
合計	691,708,665円 又は令和7年度から令和11年度の額に 第27条により変更した令和12年度 から令和17年度の額を加えた額

- 2 甲は、指定管理業務の執行にあたり、乙が乙の責に帰すべき事由により利用者その他第三者に損害を及ぼした場合、又は乙が文化ホールの施設、附属施設等を破損若しくは滅失した場合は、業務が募集要項等の内容を満たしていないものとして、指定管理料を減額することができる。
- 3 前項に定めるもののほか、やむを得ない事情により指定管理料を変更するときは、甲乙協議により決定するものとする。

(指定管理料の見直し)

第27条 指定管理開始日から4年を経過した後に、賃金水準又は物価水準の変動を勘案し、6年目以降の指定管理料の見直しを行うものとする。

- 2 前項による指定管理料変更の要否及び指定管理料の変更額は、甲乙協議により決定するものとする。

(指定管理料の支払方法)

第28条 甲は、指定管理料について、次表の各月支払額(税抜金額)に業務実施期間における消費税及び地方消費税(1円未満の端数が生じる場合は、小数点第1位を四捨五入する。)を加えた額を、乙の請求により、前金払いで支払うものとする。

支払月	支払額(税抜金額)	
	令和7年度から令和11年度まで	令和12年度から令和16年度まで
4月	15,839,303円	18,750,430円
7月	15,836,000円	18,748,000円

10月	15, 836, 000円	18, 748, 000円
1月	15, 836, 000円	18, 748, 000円
合 計	63, 347, 303円	74, 994, 430円

- 2 第26条第2項の規定により減額する場合、第36条の規定により業務の一部を免除した場合その他の指定管理料を減額する理由がある場合は、年度末において精算するものとする。

(利用料金)

第29条 甲は、文化ホールの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を乙の収入として收受させるものとする。なお、指定期間の満了後において、指定期間中の利用に係る未収利用料金は、乙に帰属する。

- 2 利用料金の額は、乙があらかじめ甲の承認を得て定める。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

第7章 損害賠償及び不測事態

(リスクの分担)

第30条 文化ホールの管理に伴うリスク（予測できない危険及び責任の負担をいう。）の分担については、この協定に定めるもののほか、別紙「リスク分担区分表」に定めるとおりとする。

- 2 前項に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲乙協議して、当該リスクの分担を定めるものとする。

(損害賠償等)

第31条 乙は、指定管理業務の執行にあたり、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(第三者の損害の負担)

第32条 乙は、指定管理業務の執行に当たり、乙の責めに帰すべき事由により利用者その他の第三者へ損害を与えたとき、又は文化ホールの施設、附属設備等を破損若しくは滅失したときは、速やかに甲に報告するとともに、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、当該賠償のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担するものとする。

- 2 前項の場合において、利用者その他の第三者との間に紛争が生じたときは、

乙は、乙の費用負担において解決にあたらなければならない。ただし、前項ただし書により甲の負担とするものとされた場合を除くものとする。

- 3 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について利用者その他の第三者に対して賠償したときは、乙に対して、賠償した金額その他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。
- 4 甲が実施する施設の改修等により施設を閉鎖した際に生じた損害については、甲乙協議の上対応を行うものとする。
- 5 災害等により甲の関係機関が緊急に施設を利用した際に生じた費用等については、甲乙協議の上対応を行うものとする。
- 6 甲及び乙は、甲乙いずれの責めにも帰すべき事由がない利用者その他の第三者に関する事故、損害等については、甲乙協議の上対応を行うものとする。

（賠償責任保険の加入）

第33条 乙は、指定管理業務の執行にあたり、施設、附属設備等及び利用者その他の第三者の身体又は財物に対する賠償責任保険に加入しなければならない。

（不測事態発生時の対応）

第34条 乙は、不測事態が発生した場合において、不測事態の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不測事態による発生する損害、損失又は増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

（不測事態によって発生した費用の負担等）

第35条 乙は、不測事態の発生に起因して乙に損害、損失及び増加費用が発生した場合は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

- 2 甲は、前項の通知を受け取ったときは、書面の内容の確認を行い、乙と協議の上、不可抗力の判定や費用負担等を決定するものとする。

（不測事態による業務実施の免除）

第36条 前条第2項に定める協議の結果、不測事態の発生により業務の一部の実施ができなくなったと認められるときは、乙が不測事態により影響を受ける限度においてこの協定に定める業務を免れるものとする。

- 2 乙が不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合において、甲は、乙が当該業務を実施できなかつたことにより免れた費用分を指定管理料から減額

することができるものとする。

第8章 指定期間満了前の指定の取消し等

(指定の取消し等)

第37条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

- (1) 第23条に規定する甲による業務改善の指示に対して、期間内に従わなかつたとき。
 - (2) 不正な手段により指定管理者の指定を受けたとき。
 - (3) 第4条の業務を適正に行うことができなくなつたとき。
 - (4) 募集要項の「9 応募の資格」に掲げる要件を満たさなくなつたとき。
 - (5) 甲に対して報告義務を怠り、又は虚偽の報告を行つたとき。
 - (6) 指定管理業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は目的外に使用したとき。
 - (7) その他、乙に指定管理業務を行わせておくことが適当でないと認められるとき。
- 2 指定の取消し又は業務の停止処分が乙の責めに帰すべき事由によるときは、甲に生じた損害は、乙が賠償するものとする。

(乙による指定の取消しの申出)

第38条 乙は、指定期間内において、指定管理者の地位を辞退しようとするときは、管理を行わないこととなる日の1年以上前までに、甲に申し出なければならぬ。

- 2 前項の規定による指定の辞退により甲に損害が生じたときは、乙がその損害を賠償しなければならぬ。

(不測事態による指定の取消し)

第39条 甲又は乙は、不測事態の発生により、業務の継続等が困難と判断した場合において、相手方に対して指定の取消しの協議を求めることができるものとする。

- 2 前項の協議の結果、やむを得ないと判断されるときは、甲は、指定の取消しを行うものとする。

3 前項に規定する指定の取消しによって乙に発生する損害、損失及び費用の増加は、甲と乙の協議により決定するものとする。

(指定管理料の返還)

第40条 乙は、第37条の規定により指定を取り消されたとき、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、甲の請求により指定管理料の全部又は一部を返還しなければならない。

(指定期間満了前の指定取消しの場合の取扱い)

第41条 第37条から第39条までの規定により指定期間満了前に指定の取消しがあった場合においては、第28条の規定にかかわらず、甲は、第31条及び第32条に定める額を除き、日割計算により指定管理料を支払うものとする。

第9章 指定期間満了等の取扱い

(次期指定管理者等への引継ぎ)

第42条 乙は、指定期間が満了したとき、条例第7条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたとき又は甲が必要であると認めたときは、甲の指示するところにより、市民サービスの低下を招かないように、甲又は甲が指定する者に対し、業務の実施に伴って収集した情報、作成した業務マニュアル、施設情報やイベント情報などのホームページ情報等を含めて、事務及び利用料金にかかる預かり金等を引き継がなければならない。

(原状回復義務)

第43条 乙は、指定期間が満了したとき、又は条例第7条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、指定開始日を基準として文化ホールを原状回復し、甲に対して明け渡さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲が認める場合においては、乙は文化ホールの原状復帰を行わずに、甲が定める状態で甲に対して明け渡すことができるものとする。

(備品等の扱い)

第44条 乙は、指定期間が満了したとき、又は条例第7条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、備品等を次のとおり扱うものとする。

(1) 乙は、第15条に定める備品等については、甲又は甲が指定する者に対して引継ぐものとする。

(2) 乙は、第17条に定める備品については、原則として、甲又は甲が指定する者に対して譲渡し、引継ぐこととし、その他の備品等については、甲乙協議の上、乙が自己の責任と費用で撤去するものとする。なお、甲乙協議により両者が合意した場合においては、乙は、甲又は甲が指定する者に対して備品等を引継ぐことができるものとする。

第10章 その他

(権利、義務の譲渡の禁止)

第45条 乙は、この協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を受けたときは、この限りでない。

(苦情等への対応)

第46条 乙は、利用者からの苦情等については、原則として次のように対応する。

(1) 乙が行ったサービス内容の苦情等については、乙が処理対応を行い、甲への連絡及び報告を行うものとする。また、必要な場合は、甲も処理対応を行うものとする。

(2) 乙が行った利用承認・不承認に対する不服申立てについては、法第244条の4第1項の規定により甲への審査請求となる。

(暴力団の排除)

第47条 乙は、条例第12条第3号、第14条第3号及び第17条に基づき、暴力団の利益になる施設の利用を制限する努めを負うものとする。

(施設の情報管理)

第48条 乙は、甲の事務事業の一端を担っている性質上、利用者の情報やイベ

ント情報等の業務にかかる文書の管理について適切に作成・保管するものとする。

(協定の変更)

第49条 業務に関し、業務の前提条件や内容が変更したとき、又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議により、この協定の規定を変更することができるものとする。

(疑義の解釈)

第50条 この協定及び募集要項等に定めのない事項又はこの協定及び募集要項等の解釈について疑義が生じたとき、若しくはこの協定締結時の想定を超える事態が生じたときは、甲乙協議により、定めるものとする。

(協定の効力)

第51条 この協定は、箕面市議会で文化ホールに係る「指定管理者の指定の件」が可決されたとき、協定としての効力を生ずるものとする。議決が得られなかったとき（否決の議決を含む。）は、それまでの甲及び乙が要した費用は各自の負担とし、相手方に対し、損害賠償その他一切の請求は行わないものとする。

(裁判管轄)

第52条 この協定に関する紛争は、大阪地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年(2024年)11月20日

甲 箕面市西小路四丁目6番1号
箕面市長 原 田 亮 団

乙 箕面市箕面五丁目11番23号
公益財団法人箕面市メイプル文化財団
理事長 小枝 正幸 ㊞

【別紙】リスク分担区分表

リスクが生じる原因		リスク分担	
種類	内容	市	指定管理者
法令改正※1	法令改正による、施設改修等	○	
物価変動	指定後のインフレ、デフレ		協議事項
運営費の膨張	人件費等の運営費の膨張		協議事項
利用変動	当初の利用見込みと異なる状況		○
利用料金未収	利用料金の未収による収入減		○
施設設備等の損傷	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の損傷		○
	経年劣化等管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の損傷（不可抗力によるものを含む。）		協議事項
損害賠償	運営・維持管理において第三者に損害を与えた場合（管理瑕疵）		○
	施設の設置上の不備において第三者に損害を与えた場合（設置瑕疵）	○	
	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の不備による事故や火災等に伴う利用者等への損害		○ ※2
	管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の不備による事故や火災等に伴う利用者等への損害（不可抗力によるものを含む。）		協議事項
運営リスク	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の不備による事故や火災等による臨時休館等に伴う運営リスク		○ ※2
	管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の不備による事故や火災等による臨時休館等に伴う運営リスク（不可抗力によるものを含む。）		協議事項
	施設設置者の責任による事業の中止・遅延	○	
	指定管理者の責任による事業の中止・遅延		○
	不可抗力による事業の中止・遅延		協議事項
その他	指定管理者の事業放棄・破綻		○
	必要な資金の確保		○
	管理業務開始前及び業務終了後の引継ぎに関する費用		○

※1 税法を除きます。

※2 一定のリスクに対応できる保険に加入するものとします。

箕面市立萱野中央人権文化センターの管理運営に関する協定書

箕面市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人暮らしづくりネットワーク北芝（以下「乙」という。）は、箕面市立萱野中央人権文化センター（以下「センター」という。）の管理運営に関する事項について、箕面市立人権文化センター条例（平成21年箕面市条例第39号。以下「条例」という。）及び箕面市立人権文化センター条例施行規則（平成21年箕面市規則第74号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、次のとおり協定を締結する。

第1章 総 則

（指定管理者の責務）

第1条 乙は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）その他関係法令及び条例、規則その他関係規程並びにこの協定に定めるところに則り、信義に従い誠実にこれを履行し、センターが円滑に運営されるよう管理しなければならない。

（管理する施設）

第2条 乙が指定管理者として管理を行うセンターの名称及び位置並びに施設の構造、面積及び内容は、次のとおりとする。

（1）施設名称 箕面市立萱野中央人権文化センター（らいとぴあ21）

（2）所在地 箕面市萱野一丁目19番4号

（3）構造 鉄筋コンクリート造地下1階地上3階建

（4）面積 敷地面積：2,861.09 m² 延床面積：4,063.22 m²

（5）施設内容

ア 地階：多目的室、更衣室、機械室ほか

イ 1階：エントランスホール、事務室、展示コーナー、図書コーナー、青少年会館部分ほか

ウ 2階：会議室、料理実習室、和室、相談室、教育支援センター（適応指導教室『フレンズ』）、市人権協会北芝地域協議会事務室、市人権啓発推進協議会事務室、共用スペース「ひゅーまん」、中央子育て支援センター「おひさまルーム」、自主学習室、工作室ほか

エ 3階：視聴覚室、音楽室、講座室、集会室ほか

才 その他：

萱野青少年体育館 敷地面積：1,562 m² 延床面積：1,062 m²

萱野青少年グラウンド 敷地面積：1,736 m²

- 2 乙は、前項に掲げる施設に関し、日常清掃及び定期的な清掃、法定点検、共用部分及び共用設備の点検及び維持管理、施設、附属設備及び備品類の簡易な修繕並びに光熱水費に係る経費の支払い等を行うものとする。
- 3 箕面市教育委員会の所管及び箕面市公有財産規則（昭和60年箕面市規則第3号）第20条に規定する行政財産の使用許可部分に関する光熱水費及び清掃に係る経費については、乙、箕面市教育委員会、行政財産の使用を許可された者が協議して定めるものとする。
- 4 乙は、善良なる管理者の注意をもってセンターを管理しなければならない。

（指定期間等）

第3条 甲が、乙を指定管理者として指定する期間は、令和7年4月1日から令和17年3月31日までとする。

- 2 指定管理者が行う業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第2章 業務の範囲

（業務の範囲）

第4条 乙は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 条例第3条及び第5条第2項に規定する業務
 - (2) 甲又は甲の関係機関が主催する事業への協力に関する業務
 - (3) 災害時の対応に関する業務
 - (4) 箕面市公共施設予約システムの利用者登録手続等に関する規則（平成19年箕面市規則第76号）第2条第2号に規定する公共施設予約システムを用いた他館の利用に関する業務
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認めて定める業務
- 2 前項の業務（以下単に「業務」という。）を行うに当たっては、この協定に定める事項のほか、箕面市立人権文化センター指定管理者募集要項（令和6年7月8日公表。以下「募集要項」という。）及び別添「箕面市立萱野中央人権文化センター指定管理者業務仕様書」（令和6年11月作成。以下「仕様書」という。）に定める事項を遵守するものとする。

(特別提案の取扱い)

第5条 乙から提出された令和6年(2024年)8月22日付「箕面市立萱野中央人権文化センター指定管理者申込書」に記載された特別提案については、次の各号についてこれを採用することとし、指定期間を10年間とすることを認める。

- (1) 長期を見据えた伴走型支援等による事業実施
- (2) 館内のWi-Fi環境の整備
- (3) 部屋の間仕切り、分割による少人数グループが利用しやすい環境の整備
- (4) 1階展示ホールの喫茶スペースの活用による市民交流の促進
- (5) 地域通貨「まーぶ」を活用した体験活動の充実

2 上記の提案の実施に関する費用は、乙の負担とする。

(自主事業)

第6条 乙は、センターの設置目的の範囲内で、かつ、業務の実施を妨げない範囲において、自主事業を実施することができる。

- 2 自主事業の実施にかかる経費は乙が負担するものとし、事業収入は、乙の収入として收受させるものとする。
- 3 乙は、自主事業を実施する場合は、事前に甲と協議し、甲の承認を得なければならぬ。

第3章 業務の実施

(業務の実施)

第7条 乙は、この協定、条例、関係法令等のほか、第19条に規定する事業計画書等に従って業務を実施するものとする。

(第三者への委託)

第8条 乙は、業務を行うに当たり、あらかじめ書面により甲の承認を得て、業務の一部を第三者に委託することができる。この場合において、乙は、当該委託に関して全ての責任を負い、及び費用を負担するものとする。

(緊急時等の対応)

第9条 乙は、災害等の緊急事態が生じたとき、又は生じるおそれがあると判断したときは、直ちに必要な措置を講ずるとともに、甲又は甲の関係機関にその旨を連絡しなければならない。なお、箕面市地域防災計画に定めるところにより甲が災害対策本部を設置

したときは、甲又は甲の関係機関の指示に従わなければならない。

- 2 乙は、緊急事態に備えて、防災対策、防犯対策等の危機管理マニュアルを作成し、業務の従事者に周知するとともに、甲にその写しを提出するものとする。
- 3 大規模な災害時に箕面市災害時における特別対応に関する条例（平成24年箕面市条例第1号）第5条の規定により特別対応の宣言が出されたときは、乙は、同条例の定めるところにより、管理等を行わなければならない。

（公益通報等の報告）

第10条 乙の役員又は乙の従業員は、箕面市職員等の公益通報に関する要綱（平成19年箕面市訓令第54号）第5条第1項の規定に基づき、業務及び自主事業について通報窓口に公益通報をすることができる。

- 2 乙の役員又は乙の従業員は、甲又は箕面市職員等の公益通報に関する要綱第7条に規定する公益通報処理委員会が行う公益通報に関する調査に誠実に協力しなければならない。
- 3 乙は、業務及び自主事業について公益通報を受けたときは、速やかに通報窓口に報告しなければならない。
- 4 その他、公益通報等の取扱いに関しては、箕面市職員等の公益通報に関する要綱の規定に基づき処理を行うものとする。
- 5 乙の役員又は乙の従業員は、公益通報に関する調査により知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（情報公開、文書の管理等）

第11条 乙は、箕面市情報公開条例（平成17年箕面市条例第2号）の趣旨を踏まえ、積極的にセンターの管理運営に関する情報の公開に努めなければならない。

- 2 乙は、指定管理業務に関わって作成し、又は取得した文書、図面（写真、スライド及びマイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。また、文書、図面及び電磁的記録を以下「対象文書」という。）について、適正に管理し、保存しなければならない。
- 3 甲は、対象文書であって甲が保有していないものに關し箕面市情報公開条例に基づく開示の申し出があったときは、乙に対し、当該対象文書を提供するよう求めるものとし、乙はその求めに応じて提供するものとする。
- 4 乙は、指定期間の満了と同時に、対象文書について、甲の指示に従い、甲又は甲の指定する者に対し、引き継ぐ等の処理を行わなければならない。

(個人情報の取扱い)

- 第12条 乙は、指定管理業務の履行に際して知り得た個人情報（以下「指定管理者個人情報」という。）の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守するとともに箕面市の保有する個人情報等保護管理要綱（令和5年訓達第13号）（以下「保護管理要綱」という。）に基づく市の安全管理措置を準用し、指定管理者個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。なお、死者に関する情報の取扱いは箕面市死者情報取扱要綱（令和5年訓令第29号）を準用すること。
- 2 乙は、個人情報に係る事務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ受任者又は下請負人の名称、業務内容及びその他甲が必要とする事項を書面により甲に通知し、承諾を得た場合はこの限りではない。
- 3 乙は、指定管理者個人情報の漏えい等の事案が発生した場合は、速やかに甲に報告の上、個人情報の保護に関する法律及び箕面市の保有する個人情報等保護管理要綱に準じた措置を講じるものとする。
- 4 乙は、指定管理者個人情報に係る保有個人データに関し、個人情報の保護に関する法律に基づく開示、訂正及び利用停止等の請求があったときは、乙は個人情報取扱事業者として適切に対応を行わなければならない。なお、甲は、当該個人情報が甲にとっての保有個人情報に該当する場合には、乙に対し、当該個人情報の提供を求めるものとし、乙はその求めに応じて提供するものとする。
- また、指定管理者個人情報が死者に関する情報であった場合は、箕面市死者情報取扱要綱に準じ、対応するものとする。
- 5 乙及び乙の従事者（退職者も含む）は、個人情報の保護に関する法律の趣旨を遵守するとともに、同法第176条、第180条及び第183条の罰則規定の適用を受けるものとする。

(人権研修の実施)

- 第13条 乙は、業務に従事する者が人権について、正しい認識をもって業務を遂行できるよう、人権研修を行うものとする。

(労働安全の確保)

- 第14条 乙は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、同施行令（昭和47年政令第318号）、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）、その他労働災害防止関係法令の定めるところにより、常に安全管理に必要な措置を講じ、労働災害の防止に努めなければならない。

第4章 備品等の扱い

(甲による備品等の貸与)

第15条 甲は、募集要項と同時に配布した備品台帳に記載する備品等を、乙に無償で貸与するものとする。

2 乙は、甲から貸与された備品等を適正に管理するとともに、破損し、又は滅失した場合は、速やかにその状況を甲に報告し、原状回復しなければならない。

(備品等の帰属)

第16条 前条第1項の備品等は、甲に帰属する。

2 乙は、指定期間中、前条第1項の備品等を業務を履行するためにのみ利用するものとし、第三者に当該備品等に係る権利を譲渡し、又は業務外で当該備品等を貸与してはならない。

(乙による備品の購入等)

第17条 乙は、第15条に定めるもののほか、業務を行うに当たり必要とする備品を購入することができる。

2 前項により購入した備品は乙に帰属するものとし、第15条第1項の貸与備品台帳とは別にこれを管理するものとする。

(施設、設備の改修等)

第18条 乙は、第19条に定めるとおり、施設、附属設備等の維持管理計画書（改修計画）に、改修等に関する項目を記載し、甲の承認を受けるものとする。

2 乙は、施設、設備に改修等が必要と判断した場合は、速やかに、甲に報告し、甲と協議しなければならない。

3 日常の管理業務で発生する1件あたり10万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満の軽微な修繕又は工事については、乙の負担において行うものとする。

4 施設の大規模改修工事（工事、原型を変ずる修繕又は模様替え）は、原則、甲が行う。

第5章 業務実施に係る甲の確認事項

(事業計画書等の提出等)

第19条 乙は、毎年度、甲の指定する日までに、次の各号に掲げる計画書（以下「事業

計画書等」という。)を提出し、甲の承認を受けなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支計画書
- (3) 施設、附属設備等の維持管理計画書(改修計画書)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項に関する計画書

(業務報告書等の提出)

第20条 乙は、業務を実施するに当たっては、業務日報を備えて常に施設利用状況等を把握するとともに、毎月の業務実施状況や利用状況を業務報告書としてとりまとめ、翌月10日までに甲に提出しなければならない。

2 乙は、毎年度終了後2か月(指定管理者の指定を取り消された場合にあっては、その取り消された日から60日)以内に、法第244条の2第7項の規定により、当該年度におけるセンターの利用状況、利用料金収入の実績、管理経費等の収支状況その他の業務の実施状況が記載された事業報告書を甲に提出しなければならない。

(甲による業務実施状況の確認)

第21条 甲は、前条第1項の規定により乙が提出した業務報告書及び同条第2項の規定により乙が提出した事業報告書に基づき、乙が行う業務の実施状況の確認を行うものとする。

2 甲は、前項に規定する確認のほか、法第244条の2第10項の規定により業務の実施状況又は経理状況を確認することを目的として、隨時、乙に対して必要な報告を求め、又は実地に調査することができる。

3 乙は、甲から前項の規定による報告の徴収又は実地調査を行う通知を受けたときは、合理的な理由がある場合を除いて、これに応じなければならない。

(甲による業務の改善の指示)

第22条 甲は、前条の規定による報告の徴収又は実地調査の結果、業務が募集要項及び仕様書の内容を満たしていないと認めるときは、法第244条の2第10項の規定により乙に対して業務の改善を指示するものとする。

2 甲は、乙が第24条第2項の規定による必要な措置を講じなかったときは、前項に規定する業務の改善を指示することができる。

3 乙は、前2項の指示を受けたときは、速やかにそれに応じなければならない。

(重要事項の変更の届出)

第23条 乙は、次に掲げる事項に変更が生じたときは、条例第8条の規定により10日以内に甲に届け出なければならない。

- (1) 法人の名称
- (2) 法人の所在地
- (3) 法人の定款その他これに類する書類の記載事項
- (4) 法人の役員
- (5) 法人の登記事項証明書その他これに類する書類の記載事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、甲が指定する事項

(評価の実施)

第24条 乙は、甲が業務の実施状況についての評価を実施しようとするときは、次に掲げる事項のうち甲が必要と認めるものを実施しなければならない。

- (1) 利用者の意見等を聴取するためのアンケート調査
- (2) 利用者の意見等を聴取するための意見交換会
- (3) 評価の実施に必要な資料の作成
- (4) 評価の実施時における説明
- (5) 前各号に掲げるもののほか、評価の実施に関すること

2 乙は、業務の実施状況について甲が行った評価の結果、業務の改善の必要があると認められたときは、当該評価の結果を尊重して必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第6章 指定管理料及び利用料金等

(指定管理料)

第25条 甲は、業務の実施に係る経費として、次表に定める指定管理料（以下「指定管理料」という。）に業務実施期間における消費税及び地方消費税を加えた額を乙に支払うものとする。ただし、同表の各期間における指定管理料は、業務が募集要項及び仕様書の内容を満たしている場合に満額を支払うものとする。

期 間	指定管理料（税抜金額）
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで	119,951,818円
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	119,951,818円
令和9年4月1日から令和10年3月31日まで	119,951,818円
令和10年4月1日から令和11年3月31日まで	119,951,818円

令和11年4月1日から令和12年3月31日まで	119,951,818円
令和12年4月1日から令和13年3月31日まで	139,102,727円 又は第26条により変更した額
令和13年4月1日から令和14年3月31日まで	139,102,727円 又は第26条により変更した額
令和14年4月1日から令和15年3月31日まで	139,102,727円 又は第26条により変更した額
令和15年4月1日から令和16年3月31日まで	139,102,727円 又は第26条により変更した額
令和16年4月1日から令和17年3月31日まで	139,102,727円 又は第26条により変更した額

- 2 甲は、第31条第1項に規定する乙が乙の責に帰すべき事由により利用者又は第三者に損害を及ぼした場合又は条例第21条に規定するように乙がセンターの施設、附属施設等を破損し、又は滅失した場合は、業務が募集要項及び仕様書の内容を満たしていないものとして、指定管理料を減額することができる。
- 3 前項に定めるもののほか、やむを得ない事情により指定管理料を変更するときは、甲乙協議により決定するものとする。

(指定管理料の見直し)

第26条 指定管理開始日から4年を経過した後に、賃金水準又は物価水準の変動、収支状況等を勘案し、6年目以降の指定管理料の見直しを行うものとする。

- 2 前項による指定管理料変更の要否及び指定管理料の変更額は、甲乙協議により決定するものとする。

(指定管理料の支払方法)

第27条 甲は、指定管理料について、乙の請求により、次表の支払額に業務実施期間における消費税及び地方消費税を加えた額を支払うものとする。

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの業務実施期間	支払月	支 払 額 (税抜金額)		備 考
		支 払 額 (税抜金額)	備 考	
	4月	29,987,954円		前金払い
	7月	29,987,954円		同上
	10月	29,987,955円		同上
	1月	29,987,955円		同上
	合 計	119,951,818円		

令和12年 4月1日か ら令和17 年3月31 日までの業 務実施期間	支払月	支 払 額 (税抜金額)	備 考
	4月	34,775,678円 又は第26条により変更した額を4分割した額	前金払い
	7月	34,775,685円 又は第26条により変更した額を4分割した額	同上
	10月	34,775,682円 又は第26条により変更した額を4分割した額	同上
	1月	34,775,682円 又は第26条により変更した額を4分割した額	同上
	合 計	139,102,727円 又は第26条により変更した額	

- 2 第25条第2項の規定により減額する場合、第35条の規定により業務の一部を免除した場合その他の指定管理料を減額する理由がある場合は、年度末において精算するものとする。

(利用料金)

第28条 甲は、センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を乙の収入として收受させるものとする。なお、指定期間の満了後において、指定期間中の利用に係る未収利用料金は、乙に帰属する。

- 2 利用料金の額は、乙があらかじめ甲の承認を得て定める。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

第7章 損害賠償及び不測事態

(リスクの分担)

第29条 センターの管理に伴うリスク（予測できない危険及び責任の負担をいう。）の分担については、この協定に定めるものほか、次に掲げる表に定めるとおりとする。

リスクが生じる原因		リスク負担	
種 類	内 容	市	指定 管理者
法令改正（注1）	法令改正による、施設改修等	○	
物価変動	指定後のインフレ、デフレ		協議事項
運営費の膨張	人件費等の運営費の膨張		協議事項
利用変動	当初の利用見込みと異なる状況		○

利用料金未収	利用料金の未収による収入減		○
施設設備等の損傷 (注2)	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の損傷 経年劣化等管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の損傷 (不可抗力によるものを含む)		○ 協議事項
損害賠償 (注3)	運営・維持管理において第三者に損害を与えた場合 (管理瑕疵) 施設の設置上の不備において第三者に損害を与えた場合 (設置瑕疵) 管理上の瑕疵による施設・設備・備品の不備による事故や火災等に伴う使用者及び入館者への損害	○	○
	管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の不備による事故や火災等に伴う使用者及び入館者への損害 (不可抗力によるものを含む)		○ 協議事項
運営リスク	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の不備による事故や火災等による臨時休館等に伴う運営リスク 管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の不備による事故や火災等による臨時休館等に伴う運営リスク (不可抗力によるものを含む)		○ ○ 協議事項
	施設設置者の責任による事業の中止・遅延	○	
	指定管理者の責任による事業の中止・遅延		○
	不可抗力による事業の中止・遅延		○ 協議事項
その他	指定管理者の事業放棄・破綻 必要な資金の確保 管理業務開始前及び業務終了後の引継ぎに関する費用		○ ○ ○

(注1) 税法を除く。

(注2) 消費税及び地方消費税込み支払額が10万円未満の軽微な修繕又は工事については、乙が行う。

(注3) 乙は、一定のリスクに対応できる保険に加入し、証券等の写しを提出すること。

2 前項に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲乙協議して、当該リスクの分担を定めるものとする。

(損害賠償等)

第30条 乙は、指定管理業務の執行にあたり、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(第三者への損害の負担)

第31条 乙は、指定管理業務の執行にあたり、乙の責めに帰すべき事由により利用者又は第三者に損害を及ぼしたときは、速やかに甲に報告するとともに、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、当該賠償のうち甲の責めに帰すべき事由により生じた賠償については、甲が負担するものとする。

- 2 前項の場合において、第三者との間に紛争が生じたときは、乙は、乙の費用負担において解決に当たる。ただし、前項ただし書により甲の負担となった場合を除く。
- 3 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償したときは、乙に対して、賠償した金額その他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。
- 4 甲及び乙は、甲乙いずれの責めにも帰すべき事由がない利用者又は第三者に関する事故、損害等については、甲乙協議の上対応を行うものとする。
- 5 甲が実施する施設の改修等により施設を閉鎖した際に生じた損害は、甲乙協議の上対応を行うものとする。
- 6 災害等により甲の関係機関が緊急に施設を利用した際に生じた損害等については、甲乙協議の上対応を行うものとする。

(賠償責任保険の加入)

第32条 乙は、指定管理業務の執行にあたり、施設、附属設備等及び利用者その他の第三者の身体又は財物に対する賠償責任保険に加入しなければならない。

(不測事態発生時の対応)

第33条 乙は、不測事態が発生した場合において、不測事態の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不測事態により発生する損害、損失又は増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不測事態によって発生した費用負担等)

第34条 乙は、不測事態の発生に起因して乙に損害、損失又は増加費用が発生した場合は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

- 2 甲は、前項の通知を受け取ったときは、書面の内容の確認を行い、乙と協議の上、不

可抗力の判定、費用負担等を決定するものとする。

(不測事態による業務実施の免除)

第35条 前条第2項に定める協議の結果、不測事態の発生により業務の一部の実施ができなくなったと認められるときは、乙が不測事態により影響を受ける限度においてこの協定に定める業務を免れるものとする。

2 乙が不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合において、甲は、乙が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分を指定管理料から減額することができるものとする。

第8章 指定期間満了前の指定の取消し等

(指定の取消し等)

第36条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができるものとする。

(1) 第22条に規定する甲による業務改善の指示に対して、期間内に従わなかったとき。
(2) 不正な手段により指定管理者の指定を受けたとき。
(3) 第4条の業務を適正に行うことができなくなったとき。
(4) 募集要項の「9 応募の資格」に掲げる要件を満たさなくなったとき。
(5) 甲に対して報告義務を怠り、又は虚偽の報告を行ったとき。
(6) 指定管理業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は目的外に使用したとき。
(7) その他、乙に指定管理業務を行わせておくことが適当でないと認められるとき。
2 指定の取消し又は業務の停止処分が乙の責めに帰すべき事由によるときは、甲に生じた損害は、乙が賠償するものとする。

(乙による指定の取消しの申出)

第37条 乙は、指定期間内において、指定管理者の地位を辞退しようとするときは、管理を行わないこととなる日の1年以上前までに、甲に申し出なければならない。

2 前項の規定による指定の辞退により甲に損害が生じたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。

(不測事態による指定の取消し)

第38条 甲又は乙は、不測事態の発生により、業務の継続等が困難と判断した場合において、相手方に対して指定の取消しの協議を求めることができるものとする。

- 2 前項の協議の結果、やむを得ないと判断するときは、甲は、指定の取消しを行うものとする。
- 3 前項に規定する指定の取り消しによって乙に発生する損害、損失及び費用の増加は、甲乙協議により決定するものとする。

(委託料の返還)

第39条 乙は、第36条の規定により指定を取り消されたとき、又は期間を定めて業務の全部もしくは一部の停止を命じられたときは、甲の請求により委託料の全額又は一部を返還しなければならない。

(指定期間満了前の指定取消しの場合の取扱い)

第40条 第36条から第38条までの規定により指定期間の満了前に指定の取消しがあった場合においては、第27条の規定にかかわらず、甲は、第30条に定める額を除き、日割計算により指定管理料を支払うものとする。

第9章 指定期間満了等の取扱い

(次期指定管理者等への引継ぎ)

第41条 乙は、指定期間が満了したとき又は条例第9条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、甲の指示するところにより、市民サービスの低下を招かないように、甲又は甲が指定する者に対し、業務の実施に伴って収集した情報、作成した業務マニュアル、事業ノウハウ等を含めて事務を引き継がなければならない。

(原状回復義務)

第42条 乙は、指定期間が満了したとき、条例第9条の規定により指定を取り消され、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、指定開始日を基準としてセンターを原状に回復し、甲に対して明け渡さなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲が認める場合においては、乙はセンターの原状回復は行わずに、甲が定める状態で甲に対して明け渡すことができるものとする。

(備品等の扱い)

第43条 乙は、指定期間が満了したとき又は条例第9条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、備品等を次のとおり扱うものとする。

(1) 乙は、第15条に定める備品等については、甲又は甲が指定する者に対して引き継ぐものとする。

(2) 第17条に定める備品については、原則として乙が自己の責任と費用で撤去するものとする。ただし、甲乙協議により両者が合意した場合においては、乙は、甲又は甲が指定する者に対して引継ぎを行うことができるものとする。

第10章 その他

(権利、義務の譲渡の禁止)

第44条 乙は、条例第22条の規定により譲渡等を禁止された範囲を除き、この協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を受けたときは、この限りでない。

(苦情等への対応)

第45条 乙は、利用者からの苦情等については、原則として次のように対応する。

(1) 乙が行ったサービス内容の苦情等については、乙が処理対応を行い、甲への連絡及び報告を行うものとする。また、必要な場合は、甲も処理対応を行うものとする。

(2) 乙が行った利用承認又は不承認に対する不服申立てについては、法第244条の4の規定により甲への審査請求となる。

(暴力団の排除)

第46条 乙は、条例第14条第3号、第16条第3号及び第19条に基づき、暴力団の利益になる施設の利用を制限する努めを負うものとする。

(施設の情報管理)

第47条 乙は、甲の事務事業の一端を担っている性質上、利用者の情報やイベント情報等の業務にかかる文書の管理について適切に作成及び保管するものとする。

(協定の変更)

第48条 業務に関し、業務の前提条件や内容が変更したとき、又は特別な事情が生じた

ときは、甲乙協議により、この協定の規定を変更することができるものとする。

(疑義の解釈)

第49条 この協定、募集要項及び仕様書に定めのない事項並びにこの協定、募集要項及び仕様書の解釈について疑義が生じたとき、若しくはこの協定締結時の想定を超える事態が生じたときは、甲乙協議により、定めるものとする。

(協定の効力)

第50条 この協定は、箕面市議会でセンターに係る「指定管理者の指定の件」が可決されたときに、協定としての効力を生ずるものとする。

(裁判管轄)

第51条 この協定に関する紛争は、大阪地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年（2024年）11月14日

甲 箕面市西小路四丁目6番1号

箕面市長 原 田 亮 団

乙 箕面市萱野二丁目11番4号

特定非営利活動法人暮らしづくりネットワーク北芝
代表理事 埋 橋 伸 夫 ㊞

箕面市立桜ヶ丘人権文化センターの管理運営に関する協定書

箕面市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人暮らしづくりネットワーク北芝（以下「乙」という。）は、箕面市立桜ヶ丘人権文化センター（以下「センター」という。）の管理運営に関する事項について、箕面市立人権文化センター条例（平成21年箕面市条例第39号。以下「条例」という。）及び箕面市立人権文化センター条例施行規則（平成21年箕面市規則第74号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、次のとおり協定を締結する。

第1章 総 則

（指定管理者の責務）

第1条 乙は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）その他関係法令及び条例、規則その他関係規程並びにこの協定に定めるところに則り、信義に従い誠実にこれを履行し、センターが円滑に運営されるよう管理しなければならない。

（管理する施設）

第2条 乙が指定管理者として管理を行うセンターの名称及び位置並びに施設の構造、面積及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 施設名称 箕面市立桜ヶ丘人権文化センター（ヒューマンズプラザ）
- (2) 所在地 箕面市桜ヶ丘四丁目19番3号
- (3) 構造 鉄筋コンクリート造2階建
- (4) 面積 敷地面積：1,105.57 m² 延床面積：1,006.53 m²
- (5) 施設内容

ア 1階：ロビー、事務所、相談室、工芸室、倉庫、機械室、陶芸窯、図書館ほか
イ 2階：大会議室、和室、学習室、会議室、料理実習室、倉庫ほか
ウ 附属施設：センターパーク

所在地 箕面市桜ヶ丘四丁目18番44号

構造 木造平屋建

面積 敷地面積：470.08 m² 延床面積：145.80 m²

施設内容 事務室、多目的室、和室、倉庫ほか

- 2 乙は、前項に掲げる施設に関し、日常清掃及び定期的な清掃、法定点検、共用部分及び共用設備の点検及び維持管理、施設、附属設備及び備品類の簡易な修繕並びに光熱水費に係る経費の支払い等を行うものとする。
- 3 箕面市教育委員会の所管及び箕面市公有財産規則（昭和60年箕面市規則第3号）第20条に規定する行政財産の使用許可部分に関する光熱水費及び清掃に係る経費については、乙、箕面市教育委員会、行政財産の使用を許可された者が協議して定めるものとする。
- 4 乙は、善良なる管理者の注意をもってセンターを管理しなければならない。

(指定期間等)

- 第3条 甲が、乙を指定管理者として指定する期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までとする。
- 2 指定管理者が行う業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第2章 業務の範囲

(業務の範囲)

- 第4条 乙は、次に掲げる業務を行うものとする。
- (1) 条例第3条及び第5条第2項に規定する業務
 - (2) 甲又は甲の関係機関が主催する事業への協力に関する業務
 - (3) 災害時の対応に関する業務
 - (4) 箕面市公共施設予約システムの利用者登録手続等に関する規則（平成19年箕面市規則第76号）第2条第2号に規定する公共施設予約システムを用いた他館の利用に関する業務
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認めて定める業務
- 2 前項の業務（以下単に「業務」という。）を行うに当たっては、この協定に定める事項のほか、箕面市立人権文化センター指定管理者募集要項（令和6年7月8日公表。以下「募集要項」という。）及び別添「箕面市立桜ヶ丘人権文化センター指定管理者業務仕様書」（令和6年11月作成。以下「仕様書」という。）に定める事項を遵守するものとする。

(自主事業)

第5条 乙は、センターの設置目的の範囲内で、かつ、業務の実施を妨げない範囲において、自主事業を実施することができる。

- 2 自主事業の実施にかかる経費は乙が負担するものとし、事業収入は、乙の収入として収受させるものとする。
- 3 乙は、自主事業を実施する場合は、事前に甲と協議し、甲の承認を得なければならぬ。

第3章 業務の実施

(業務の実施)

第6条 乙は、この協定、条例、関係法令等のほか、第18条に規定する事業計画書等に従って業務を実施するものとする。

(第三者への委託)

第7条 乙は、業務を行うに当たり、あらかじめ書面により甲の承認を得て、業務の一部を第三者に委託することができる。この場合において、乙は、当該委託に関して全ての責任を負い、及び費用を負担するものとする。

(緊急時等の対応)

第8条 乙は、災害等の緊急事態が生じたとき、又は生じるおそれがあると判断したときは、直ちに必要な措置を講ずるとともに、甲又は甲の関係機関にその旨を連絡しなければならない。なお、箕面市地域防災計画に定めるところにより甲が災害対策本部を設置したときは、甲又は甲の関係機関の指示に従わなければならない。

- 2 乙は、緊急事態に備えて、防災対策、防犯対策等の危機管理マニュアルを作成し、業務の従事者に周知するとともに、甲にその写しを提出するものとする。
- 3 大規模な災害時に箕面市災害時における特別対応に関する条例（平成24年箕面市条例第1号）第5条の規定により特別対応の宣言が出されたときは、乙は、同条例の定めるところにより、管理等を行わなければならない。

(公益通報等の報告)

第9条 乙の役員又は乙の従業員は、箕面市職員等の公益通報に関する要綱（平成19年

箕面市訓令第54号) 第5条第1項の規定に基づき、業務及び自主事業について通報窓口に公益通報をすることができる。

- 2 乙の役員又は乙の従業員は、甲又は箕面市職員等の公益通報に関する要綱第7条に規定する公益通報処理委員会が行う公益通報に関する調査に誠実に協力しなければならない。
- 3 乙は、業務及び自主事業について公益通報を受けたときは、速やかに通報窓口に報告しなければならない。
- 4 その他、公益通報等の取扱いに関しては、箕面市職員等の公益通報に関する要綱の規定に基づき処理を行うものとする。
- 5 乙の役員又は乙の従業員は、公益通報に関する調査により知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(情報公開、文書の管理等)

第10条 乙は、箕面市情報公開条例(平成17年箕面市条例第2号)の趣旨を踏まえ、積極的にセンターの管理運営に関する情報の公開に努めなければならない。

- 2 乙は、指定管理業務に関わって作成し、又は取得した文書、図面(写真、スライド及びマイクロフィルムを含む。)及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。また、文書、図面及び電磁的記録を以下「対象文書」という。)について、適正に管理し、保存しなければならない。
- 3 甲は、対象文書であって甲が保有していないものに關し箕面市情報公開条例に基づく開示の申し出があったときは、乙に対し、当該対象文書を提供するよう求めるものとし、乙はその求めに応じて提供するものとする。
- 4 乙は、指定期間の満了と同時に、対象文書について、甲の指示に従い、甲又は甲の指定する者に対し、引き継ぐ等の処理を行わなければならない。

(個人情報の取扱い)

第11条 乙は、指定管理業務の履行に際して知り得た個人情報(以下「指定管理者個人情報」という。)の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を遵守するとともに箕面市の保有する個人情報等保護管理要綱(令和5年訓達第13号)(以下「保護管理要綱」という。)に基づく市の安全管理措置を準用し、指定管理者個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。なお、死者に

関する情報の取扱いは箕面市死者情報取扱要綱(令和5年訓令第29号)を準用すること。

- 2 乙は、個人情報に係る事務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ受任者又は下請負人の名称、業務内容及びその他甲が必要とする事項を書面により甲に通知し、承諾を得た場合はこの限りではない。
- 3 乙は、指定管理者個人情報の漏えい等の事案が発生した場合は、速やかに甲に報告の上、個人情報の保護に関する法律及び箕面市の保有する個人情報等保護管理要綱に準じた措置を講じるものとする。
- 4 乙は、指定管理者個人情報に係る保有個人データに関し、個人情報の保護に関する法律に基づく開示、訂正及び利用停止等の請求があったときは、乙は個人情報取扱事業者として適切に対応を行わなければならない。なお、甲は、当該個人情報が甲にとっての保有個人情報に該当する場合には、乙に対し、当該個人情報の提供を求めるものとし、乙はその求めに応じて提供するものとする。

また、指定管理者個人情報が死者に関する情報であった場合は、箕面市死者情報取扱要綱に準じ、対応するものとする。

- 5 乙及び乙の従事者（退職者も含む）は、個人情報の保護に関する法律の趣旨を遵守するとともに、同法第176条、第180条及び第183条までの罰則規定の適用を受けるものとする。

（人権研修の実施）

第12条 乙は、業務に従事する者が人権について、正しい認識をもって業務を遂行できるよう、人権研修を行うものとする。

（労働安全の確保）

第13条 乙は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、同施行令（昭和47年政令第318号）、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）、その他労働災害防止関係法令の定めるところにより、常に安全管理に必要な措置を講じ、労働災害の防止に努めなければならない。

第4章 備品等の扱い

（甲による備品等の貸与）

第14条 甲は、募集要項と同時に配布した備品台帳に記載する備品等を、乙に無償で貸

与するものとする。

- 2 乙は、甲から貸与された備品等を適正に管理するとともに、破損し、又は滅失した場合は、速やかにその状況を甲に報告し、原状回復しなければならない。

(備品等の帰属)

第15条 前条第1項の備品等は、甲に帰属する。

- 2 乙は、指定期間中、前条第1項の備品等を業務を履行するためにのみ利用するものとし、第三者に当該備品等に係る権利を譲渡し、又は業務外で当該備品等を貸与してはならない。

(乙による備品の購入等)

第16条 乙は、第14条に定めるもののほか、業務を行うに当たり必要とする備品を購入することができる。

- 2 前項により購入した備品は乙に帰属するものとし、第14条第1項の貸与備品台帳とは別にこれを管理するものとする。

(施設、設備の改修等)

第17条 乙は、第18条に定めるとおり、施設、附属設備等の維持管理計画書（改修計画）に、改修等に関する項目を記載し、甲の承認を受けるものとする。

- 2 乙は、施設、設備に改修等が必要と判断した場合は、速やかに、甲に報告し、甲と協議しなければならない。

- 3 日常の管理業務で発生する1件あたり10万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満の軽微な修繕又は工事については、乙の負担において行うものとする。

- 4 施設の大規模改修工事（工事、原型を変ずる修繕又は模様替え）は、原則、甲が行う。

第5章 業務実施に係る甲の確認事項

(事業計画書等の提出等)

第18条 乙は、毎年度、甲の指定する日までに、次の各号に掲げる計画書（以下「事業計画書等」という。）を提出し、甲の承認を受けなければならない。

- (1) 事業計画書
(2) 収支計画書

- (3) 施設、附属設備等の維持管理計画書（改修計画書）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項に関する計画書

（業務報告書等の提出）

第19条 乙は、業務を実施するに当たっては、業務日報を備えて常に施設利用状況等を把握するとともに、毎月の業務実施状況や利用状況を業務報告書としてとりまとめ、翌月10日までに甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、毎年度終了後2か月（指定管理者の指定を取り消された場合にあっては、その取り消された日から60日）以内に、法第244条の2第7項の規定により、当該年度におけるセンターの利用状況、利用料金収入の実績、管理経費等の収支状況その他の業務の実施状況が記載された事業報告書を甲に提出しなければならない。

（甲による業務実施状況の確認）

第20条 甲は、前条第1項の規定により乙が提出した業務報告書及び同条第2項の規定により乙が提出した事業報告書に基づき、乙が行う業務の実施状況の確認を行うものとする。

- 2 甲は、前項に規定する確認のほか、法第244条の2第10項の規定により業務の実施状況又は経理状況を確認することを目的として、随時、乙に対して必要な報告を求め、又は実地に調査することができる。
- 3 乙は、甲から前項の規定による報告の徵収又は実地調査を行う通知を受けたときは、合理的な理由がある場合を除いて、これに応じなければならない。

（甲による業務の改善の指示）

第21条 甲は、前条の規定による報告の徵収又は実地調査の結果、業務が募集要項及び仕様書の内容を満たしていないと認めるとときは、法第244条の2第10項の規定により乙に対して業務の改善を指示するものとする。

- 2 甲は、乙が第23条第2項の規定による必要な措置を講じなかったときは、前項に規定する業務の改善を指示することができる。
- 3 乙は、前2項の指示を受けたときは、速やかにそれに応じなければならない。

（重要事項の変更の届出）

第22条 乙は、次に掲げる事項に変更が生じたときは、条例第8条の規定により10日

以内に甲に届け出なければならない。

- (1) 法人の名称
- (2) 法人の所在地
- (3) 法人の定款その他これに類する書類の記載事項
- (4) 法人の役員
- (5) 法人の登記事項証明書その他これに類する書類の記載事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、甲が指定する事項

(評価の実施)

第23条 乙は、甲が業務の実施状況についての評価を実施しようとするときは、次に掲げる事項のうち甲が必要と認めるものを実施しなければならない。

- (1) 利用者の意見等を聴取するためのアンケート調査
- (2) 利用者の意見等を聴取するための意見交換会
- (3) 評価の実施に必要な資料の作成
- (4) 評価の実施時における説明
- (5) 前各号に掲げるもののほか、評価の実施に関すること

2 乙は、業務の実施状況について甲が行った評価の結果、業務の改善の必要があると認められたときは、当該評価の結果を尊重して必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第6章 指定管理料及び利用料金等

(指定管理料)

第24条 甲は、業務の実施に係る経費として、次表に定める指定管理料（以下「指定管理料」という。）に業務実施期間における消費税及び地方消費税を加えた額を乙に支払うものとする。ただし、同表の各期間における指定管理料は、業務が募集要項及び仕様書の内容を満たしている場合に満額を支払うものとする。

期 間	指定管理料（税抜金額）
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで	35,850,909円
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	35,850,909円
令和9年4月1日から令和10年3月31日まで	35,850,909円
令和10年4月1日から令和11年3月31日まで	35,850,909円

令和11年4月1日から令和12年3月31日まで	35,850,909円
合 計	179,254,545円

- 2 甲は、第29条第1項に規定する乙が乙の責に帰すべき事由により利用者又は第三者に損害を及ぼした場合又は条例第21条に規定するような乙がセンターの施設、附属施設等を破損し、又は滅失した場合は、業務が募集要項及び仕様書の内容を満たしていないものとして、指定管理料を減額することができる。
- 3 前項に定めるもののほか、やむを得ない事情により指定管理料を変更するときは、甲乙協議により決定するものとする。

(指定管理料の支払方法)

第25条 甲は、指定管理料について、乙の請求により、次表の支払額に業務実施期間における消費税及び地方消費税を加えた額を支払うものとする。

支 払 月	支 払 額 (税抜金額)	備 考
4月	8,962,731円	前金払い
7月	8,962,724円	同上
10月	8,962,727円	同上
1月	8,962,727円	同上
合 計	35,850,909円	

- 2 前条第2項の規定により減額する場合、第33条の規定により業務の一部を免除した場合その他の指定管理料を減額する理由がある場合は、年度末において精算するものとする。

(利用料金)

第26条 甲は、センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を乙の収入として收受させるものとする。なお、指定期間の満了後において、指定期間中の利用に係る未収利用料金は、乙に帰属する。

- 2 利用料金の額は、乙があらかじめ甲の承認を得て定める。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

第7章 損害賠償及び不測事態

(リスクの分担)

第27条 センターの管理に伴うリスク（予測できない危険及び責任の負担をいう。）の分担については、この協定に定めるものほか、次に掲げる表に定めるとおりとする。

リスクが生じる原因		リスク負担	
種類	内容	市	指定管理者
法令改正（注1）	法令改正による、施設改修等	○	
物価変動	指定後のインフレ、デフレ		協議事項
運営費の膨張	人件費等の運営費の膨張		協議事項
利用変動	当初の利用見込みと異なる状況		○
利用料金未収	利用料金の未収による収入減		○
施設設備等の損傷（注2）	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の損傷 経年劣化等管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の損傷（不可抗力によるものを含む）		○ 協議事項
損害賠償（注3）	運営・維持管理において第三者に損害を与えた場合（管理瑕疵）		○
	施設の設置上の不備において第三者に損害を与えた場合（設置瑕疵）	○	
	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の不備による事故や火災等に伴う使用者及び入館者への損害		○
	管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の不備による事故や火災等に伴う使用者及び入館者への損害（不可抗力によるものを含む）		協議事項
運営リスク	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の不備による事故や火災等による臨時休館等に伴う運営リスク		○
	管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の不備による事故や火災等による臨時休館等に伴う運営リスク（不可抗力によるものを含む）		協議事項

	施設設置者の責任による事業の中止・遅延	<input type="radio"/>	
	指定管理者の責任による事業の中止・遅延		<input type="radio"/>
	不可抗力による事業の中止・遅延		協議事項
その他	指定管理者の事業放棄・破綻		<input type="radio"/>
	必要な資金の確保		<input type="radio"/>
	管理業務開始前及び業務終了後の引継ぎに関する費用		<input type="radio"/>

(注1) 税法を除く。

(注2) 消費税及び地方消費税込み支払額が10万円未満の軽微な修繕又は工事については、乙が行う。

(注3) 乙は、一定のリスクに対応できる保険に加入し、証券等の写しを提出すること。

2 前項に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲乙協議して、当該リスクの分担を定めるものとする。

(損害賠償等)

第28条 乙は、指定管理業務の執行にあたり、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(第三者への損害の負担)

第29条 乙は、指定管理業務の執行にあたり、乙の責めに帰すべき事由により利用者又は第三者に損害を及ぼしたときは、速やかに甲に報告するとともに、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、当該賠償のうち甲の責めに帰すべき事由により生じた賠償については、甲が負担するものとする。

2 前項の場合において、第三者との間に紛争が生じたときは、乙は、乙の費用負担において解決に当たる。ただし、前項ただし書により甲の負担となった場合を除く。

3 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償したときは、乙に対して、賠償した金額その他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

4 甲及び乙は、甲乙いずれの責めにも帰すべき事由がない利用者又は第三者に関する事故、損害等については、甲乙協議の上対応を行うものとする。

5 甲が実施する施設の改修等により施設を閉鎖した際に生じた損害は、甲乙協議の上対応を行うものとする。

6 災害等により甲の関係機関が緊急に施設を利用した際に生じた損害等については、甲乙協議の上対応を行うものとする。

(賠償責任保険の加入)

第30条 乙は、指定管理業務の執行にあたり、施設、附属設備等及び利用者その他の第三者の身体又は財物に対する賠償責任保険に加入しなければならない。

(不測事態発生時の対応)

第31条 乙は、不測事態が発生した場合において、不測事態の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不測事態により発生する損害、損失又は増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不測事態によって発生した費用負担等)

第32条 乙は、不測事態の発生に起因して乙に損害、損失又は増加費用が発生した場合は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受け取ったときは、書面の内容の確認を行い、乙と協議の上、不可抗力の判定、費用負担等を決定するものとする。

(不測事態による業務実施の免除)

第33条 前条第2項に定める協議の結果、不測事態の発生により業務の一部の実施ができなくなったと認められるときは、乙が不測事態により影響を受ける限度においてこの協定に定める業務を免れるものとする。

2 乙が不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合において、甲は、乙が当該業務を実施できなかつたことにより免れた費用分を指定管理料から減額することができるものとする。

第8章 指定期間満了前の指定の取消し等

(指定の取消し等)

第34条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができるものとする。

(1) 第21条に規定する甲による業務改善の指示に対して、期間内に従わなかったとき。

(2) 不正な手段により指定管理者の指定を受けたとき。

(3) 第4条の業務を適正に行うことができなくなったとき。

(4) 募集要項の「9 応募の資格」に掲げる要件を満たさなくなったとき。

(5) 甲に対して報告義務を怠り、又は虚偽の報告を行ったとき。

(6) 指定管理業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は目的外に使用したとき。

(7) その他、乙に指定管理業務を行わせておくことが適当でないと認められるとき。

2 指定の取消し又は業務の停止処分が乙の責めに帰すべき事由によるときは、甲に生じた損害は、乙が賠償するものとする

(乙による指定の取消しの申出)

第35条 乙は、指定期間内において、指定管理者の地位を辞退しようとするときは、管理を行わないこととなる日の1年以上前までに、甲に申し出なければならない。

2 前項の規定による指定の辞退により甲に損害が生じたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。

(不測事態による指定の取消し)

第36条 甲又は乙は、不測事態の発生により、業務の継続等が困難と判断した場合において、相手方に対して指定の取消しの協議を求めることができるものとする。

2 前項の協議の結果、やむを得ないと判断するときは、甲は、指定の取消しを行うものとする。

3 前項に規定する指定の取り消しによって乙に発生する損害、損失及び費用の増加は、甲と乙の協議により決定するものとする。

(委託料の返還)

第37条 乙は、第34条の規定により指定を取り消されたとき、又は期間を定めて業務の全部もしくは一部の停止を命じられたときは、甲の請求により委託料の全額又は一部を返還しなければならない。

(指定期間満了前の指定取消しの場合の取扱い)

第38条 第34条から第36条までの規定により指定期間の満了前に指定の取消しがあ

った場合においては、第25条の規定にかかわらず、甲は、第28条に定める額を除き、日割計算により指定管理料を支払うものとする。

第9章 指定期間満了等の取扱い

(次期指定管理者等への引継ぎ)

第39条 乙は、指定期間が満了したとき又は条例第9条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、甲の指示するところにより、市民サービスの低下を招かないように、甲又は甲が指定する者に対し、業務の実施に伴って収集した情報、作成した業務マニュアル、事業ノウハウ等を含めて事務を引き継がなければならない。

(原状回復義務)

第40条 乙は、指定期間が満了したとき、条例第9条の規定により指定を取り消され、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、指定開始日を基準としてセンターを原状に回復し、甲に対して明け渡さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲が認める場合においては、乙はセンターの原状回復は行わずに、甲が定める状態で甲に対して明け渡すことができるものとする。

(備品等の扱い)

第41条 乙は、指定期間が満了したとき又は条例第9条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、備品等を次のとおり扱うものとする。

- (1) 乙は、第14条に定める備品等については、甲又は甲が指定する者に対して引き継ぐものとする。
- (2) 第16条に定める備品については、原則として乙が自己の責任と費用で撤去するものとする。ただし、甲乙協議により両者が合意した場合においては、乙は、甲又は甲が指定する者に対して引継ぎを行うことができるものとする。

第10章 その他

(権利、義務の譲渡の禁止)

第42条 乙は、条例第22条の規定により譲渡等を禁止された範囲を除き、この協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を受けたときは、この限りでない。

(苦情等への対応)

第43条 乙は、利用者からの苦情等については、原則として次のように対応する。

- (1) 乙が行ったサービス内容の苦情等については、乙が処理対応を行い、甲への連絡及び報告を行うものとする。また、必要な場合は、甲も処理対応を行うものとする。
- (2) 乙が行った利用承認又は不承認に対する不服申立てについては、法第244条の4の規定により甲への審査請求となる。

(暴力団の排除)

第44条 乙は、条例第14条第3号、第16条第3号及び第19条に基づき、暴力団の利益になる施設の利用を制限する努めを負うものとする。

(施設の情報管理)

第45条 乙は、甲の事務事業の一端を担っている性質上、利用者の情報やイベント情報等の業務にかかる文書の管理について適切に作成及び保管するものとする。

(協定の変更)

第46条 業務に関し、業務の前提条件や内容が変更したとき、又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議により、この協定の規定を変更することができるものとする。

(疑義の解釈)

第47条 この協定、募集要項及び仕様書に定めのない事項並びにこの協定、募集要項及び仕様書の解釈について疑義が生じたとき、若しくはこの協定締結時の想定を超える事態が生じたときは、甲乙協議により、定めるものとする。

(協定の効力)

第48条 この協定は、箕面市議会でセンターに係る「指定管理者の指定の件」が可決されたときに、協定としての効力を生ずるものとする。

(裁判管轄)

第49条 この協定に関する紛争は、大阪地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年（2024年）11月14日

甲 箕面市西小路四丁目6番1号

箕面市長 原 田 亮 団

乙 箕面市萱野二丁目11番4号

特定非営利活動法人暮らししづくりネットワーク北芝

代表理事 埋 橋 伸 夫 ㊞

箕面市立青少年教学の森野外活動センターの指定管理に係る協定書

箕面市教育委員会（以下「甲」という。）と箕面市立青少年教学の森野外活動センター（以下「センター」という。）の指定管理者である一般財団法人大阪府青少年活動財団（以下「乙」という。）は、センターの管理運営等に関し、箕面市立青少年教学の森野外活動センター条例（平成17年箕面市条例第26号。以下「条例」という。）及び箕面市立青少年教学の森野外活動センター条例施行規則（平成17年箕面市教育委員会規則第20号）に定めるもののほか、次のとおり協定を締結する。

第1章 総 則

（指定管理者指定の意義）

第1条 甲及び乙は、センターの管理に関して甲が指定管理者の指定を行うことの意義は、民間事業者たる乙の能力を活用しつつ、利用者に対するサービスの効果及び効率を向上させ、もって、健全な青少年の育成その他生涯学習の一層の推進を図ることにあることを確認する。

（管理の基準）

第2条 乙は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）その他関係法令及び条例その他の関係規程並びにこの協定に定めるところに則り、信義に従い誠実にこれを履行し、センターが円滑に運営されるよう管理しなければならない。

（管理する施設）

第3条 乙が指定管理者として管理を行うセンターの名称、位置、敷地面積、延床面積及び構造並びに施設種別は、次のとおりとする。

- (1) 名称 箕面市立青少年教学の森野外活動センター
- (2) 位置 箕面市新稻二丁目257番3
- (3) 敷地面積 265, 000m²
- (4) 延床面積及び構造
 - ア 管理棟 1, 730m²、鉄筋コンクリート造3階建て
 - イ 本館 918m²、鉄筋コンクリート造2階建て

(5) 施設種別

- ア 管理棟
- イ 本館
- ウ 第1キャンプ場、第2キャンプ場及び第3キャンプ場
- エ シャワー棟
- オ センター敷地内受水槽・ポンプ施設、遊歩道など
- カ センター敷地外受水槽・ポンプ施設（位置：箕面市新稻二丁目367番2）

2 乙は、善良なる管理者の注意をもってセンターを管理しなければならない。

(指定期間等)

第4条 甲が、乙を指定管理者として指定する期間は、令和7年1月1日から令和14年12月31日までとする。

2 次条に定める業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第2章 業務の範囲

(業務の範囲)

第5条 乙は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 条例第2条第1号の規定によるセンターの施設、附属設備等を利用に供する業務
- (2) 条例第2条第2号及び第3号の規定による主催事業の実施その他自然体験及び野外活動に関する事業の実施に係る業務
- (3) 条例第3条第2項第2号の規定によるセンターの施設、附属設備等の維持管理に関する業務
- (4) 災害時の対応に関する業務
- (5) その他甲が定める業務

2 前項の業務（以下単に「業務」という。）を行うに当たっては、この協定に定める事項のほか、「箕面市立青少年教学の森野外活動センター指定管理者募集要項」に定める事項及び乙が指定管理者の募集にて応募（提案）書類に記載した事項を遵守するものとする。

3 業務は、別に定める業務仕様書（以下「仕様書」という。）に従い行うものとする。

4 甲及び乙は、仕様書の内容について変更すべき理由が生じたときは、協議の上、仕様書の一部を改正することができる。

(業務の範囲の変更)

第6条 甲又は乙は、必要と認めるときは、相手方に対する通知をもって業務の範囲の変更を求めることができる。

- 2 甲又は乙は、前項の通知を受けたときは、協議に応じなければならない。
- 3 業務の範囲の変更については、前項の協議において決定し、書面により合意するものとする。
- 4 甲及び乙は、前項の決定を行ったときは、当該決定を円滑に履行できるよう、速やかに、所要の措置を講じなければならない。

(主催事業)

第7条 第5条第1項第2号に規定する主催事業は、甲と乙の協議により決定し、書面により合意するものとする。なお、主催事業の収入が経費を下回る場合、その不足分は甲が予算の範囲内で負担するものとする。

- 2 乙は、前項に規定する主催事業を変更しようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

(自主事業)

第8条 乙は、第5条に定める業務の範囲以外に、業務の実施を妨げない範囲において、自主事業を実施することができる。

- 2 自主事業の実施にかかる経費は乙が負担するものとし、事業収入は、乙の収入として收受させるものとする。
- 3 乙は、自主事業を実施する場合は、事前に甲と協議し、甲の承認を得なければならない。

(原状変更等の承認)

第9条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ甲にその旨を申し出て、甲の承認を得なければならない。

- (1) 管理物件の原状を変更しようとするとき。
- (2) 施設、設備等を改良しようとするとき。
- (3) 新たに設備を設け、又は備品等を備え付けようとするとき。

第3章 業務の実施

(業務の実施)

第10条 乙は、本協定、条例、関係法令等のほか、第21条に規定する事業計画書等に従って業務を実施するものとする。

(第三者への委託)

第11条 乙は、業務及び自主事業を行うに当たり、必要と認めるときは、あらかじめ書面により甲の承認を得て、業務の一部を第三者に委託することができる。この場合において、乙は、当該委託に関して全ての責任を負い、及び費用を負担するものとする。

(緊急時等の対応)

第12条 乙は、センターにおいて災害等の緊急事態が生じたとき、又は生じるおそれがあると判断したときは、直ちに必要な措置を講ずるとともに、甲又は甲の関係機関にその旨を連絡しなければならない。

- 2 乙は、前項の緊急事態に備えて、防災対策、防犯対策等の危機管理マニュアルを作成し、業務の従事者に周知するとともに、甲にその写しを提出するものとする。
- 3 乙は、市域内で災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあると甲が判断した場合は、センターの利用及び管理について甲又は甲の関係機関の指示に従わなければならない。
- 4 大規模な災害時に箕面市災害時における特別対応に関する条例（平成24年箕面市条例第1号）第5条の規定により特別対応の宣言が出されたときは、乙は、同条例の定めるところにより、センターの管理等を行わなければならない。

(公益通報等の報告)

第13条 乙の役員又は乙の従業員は、箕面市職員等の公益通報に関する要綱（平成19年箕面市訓令第54号）第5条第1項の規定に基づき、業務及び自主事業について通報窓口に公益通報をすることができる。

- 2 乙の役員又は乙の従業員は、甲又は箕面市職員等の公益通報に関する要綱第7条に規定する公益通報処理委員会が行う公益通報に関する調査に誠実に協力しなければならない。
- 3 その他、公益通報等の取扱いに関しては、箕面市職員等の公益通報に関する要綱の規定に基づき処理を行うものとする。

(情報公開、文書の管理等)

- 第14条 乙は、箕面市情報公開条例（平成17年箕面市条例第2号）の趣旨を踏まえ、積極的にセンターの管理に関する情報の公開に努めなければならない。
- 2 乙は、業務に関わって作成し、又は取得した文書、図面（写真、スライド及びマイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。また、文書、図面及び電磁的記録を以下「対象文書」という。）について、適正に管理し、保存しなければならない。
- 3 甲は、対象文書であって甲が保有していないものに關し箕面市情報公開条例に基づく開示の申出があったときは、乙に対し、当該対象文書を提供するよう求めるものとし、乙はその求めに応じて提供するものとする。
- 4 乙は、指定期間の満了と同時に、対象文書について、甲の指示に従い、甲又は甲の指定する者に対し、引き継ぐ等の処理を行わなければならない。

(個人情報の取扱い)

- 第15条 乙は、業務の履行に際して知り得た個人情報（以下「指定管理者個人情報」という。）の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。）を遵守するとともに、箕面市の保有する個人情報等保護管理要綱（令和5年訓達第13号）（以下「保護管理要綱」という。）に基づく市の安全管理措置を準用し、指定管理者個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。なお、死者に関する情報の取扱いは箕面市死者情報取扱要綱（令和5年訓令第29号）を準用すること。
- 2 乙は、個人情報に係る事務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ受任者又は下請負人の名称、業務内容及びその他甲が必要とする事項を書面により甲に通知し、承諾を得た場合はこの限りではない。
- 3 乙は、指定管理者個人情報の漏えい等の事案が発生した場合は、速やかに甲に報告の上、個人情報の保護に関する法律及び箕面市の保有する個人情報等保護管理要綱に準じた措置を講じるものとする。
- 4 乙は、指定管理者個人情報に係る保有個人データに關し、個人情報の保護に関する法律に基づく開示、訂正及び利用停止等の請求があったときは、乙は個人情報取扱事業者として適切に対応を行わなければならない。なお、甲は、当該個人情報が甲にとっての保有個人情報に該当する場合には、乙に対し、当該個人情報の提供を求めるものとし、乙はその求めに応じて提供するものとする。また、指定管理者個人情報が死者に関する情報であった場合は、箕面市死者情報取扱要綱に準じ、対応するものとする。
- 5 乙及び乙の従事者（退職者を含む。）は、個人情報の保護に関する法律の趣旨を遵守するとともに、同法律第176条、第180条及び第183条の罰則規定の適用を受けるものとする。

(人権研修等の実施)

第16条 乙は、業務に従事する者が人権問題、個人情報保護等について、正しい認識をもって業務を遂行できるよう、必要な研修等を行うものとする。

(労働安全の確保)

第17条 乙は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、同施行令（昭和47年政令第318号）、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）、その他労働災害防止関係法令の定めるところにより、常に安全管理に必要な措置を講じ、労働災害の防止に努めなければならない。

第4章 備品等の取扱い

(甲による備品等の貸与)

第18条 甲は、備品等を乙に無償で貸与するものとする。

2 乙は、甲から貸与された備品等を適正に管理するとともに、破損し、又は滅失した場合は、速やかにその状況を甲に報告し、原状回復しなければならない。

(備品等の帰属)

第19条 前条第1項の備品等は、甲に帰属する。

2 乙は、指定期間中、前条第1項の備品等を業務を履行するためにのみ利用するものとし、第三者に当該備品等に係る権利を譲渡し、又は業務外で当該備品等を貸与してはならない。

(乙による備品等の購入等)

第20条 乙は、第18条に定めるものほか、業務を行うに当たり、必要な備品等を購入又は調達することができる。

2 乙が購入又は調達した備品の所有権は、乙に帰属するものとし、第18条第1項の備品等とは別にこれを管理するものとする。

第5章 業務実施に係る甲の確認事項

(事業計画書等の提出)

第21条 乙は、甲の指定する日までに、次の各号に掲げる項目を記載した事業計画書等を提出し、甲の承認を受けなければならない。

- (1) 施設、附属設備等の維持管理計画
- (2) 当該年度の事業概要及び実施時期（自主事業を含む。）
- (3) 業務に要する経費及びその内訳（収支計画書）
- (4) 人員体制その他の体制
- (5) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項

2 甲及び乙は、前項の規定に基づき定めた事業計画書等の内容を変更しようとするときは、甲と乙の協議により決定するものとする。

(業務報告書等の提出)

第22条 乙は、第10条の規定に基づき業務を実施するに当たっては、業務日報を備え常に施設利用状況等を把握するとともに、毎月の業務実施状況や利用状況を業務報告書としてとりまとめ、翌月10日までに甲に提出しなければならない。

2 乙は、指定期間の満了後60日（指定管理者の指定が取り消された場合にあっては、その取り消された日から60日）以内に、法第244条の2第7項の規定により、当該年度におけるセンターの管理運営業務の実施状況、利用状況、利用料金収入の実績、管理経費等の収支状況その他乙による管理の実態を把握するために必要な事項が記載された事業報告書を甲に提出しなければならない。

(甲による業務実施状況の確認)

第23条 甲は、前条第1項の規定により乙が提出した業務報告書及び同条第2項の規定により乙が提出した事業報告書に基づき、乙が行う業務の実施状況等の確認を行うものとする。

2 甲は、前項に規定する確認のほか、法第244条の2第10項の規定により業務の実施状況等を確認することを目的として、隨時、乙に対して必要な報告を求め、又は実地に調査することができる。

3 乙は、甲から前項の規定による報告の徴収又は実地調査を行う通知を受けたときは、合理的な理由がある場合を除いて、これに応じなければならない。

(甲による業務の改善の指示)

第24条 甲は、前条の規定による報告の徴収又は実地調査の結果、乙による業務の実施が募集要項等の内容を満たしていないと合理的に認められるときは、法第244条の2第10項の規定により乙に対して業務の改善を指示するものとする。

- 2 甲は、乙が第26条第2項の規定による必要な措置を講じなかつたときは、前項に規定する業務の改善を指示することができる。
- 3 乙は、前各項の指示を受けたときは、速やかにこれに応じなければならない。

(重要事項の変更の届出)

第25条 乙は、その名称、所在地、定款、役員、登記事項証明書その他甲が必要と認める事項に変更が生じたときは、条例第6条の規定により当該変更のあった日から10日以内に甲に届け出なければならない。

(評価の実施)

第26条 乙は、甲が業務の実施状況についての評価を実施しようとするときは、次に掲げる事項のうち甲が必要と認めるものを実施しなければならない。

- (1) 利用者の意見等を聴取するためのアンケートの実施
- (2) 利用者の意見等を聴取するための意見交換会
- (3) 評価の実施に必要な資料の作成
- (4) 評価の実施時における説明
- (5) 前各号に掲げるもののほか、評価の実施に関すること

2 乙は、業務の実施状況について甲が行った評価の結果、業務の改善の必要があると認められたときは、当該評価の結果を尊重して必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第6章 指定管理料及び利用料金

(指定管理料)

第27条 甲は、第5条第1項に規定する業務(箕面市立青少年教学の森野外活動センター青少年健全育成推進事業を除く。)の実施に係る経費として、次の表に定める指定管理料を乙に支払う。

業務実施期間	指定管理料(税抜金額)
令和7年1月1日から令和14年12月31日まで	181,818,182円

- 2 甲は、第31条第1項の規定により、乙が乙の責に帰すべき事由により利用者又は第三者に損害を与えたとき又は条例第20条の規定により、乙がセンターの施設、附属設備等を破損し、若しくは滅失したときは、業務が仕様書の内容を満たしていないものとして、指定管理料を減額することができる。
- 3 第5条第4項の規定による業務の範囲の変更、関係法令の改正に伴う経費の変更その他やむを得ない事情により前項の指定管理料を変更するときは、甲と乙の協議により決定するものとする。

(支払方法)

第28条 甲は、前条第1項の指定管理料について、乙の請求により、前払金として、毎年度4月、7月、10月及び1月に、5,681,818円（税抜金額）に請求月時点における消費税及び地方消費税を加算した金額（小数点以下を四捨五入するものとする。）をそれぞれ支払うものとする。ただし、前条第2項の規定により指定管理料を変更したときは、この限りでない。

- 2 前条第2項の規定により減額する場合、第35条の規定により業務の一部を免除した場合又はその他指定管理料を減額する理由がある場合は、指定期間の満了後60日（指定管理者の指定が取り消された場合にあっては、その取り消された日から60日）以内において精算するものとする。

(利用料金)

第29条 甲は、乙にセンターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を乙の収入として收受させるものとする。なお、指定期間の満了後において、指定期間中の利用に係る未収利用料金は、乙に帰属する。

- 2 利用料金の額は、乙があらかじめ甲の承認を得て定める。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

第7章 損害賠償及び不測事態

(リスクの分担)

第30条 センターの管理に伴うリスク（予測できない危険及び責任の負担をいう。以下同じ。）の分担については、この協定に定めるもののほか、別紙「リスク分担表」に定めるとおりとする。

- 2 前項に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲乙協議して、当該リスクの分担を定めるものとする。

(損害賠償等)

第31条 乙は、センターの管理に伴い、乙の責に帰すべき事由により利用者又は第三者に損害を及ぼしたときは、速やかに甲に報告するとともに、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、当該賠償のうち甲の責に帰すべき事由により生じた賠償については、甲が負担するものとする。

- 2 前項の場合において、第三者との間に紛争が生じたときは、乙は、乙の費用負担において解決に当たらなければならない。ただし、前項ただし書の規定により甲の負担とするものとされた場合を除く。
- 3 甲は、乙の責に帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償したときは、乙に対して、賠償した金額その他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。
- 4 甲及び乙は、甲乙いずれに責に帰すべき事由があるか不明又はいずれにも責に帰すべき事由がない、利用者又は第三者に関する事故、損害等については、甲乙協議の上対応を行うものとする。

(施設賠償責任保険の加入)

第32条 乙は、業務の実施に当たり、センターの施設、附属設備等及び第三者の身体又は財物に対する施設賠償責任保険に加入しなければならない。

(不測事態発生時の対応)

第33条 乙は、センターの管理運営に係る不測事態が発生した場合において、不測事態の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不測事態により発生する損害、損失又は増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不測事態によって発生した費用負担等)

第34条 乙は、センターの管理運営に係る不測事態の発生に起因して乙に損害、損失又は増加費用が発生した場合は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

- 2 甲は、前項の通知を受け取ったときは、損害状況の確認を行い、乙と協議の上、不可抗力の判定、費用負担等を決定するものとする。

(不測事態による業務実施の免除)

第35条 前条第2項に定める協議の結果、不測事態の発生により業務の一部の実施ができなくなったと認められるときは、乙が不測事態により影響を受ける限度において本協定に定める業務を免れるものとする。

第8章 指定期間満了前の指定の取消し等

(業務の継続が困難となった場合の措置等)

- 第36条 乙は、業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかにその旨を甲に申し出なければならない。
- 2 甲は、乙の責に帰すべき事由により、業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、乙に対して法第244条の2第10項の規定により改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。
- 3 乙は、前各項の指示を受けたときは、速やかにこれに応じなければならない。
- 4 不可抗力その他甲又は乙の責に帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、業務の継続の可否について、甲乙協議するものとする。

(指定の取消し等)

- 第37条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。
- (1) 乙が第21条の規定による事業計画書等、第22条の規定による業務報告書等を提出せず、第23条の規定による報告の求め若しくは調査に応じず、又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げたとき。
- (2) 乙が関係法令、条例及び規則又はこの協定の規定に基づく甲の指示に従わないとき。
- (3) 乙が前条第2項の規定による改善等を期間内に行うことができなかつたとき。
- (4) 乙が関係法令、条例及び規則又はこの協定の規定に違反したとき。
- (5) 乙が次のいずれかに該当するに至ったとき。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、甲における一般競争入札等の参加を制限されている法人等

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている法人等

ウ 箕面市から入札参加停止措置を受けている法人等

エ 法人税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納している法人等

オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

カ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある法人等

キ その代表者等（法人にあってはその役員（非常勤を含む。）及び経営に事実上参加している者を、その他の団体にあってはその代表者及び運営に事実上参加している者をいう。）が暴力団の構成員等である法人等

（6）乙の経営状況の悪化等により、業務を継続することが不可能又は著しく困難であると認められるとき。

（7）乙が、組織的な違法行為を行った場合など、乙に業務を行わせておくことが社会通念上著しく不適当と判断されるとき。

（8）不正な手段により指定管理者の指定を受けたとき。

（9）その他乙に業務を行わせておくことが適当でないと認められるとき。

2 前項の規定による指定の取消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害、損失及び増加費用が生じても、甲はその賠償の責を負わない。

（指定管理料の返還）

第38条 乙は、前条の規定により指定を取り消されたとき、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、甲の請求により指定管理料の全部又は一部を返還しなければならない。

（乙による指定の取消しの申出）

第39条 乙は、指定期間内において、指定管理者の地位を辞退しようとするときは、管理を行わないこととなる日の3か月以上前までに、甲に申し出なければならない。

2 前項の規定による指定の辞退により甲に損害が生じたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。

（不測事態による指定の取消し）

第40条 甲又は乙は、不測事態の発生により、業務の継続等が困難と判断した場合において、相手方に対して指定の取消しの協議を求めることができるものとする。

2 前項の協議の結果、やむを得ないと判断されるときは、甲は、指定の取消しを行うものとする。

第9章 指定期間満了等の取扱い

(次期指定管理者等への引継ぎ)

第41条 乙は、指定期間が満了したとき又は条例第7条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、甲の指示するところにより、サービスの低下を招かないよう、甲又は甲が指定する者に対し、業務の実施に伴って収集した情報、作成した業務マニュアル、事業ノウハウ等を含めて事務を引き継がなければならない。

(原状回復義務)

第42条 乙は、指定期間が満了した日又は条例第7条の規定により指定を取り消された日から起算して30日を超えない範囲内で甲が指定する日（以下「明渡日」という。）までに、指定開始日を基準としてセンターを原状に回復し、甲に対してセンターを明け渡さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲が認める場合においては、乙はセンターの原状回復は行わずに、甲が定める状態で甲に対してセンターを明け渡すことができるものとする。

(備品等の引継ぎ等)

第43条 乙は、明渡日までに、備品等について次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 乙は、第18条に定める備品等については、甲又は甲が指定する者に対して引き継ぐものとする。
- (2) 第20条に定める備品等については、原則として乙が自己の責任と費用で撤去するものとする。ただし、甲乙協議により両者が合意した場合においては、乙は、甲又は甲が指定する者に対して引継ぎを行うものとする。

(残置物の取扱い)

第44条 乙は、明渡日を過ぎて残置した乙の動産、工作物等の所有物（以下「残置物」という。）については、その所有権を放棄し、甲が任意に処分することに一切異議を申し立てないものとする。

- 2 残置物の処分に要した費用は、乙の負担とする。
- 3 残置物の処分について第三者から異議があった場合は、乙の責任と負担においてこれを解決するものとする。

第10章 その他

(権利、義務の譲渡の禁止)

第45条 乙は、条例第21条の規定により譲渡等を禁止された範囲を除き、本協定によつて生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を受けたときは、この限りでない。

(苦情等への対応)

第46条 乙は、利用者からの苦情等については、原則として次のように対応する。

- (1) 乙が行ったサービス内容の苦情等については、乙が処理対応を行い、甲への連絡及び報告を行うものとする。また、必要な場合は、甲も処理対応を行うものとする。
- (2) 乙が行った利用承認・不承認に対する不服申立てについては、法第244条の4第1項の規定により甲への審査請求となる。

(暴力団の排除)

第47条 乙は、条例第13条第3号及び第15条第3号に基づき、暴力団の利益になる施設の利用を制限する努めを負うものとする。

(協定の変更)

第48条 業務に関し、業務の前提条件や内容が変更したとき、又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議により、本協定の規定を変更することができるものとする。

(疑義の解釈)

第49条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈について疑義が生じたとき、若しくは本協定締結時の想定を超える事態が生じたときは、甲乙協議により、定めるものとする。

(裁判管轄)

第50条 本協定に関する紛争は、大阪地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(協定の効力)

第51条 この協定書は、箕面市議会において、センターに係る「指定管理者の指定の件」について議決を得て効力を生ずるものとする。議決が得られなかつたとき（否決の議決を含む。）は、それまでの甲及び乙が要した費用は各自の負担とし、相手方に対し、損害賠償その他一切の請求は行わないものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年（2024年）11月21日

甲 箕面市西小路四丁目6番1号
箕面市教育委員会
教育長 藤迫稔印

乙 大阪市浪速区幸町二丁目7番3号
一般財団法人大阪府青少年活動財団
代表理事 中野泰孝印

【別紙】リスク分担表（第30条関係）

分類	項目	注釈	指定管理者	市	協議事項
法令改正	法令改正等に伴う施設改修等の必要の発生	各種税法を除く。		○	
物価変動	指定管理開始後のインフレ又はデフレ		○		
運営費の膨張	人件費等を原因とする運営費の膨張		○		
利用変動	当初の利用見込みと異なる状況の発生		○		
利用料金未収	利用料金の未収による収入減		○		
施設設備等の損傷	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の損傷		○		
	経年劣化等管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の損傷	不可抗力によるものを含む。	○		
	運営・維持管理において第三者に損害を与えた場合（管理瑕疵）		○		
	施設の構造上等の不備において第三者に損害を与えた場合（設置瑕疵）			○	
	施設の大規模（建物構造に係る箇所）な改修・修理	指定管理者の故意又は過失によるものを除く。		○	
施設設備等の修繕費用	甲に帰属する施設・設備・備品の修繕等の費用（1件あたり50万円以上）			○	
	上記以外の施設・設備・備品の修繕等の費用		○		
損害賠償	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の不備による事故、火災等に伴う使用者及び入館者への損害	指定管理者が一定の保険に加入するものとする。	○		
	管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の不備による事故、火災等に伴う使用者及び入館者への損害	不可抗力によるものを含む。			○
運営リスク	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の不備による事故、火災等に伴う臨時休館等の運営リスク		○		
	管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の不備による事故、火災等に伴う臨時休館等の運営リスク	不可抗力によるものを含む。			○
	施設設置者の責任による事業の中止・遅延			○	
	指定管理者の責任による事業の中止・遅延		○		
	不可抗力による事業の中止・遅延（原則として、休業補償は行わない。）				○
その他	指定管理者の事業放棄・破綻		○		
	必要な資金の確保		○		
	金利の変更		○		
	応募に係るコスト		○		
	管理業務開始前の準備行為及び業務終了後の引継ぎに関する費用		○		

箕面市立中央・東・西南生涯学習センターの指定管理に関する協定書

箕面市教育委員会（以下「甲」という。）と公益財団法人箕面市メイプル文化財団（以下「乙」という。）は、箕面市立中央生涯学習センター（以下「中央生涯学習センター」という。）、箕面市立東生涯学習センター（以下「東生涯学習センター」という。）及び箕面市立西南生涯学習センター（以下「西南生涯学習センター」という。）（以下これらを「生涯学習センター」という。）の管理運営に関する事項について、箕面市立生涯学習センター条例（令和元年箕面市条例第4号。以下「条例」という。）及び同条例施行規則（令和2年箕面市教育委員会規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、次のとおり協定を締結する。

第1章 総 則

（指定管理者の責務）

第1条 乙は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）その他関係法令及び条例、規則その他の関係規程並びにこの協定に定めるところに則り、信義に従い誠実にこれを履行し、生涯学習センターが円滑に運営されるよう管理しなければならない。

（管理する施設）

第2条 乙が指定管理者として管理を行う生涯学習センターの名称及び位置並びに施設の構造、面積及び内容は、次のとおりとする。

（1）中央生涯学習センター

施設名称：箕面市立中央生涯学習センター

所 在 地：箕面市箕面五丁目11番23号

構 造：鉄筋コンクリート造4階建（地上3階、地下1階）

面 積：敷地 6,964 m²、延床 10,950 m²、専有面積 1,151 m²、
共用部分 5,926 m²

管理範囲：専有部分及び共用部分

併設施設：箕面市立メイプルホール（以下「メイプルホール」という。）、
箕面市立中央図書館

施設内容：和室、工芸室、料理実習室、音楽室（大・小）、美術室、講義室、講座室、会議室（2室）、茶室（2室）、プレイルーム、コミュニティルーム、ミーティングルーム、事務室、倉庫、口

ビー、野外ステージほか

(2) 東生涯学習センター

施設名称：箕面市立東生涯学習センター

所 在 地：箕面市粟生間谷西三丁目1番3号

構 造：鉄筋コンクリート造4階建（地上2階、地下2階）

面 積：敷地 3,862 m²、延床 4,026 m²、専有面積 1,120 m²、
共用部分 1,986 m²

管理範囲：専有部分及び共用部分

併設施設：箕面市立東図書館

施設内容：和室、工芸室、料理実習室、美術室、ホール、講座室、会議室（2室）、茶室、多目的室、音楽スタジオ（2室）、プレイroom、ギャラリー、事務室、倉庫ほか

(3) 西南生涯学習センター

施設名称：箕面市立西南生涯学習センター

所 在 地：箕面市瀬川三丁目2番5号

構 造：鉄骨造3階建

面 積：敷地 1,592 m²、延床 1,450 m²

施設内容：音楽室、ホール、大会議室、料理実習室、和室、アートルーム、会議室（2室）、活動室、ギャラリー、事務室、倉庫ほか

2 乙は、善良なる管理者の注意をもって、生涯学習センターを管理しなければならない。

(指定期間等)

第3条 甲が、乙を指定管理者として指定する期間（以下「指定期間」という。）
は、令和7年（2025年）4月1日から令和17年（2035年）3月31日までとする。

2 指定管理者が行う業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日
までとする。

第2章 業務の範囲

(業務の範囲)

第4条 乙は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 条例第3条及び第4条第2項に規定する業務

(2) 甲又は甲の関係機関が主催する事業への協力に関する業務

- (3) 災害時の対応に関する業務
 - (4) 箕面市公共施設予約システムの利用者登録手続等に関する規則（平成19年規則第76号）第2条第2号に規定する公共施設予約システムを用いた他館の利用に関する業務
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認めて定める業務
- 2 前項の業務（以下単に「業務」という。）を行うにあたっては、この協定に定める事項のほか、箕面市立中央・東・西南生涯学習センター指定管理者募集要項（令和6年7月8日公表。以下「募集要項」という。）及び箕面市立中央・東・西南生涯学習センター指定管理者業務水準書（同日公表。以下「業務水準書」という。また、募集要項及び業務水準書を以下「募集要項等」という。）に定める事項を遵守するものとする。

（特別提案の取扱い）

第5条 乙から提出された令和6年(2024年)8月20日付「箕面市立中央・東・西南生涯学習センター指定管理者申込書」に記載された、中央生涯学習センターとメイプルホールの一括管理を前提とした特別提案については、次の各号に掲げる内容についてこれを採用することとし、指定期間を10年間とすることを認める。

- (1) 利用者の利便性向上に係る施設・設備の更新・改修等を実施する。
 - (2) 市における生涯学習活動を支える総合的な拠点施設としての取り組みを実施する。
 - ア 芸術文化を通した地域及び施設の活性化等を図る取り組みの実施
 - イ 地域の活性化と子育て世代の支援の継続的な実施
- 2 前項の特別提案については、甲乙協議の上で実施する時期等を別に定める。
- 3 上記の提案の実施に関する費用は、乙の負担とする。

（自主事業）

- 第6条 乙は、生涯学習センターの設置目的の範囲内で、かつ、業務の実施を妨げない範囲において、自主事業を実施することができる。
- 2 乙は、自主事業を実施する場合は、第20条の事業計画書に記載しなければならない。
- 3 自主事業にかかる費用については、乙の負担とする。

第3章 業務の実施

（業務の実施）

第7条 乙は、この協定、募集要項等、条例、関係法令等のほか、第20条に規定する事業計画書等に従って業務を実施するものとする。

（第三者への委託）

第8条 乙は、業務を行うに当たり、あらかじめ書面により甲の承認を得て、業務の一部を第三者に委託することができる。この場合において、乙は、当該委託に関して全ての責任を負い、及び費用を負担するものとする。

（緊急時等の対応）

第9条 乙は、災害等の緊急事態が生じたとき、又は生じるおそれがあると判断したときは、直ちに必要な措置を講ずるとともに、甲又は甲の関係機関にその旨を連絡しなければならない。なお、箕面市地域防災計画に定めるところにより、箕面市が災害対策本部を設置したときは、甲又は甲の関係機関の指示に従わなければならない。

- 2 乙は、緊急事態に備えて、防災対策、防犯対策等の危機管理マニュアルを作成し、業務の従事者に周知するとともに、甲にその写しを提出するものとする。
- 3 大規模な災害時に箕面市災害時における特別対応に関する条例（平成24年箕面市条例第1号）第5条の規定により特別対応の宣言が出されたときは、乙は、同条例の定めるところにより、管理等を行わなければならない。

（公益通報等の取扱い）

第10条 乙の役員又は乙の従業員は、箕面市職員等の公益通報に関する要綱（平成19年箕面市訓令第54号）第5条第1項の規定に基づき、通報窓口に公益通報をることができる。

- 2 乙の役員又は乙の従業員は、甲又は箕面市職員等の公益通報に関する要綱第7条に規定する公益通報処理委員会が行う公益通報に関する調査に誠実に協力しなければならない。
- 3 乙は、公益通報を受けたときは、速やかに通報窓口に報告しなければならない。
- 4 その他、公益通報等の取扱いに関しては、箕面市職員等の公益通報に関する要綱の規定に基づき処理を行うものとする。

5 乙の役員又は乙の従業員は、公益通報に関する調査により知り得た秘密を漏らしてはいけない。なお、その職を退いた後も同様とする。

(情報公開、文書の管理等)

第11条 乙は、箕面市情報公開条例（平成17年箕面市条例第2号）の趣旨を踏まえ、積極的に生涯学習センターの管理に関する情報の公開に努めなければならない。

2 乙は、本業務に関わって作成し、又は取得した文書、図面（写真、スライド及びマイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。また、文書、図面及び電磁的記録を以下「対象文書」という。）について、適正に管理し、保存しなければならない。

3 甲は、対象文書であって甲が保有していないものに關し箕面市情報公開条例に基づく開示の申し出があったときは、乙に対し、当該対象文書の写しを提供するように求めるものとし、乙はその求めに応じて提供するものとする。

4 乙は、指定期間の満了と同時に、対象文書について、甲の指示に従い、甲又は甲の指定する者に対し、引き継ぐ等の処理を行わなければならない。

(個人情報等の取扱い)

第12条 乙は、本業務の履行に際して知り得た個人情報（以下「指定管理者個人情報」という。）の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守するとともに、箕面市の保有する個人情報等保護管理要綱（令和5年訓達第13号）（以下「保護管理要綱」という。）に基づく市の安全管理措置を準用し、指定管理者個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。なお、死者に関する情報の取扱いは箕面市死者情報取扱要綱（令和5年訓令第29号）を準用することとする。

2 乙は、個人情報に係る事務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ受任者又は下請負人の名称、業務内容及びその他甲が必要とする事項を書面により甲に通知し、承諾を得た場合はこの限りではない。

3 乙は、指定管理者個人情報の漏えい等の事案が発生した場合は、速やかに甲に報告の上、個人情報の保護に関する法律及び保護管理要綱に準じた措置を講じるものとする。

4 乙は、指定管理者個人情報に係る保有個人データに關し、個人情報の保護に

関する法律に基づく開示、訂正及び利用停止等の請求があったときは、個人情報取扱事業者として適切に対応を行わなければならない。なお、甲は、当該個人情報が甲にとっての保有個人情報に該当する場合には、乙に対し、当該個人情報の提供を求めるものとし、乙はその求めに応じて提供するものとする。また、指定管理者個人情報が死者に関する情報であった場合は、箕面市死者情報取扱要綱に準じ、対応するものとする。

5 乙及び乙の従事者（退職者も含む。）は、個人情報の保護に関する法律の趣旨を遵守するとともに、同法第176条、第180条及び第183条の罰則の適用を受けるものとする。

（人権研修の実施）

第13条 乙は、本業務に従事する者が人権について、正しい認識をもって業務を遂行できるよう、人権研修を行うものとする。

（労働安全の確保）

第14条 乙は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、同施行令（昭和47年政令第318号）、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）、その他労働災害防止関係法令の定めるところにより、常に安全管理に必要な措置を講じ、労働災害の防止に努めなければならない。

第4章 備品等の扱い

（備品等の貸与）

第15条 甲は、募集要項等と同時に配布した備品台帳に記載する備品等を、乙に無償で貸与するものとする。

2 乙は、甲から貸与された備品等を適正に管理するとともに、破損し、又は滅失した場合は、速やかにその状況を甲に報告し、原状回復しなければならない。

（備品等の帰属）

第16条 前条第1項の備品等は、甲に帰属する。

2 乙は、指定期間中、前条第1項の備品等について、業務を履行するためにのみ利用するものとし、第三者に当該備品等に係る権利を譲渡し、又は業務外で当該備品等を貸与してはならない。

（乙による備品等の購入等）

第17条 乙は、第15条に定めるもののほか、業務を行うにあたり必要とする備品等を第26条に規定する指定管理料をもって購入するときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

2 前項により購入した備品等は、指定期間中は乙に帰属するものとし、第15条第1項の貸与備品台帳とは別にこれを管理するものとする。

（施設、設備の改修等）

第18条 乙は、第20条に定めるとおり、施設、附属設備等の維持管理計画書（改修計画）に、改修等に関する項目を記載し、甲の承認を受けるものとする。

2 乙は、施設、設備に改修等が必要と判断した場合は、速やかに、甲に報告し、甲と協議しなければならない。

3 前項の協議の結果、施設、設備の改修等を甲が承認した場合は、第19条第1項及び第2項に規定する負担上限額の範囲内で、乙が改修等を行うこととし、当該負担上限額を超える場合は、甲が改修等をするものとする。ただし、乙の故意又は過失による場合は、当該負担上限額の範囲外で乙が改修等を行わなければならない。

（備品の修繕及び施設、設備の改修等に係る負担上限額）

第19条 指定期間において、乙が負担する備品の修繕及び施設、設備の改修等に係る費用の負担上限額（消費税及び地方消費税を除く。なお、消費税をえた額において、1円未満の端数が生じる場合は、小数点第1位を四捨五入する。以下「負担上限額」という。）は、次表のとおりとする。

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
2,728,364円	2,727,000円	2,727,000円	2,727,000円	2,727,000円	
令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	合計
3,000,000円	3,000,000円	3,000,000円	3,000,000円	3,000,000円	28,636,364円

- 2 令和12年度から令和16年度の金額は、上記の表の額又は第27条により変更した指定管理料に基づいて算出した額とする。
- 3 指定期間の第2年度以降の一の年度における負担上限額は、前年度における備品の修繕及び施設、設備の改修等に係る費用の合計額が負担上限額に達していない場合、その差額を当該年度の負担上限額に加えた額とする。
- 4 前3項の規定に関わらず、一の年度において、備品の修繕及び施設、設備の改修等に係る費用の合計額が、当該年度の負担上限額を超える場合は、甲乙協

議のうえ、当該費用の合計額の範囲内で負担上限額を見直すことができる。なお、当該年度の負担上限額を見直した場合の次年度の負担上限額は、当該費用の合計額と見直し前の負担上限額との差額を第1項の額から差し引いた金額とする。

5 指定期間の最終年度における備品の修繕及び施設、設備の改修等に係る費用の合計額が、当該年度の負担上限額に達しない場合は、当該差額の取扱いについて、甲乙協議するものとする。

第5章 業務実施に係る甲の確認事項

（事業計画書等の提出）

第20条 乙は、毎年度、甲の指定する日までに、次の各号に掲げる計画書（以下「事業計画書等」という。）を提出し、甲の承認を受けなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支計画書
- (3) 施設、附属設備等の維持管理計画書（改修計画）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項に関する計画書

（業務報告書等の提出）

第21条 乙は、業務を実施するにあたっては、業務日報を備えて常に施設利用状況等を把握するとともに、毎月の業務実施状況や利用状況その他の業務の実施状況を業務報告書としてとりまとめ、翌月10日までに甲に提出しなければならない。

2 乙は、毎年度終了後2か月（指定管理者の指定を取り消された場合にあっては、その取り消された日から60日）以内に、法第244条の2第7項の規定により、当該年度における生涯学習センターの利用状況、利用料金収入の実績、管理経費等の収支状況その他の業務の実施状況が記載された事業報告書を甲に提出しなければならない。

（甲による業務実施状況の確認）

第22条 甲は、前条第1項の規定により乙が提出した業務報告書及び同条第2項の規定により乙が提出した事業報告書に基づき、乙が行う業務の実施状況の確認を行うものとする。

2 甲は、前項に規定する確認のほか、法第244条の2第10項の規定により

業務の実施状況又は経理状況を確認することを目的として、隨時、乙に対して必要な報告を求め、又は実地に調査することができる。

3 乙は、甲から前項の規定による報告の徴収又は実地調査を行う通知を受けたときは、合理的な理由がある場合を除いて、これに応じなければならない。

(甲による業務の改善の指示)

第23条 甲は、前条の規定による報告の徴収又は実地調査の結果、業務が募集要項等の内容を満たしていないと認めるときは、法第244条の2第10項の規定により乙に対して業務の改善を指示するものとする。

2 甲は、乙が第25条第2項の規定による必要な措置を講じなかつたときは、前項に規定する業務の改善を指示することができる。

3 乙は、前2項の指示を受けたときは、速やかにこれに応じなければならない。

(重要事項の変更の届出)

第24条 乙は、次に掲げる事項に変更が生じたときは、条例第7条の規定により10日以内に甲に届け出なければならない。

- (1) 法人の名称
- (2) 法人の所在地
- (3) 法人の定款その他これに類する書類
- (4) 法人の役員
- (5) 法人の登記事項証明書その他これに類する書類の記載事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、甲が指定する事項

(評価の実施)

第25条 乙は、甲が業務の実施状況についての評価を実施しようとするときは、次に掲げる事項のうち甲が必要と認めるものを実施しなければならない。

- (1) 利用者の意見等を聴取するためのアンケートの実施
- (2) 利用者の意見等を聴取するための意見交換会の実施
- (3) 評価の実施に必要な資料の作成
- (4) 評価の実施時における説明
- (5) 前各号に掲げるもののほか、評価の実施に関すること

2 乙は、業務の実施状況について甲が行った評価の結果、業務の改善の必要があると認められたときは、当該評価の結果を尊重して必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第6章 指定管理料及び利用料金

(指定管理料)

第26条 甲は、業務の実施に係る経費として、次表に定める指定管理料（以下「指定管理料」という。）に業務実施期間における消費税及び地方消費税（1円未満の端数が生じる場合は、小数点第1位を四捨五入する。）を加えた額を乙に支払うものとする。ただし、同表の各期間における指定管理料は、業務が募集要項等の内容を満たしている場合に満額を支払うものとする。

業務実施期間	指定管理料(税抜金額)
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで	114,907,674円
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	114,907,674円
令和9年4月1日から令和10年3月31日まで	114,907,674円
令和10年4月1日から令和11年3月31日まで	114,907,674円
令和11年4月1日から令和12年3月31日まで	114,907,674円
令和12年4月1日から令和13年3月31日まで	128,968,918円 又は第27条により変更した額
令和13年4月1日から令和14年3月31日まで	128,968,914円 又は第27条により変更した額
令和14年4月1日から令和15年3月31日まで	128,968,914円 又は第27条により変更した額
令和15年4月1日から令和16年3月31日まで	128,968,914円 又は第27条により変更した額
令和16年4月1日から令和17年3月31日まで	128,968,914円 又は第27条により変更した額
合 計	1,219,382,944円 又は令和7年度から令和11年度の額に 第27条により変更した令和12年度 から令和16年度の額を加えた額

- 2 甲は、指定管理業務の執行にあたり、乙が乙の責に帰すべき事由により利用者その他第三者に損害を及ぼした場合、又は乙が生涯学習センターの施設、附属設備等を破損若しくは滅失した場合は、業務が募集要項等の内容を満たしていないものとして、指定管理料を減額することができる。
- 3 前項に定めるもののほか、やむを得ない事情により指定管理料を変更すると

きは、甲乙協議により決定するものとする。

(指定管理料の見直し)

第27条 指定管理開始日から4年を経過した後に、賃金水準又は物価水準の変動を勘案し、6年目以降の指定管理料の見直しを行うものとする。

2 前項による指定管理料変更の要否及び指定管理料の変更額は、甲乙協議により決定するものとする。

(指定管理料の支払方法)

第28条 甲は、指定管理料について、次表の各月支払額（税抜金額）に業務実施期間における消費税及び地方消費税（1円未満の端数が生じる場合は、小数点第1位を四捨五入する。）を加えた額を、乙の請求により、前金払いで支払うものとする。

支払月	支払額（税抜金額）		
	令和7年度から 令和11年度まで	令和12年度	令和13年度から 令和16年度まで
4月	28,729,674円	32,242,918円	32,242,914円
7月	28,726,000円	32,242,000円	32,242,000円
10月	28,726,000円	32,242,000円	32,242,000円
1月	28,726,000円	32,242,000円	32,242,000円
合計	114,907,674円	128,968,918円	128,968,914円

2 第26条第2項の規定により減額する場合、第36条の規定により業務の一部を免除した場合その他の指定管理料を減額する理由がある場合は、年度末において精算するものとする。

(利用料金)

第29条 甲は、生涯学習センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を乙の収入として収受させるものとする。なお、指定期間の満了後において、指定期間中の利用に係る未収利用料金は、乙に帰属する。

2 利用料金の額は、乙があらかじめ甲の承認を得て定める。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

第7章 損害賠償及び不測事態

(リスクの分担)

第30条 生涯学習センターの管理に伴うリスク（予測できない危険及び責任の負担をいう。）の分担については、この協定に定めるもののほか、別紙「リスク分担区分表」に定めるとおりとする。

2 前項に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲乙協議して、当該リスクの分担を定めるものとする。

(損害賠償等)

第31条 乙は、指定管理業務の執行にあたり、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(第三者への損害の負担)

第32条 乙は、指定管理業務の執行にあたり、乙の責めに帰すべき事由により利用者その他第三者へ損害を与えたとき、又は生涯学習センターの施設、附属設備等を破損若しくは滅失したときは、速やかに甲に報告するとともに、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、当該賠償のうち甲の責めに帰すべき事由により生じた賠償については、甲が負担するものとする。

- 2 前項の場合において、利用者その他第三者との間に紛争が生じたときは、乙は、乙の費用負担において解決に当たらなければならない。ただし、前項ただし書により甲の負担となった場合を除くものとする。
- 3 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について利用者その他第三者に対して賠償したときは、乙に対して、賠償した金額その他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。
- 4 甲が実施する施設の改修等により施設を閉鎖した際に生じた損害については、甲乙協議の上対応を行うものとする。
- 5 災害等により甲の関係機関が緊急に施設を利用した際に生じた費用等については、甲乙協議の上対応を行うものとする。
- 6 甲及び乙は、甲乙いずれの責めにも帰すべき事由がない利用者その他第三者に関する事故、損害等については、甲乙協議の上対応を行うものとする。

(賠償責任保険の加入)

第33条 乙は、指定管理業務の執行にあたり、施設、附属設備等及び利用者そ

の他第三者の身体又は財物に対する賠償責任保険に加入しなければならない。

(不測事態発生時の対応)

第34条 乙は、不測事態が発生した場合において、不測事態の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不測事態により発生する損害、損失又は増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不測事態によって発生した費用の負担等)

第35条 乙は、不測事態の発生に起因して乙に損害、損失及び増加費用が発生した場合は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受け取ったときは、書面の内容の確認を行い、乙と協議の上、不可抗力の判定や費用負担等を決定するものとする。

(不測事態による業務実施の免除)

第36条 前条第2項に定める協議の結果、不測事態の発生により業務の一部の実施ができなくなったと認められるときは、乙が不測事態により影響を受ける限度においてこの協定に定める業務を免れるものとする。

2 乙が不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合において、甲は、乙が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分を指定管理料から減額することができるものとする。

第8章 指定期間満了前の指定の取消し等

(指定の取消し等)

第37条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

- (1) 第23条に規定する甲による業務改善の指示に対して、期間内に従わなかったとき。
- (2) 不正な手段により指定管理者の指定を受けたとき。
- (3) 第4条の業務を適正に行うことができなくなったとき。
- (4) 募集要項の「9 応募の資格」に掲げる要件を満たさなくなったとき。
- (5) 甲に対して報告義務を怠り、又は虚偽の報告を行ったとき。

(6) 指定管理業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は目的外に使用したとき。

(7) その他、乙に指定管理業務を行わせておくことが適当でないと認められるとき。

2 指定の取消し又は業務の停止処分が乙の責めに帰すべき事由によるときは、甲に生じた損害は、乙が賠償するものとする。

(乙による指定の取消しの申出)

第38条 乙は、指定期間内において、指定管理者の地位を辞退しようとするときは、管理を行わないこととなる日の1年以上前までに、甲に申し出なければならない。

2 前項の規定による指定の辞退により甲に損害が生じたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。

(不測事態による指定の取消し)

第39条 甲又は乙は、不測事態の発生により、業務の継続等が困難と判断した場合において、相手方に対して指定の取消しの協議を求めることができるものとする。

2 前項の協議の結果、やむを得ないと判断されるときは、甲は、指定の取消しを行うものとする。

3 前項に規定する指定の取消しによって乙に発生する損害、損失及び費用の増加は、甲と乙の協議により決定するものとする。

(指定管理料の返還)

第40条 乙は、第37条の規定により指定を取り消されたとき、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、甲の請求により指定管理料の全部又は一部を返還しなければならない。

(指定期間満了前の指定の取消しの取扱い)

第41条 第37条から第39条までの規定により指定期間満了前に指定の取消しがあった場合においては、第28条の規定にかかわらず、甲は、第31条及び第32条に定める額を除き、日割計算により指定管理料を支払うものとする。

第9章 指定期間満了等の取扱い

（次期指定管理者等への引継ぎ）

第42条 乙は、指定期間が満了したとき、条例第8条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたとき、又は甲が必要であると認めたときは、甲の指示するところにより、市民サービスの低下を招かないように、甲又は甲が指定する者に対し、業務の実施に伴って収集した情報、作成した業務マニュアル、施設情報やイベント情報などのホームページ情報等を含めて、事務及び利用料金にかかる預かり金等を引き継がなければならない。

（原状回復義務）

第43条 乙は、指定期間が満了したとき、又は条例第8条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、指定開始日を基準として生涯学習センターを原状回復し、甲に対して明け渡さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲が認める場合においては、乙は生涯学習センターの原状回復を行わずに、甲が定める状態で甲に対して明け渡すことができるものとする。

（備品等の扱い）

第44条 乙は、指定期間が満了したとき、又は条例第8条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、備品等を次のとおり扱うものとする。

- (1) 乙は、第15条に定める備品等については、甲又は甲が指定する者に対して引継ぐものとする。
- (2) 乙は、第17条に定める備品等については、原則として、甲又は甲が指定する者に対して譲渡し、引継ぐこととし、その他の備品等については、甲乙協議の上、乙が自己の責任と費用で撤去するものとする。なお、甲乙協議により両者が合意した場合においては、乙は、甲又は甲が指定する者に対して引継ぐことができるものとする。

第10章 その他

(権利、義務の譲渡の禁止)

第45条 乙は、この協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を受けたときは、この限りでない。

(苦情等への対応)

第46条 乙は、利用者からの苦情等については、原則として次のように対応する。

- (1) 乙が行ったサービス内容の苦情等については、乙が処理対応を行い、甲への連絡及び報告を行うものとする。また、必要な場合は、甲も処理対応を行うものとする。
- (2) 乙が行った利用承認・不承認に対する不服申立てについては、法第244条の4第1項の規定により甲への審査請求となる。

(暴力団の排除)

第47条 乙は、条例第12条第3号、第14条第3号及び第17条に基づき、暴力団の利益になる施設の利用を制限する努めを負うものとする。

(施設の情報管理)

第48条 乙は、甲の事務事業の一端を担っている性質上、利用者の情報やイベント情報等の業務にかかる文書の管理について適切に作成・保管するものとする。

(協定の変更)

第49条 業務に関し、業務の前提条件や内容が変更したとき、又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議により、この協定の規定を変更することができるものとする。

(疑義の解釈)

第50条 この協定及び募集要項等に定めのない事項又はこの協定及び募集要項等の解釈について疑義が生じたとき、若しくはこの協定締結時の想定を超える事態が生じたときは、甲乙協議により、定めるものとする。

（協定の効力）

第51条 この協定は、箕面市議会で生涯学習センターに係る「指定管理者の指定の件」が可決されたとき、協定としての効力を生ずるものとする。議決が得られなかったとき（否決の議決を含む。）は、それまでの甲及び乙が要した費用は各自の負担とし、相手方に対し、損害賠償その他一切の請求は行わないものとする。

（裁判管轄）

第52条 この協定に関する紛争は、大阪地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年(2024年)11月20日

甲 箕面市西小路四丁目6番1号
箕面市教育委員会
教育長 滕 迫 稔 団

乙 箕面市箕面五丁目11番23号
公益財団法人箕面市メイプル文化財団
理事長 小 枝 正 幸 団

【別紙】

リスク分担区分表

リスクが生じる原因		リスク分担	
種類	内容	委員会	指定管理者
法令改正※1	法令改正による、施設改修等	○	
物価変動	指定後のインフレ、デフレ	協議事項	
運営費の膨張	人件費等の運営費の膨張	協議事項	
利用変動	当初の利用見込みと異なる状況		○
利用料金未収	利用料金の未収による収入減		○
施設設備等の損傷	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の損傷		○
	経年劣化等管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の損傷（不可抗力によるものを含む。）	協議事項	
損害賠償	運営・維持管理において第三者に損害を与えた場合（管理瑕疵）		○
	施設の設置上の不備において第三者に損害を与えた場合（設置瑕疵）	○	
	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の不備による事故や火災等に伴う利用者及び入館者への損害		○ ※2
	管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の不備による事故や火災等に伴う利用者及び入館者への損害（不可抗力によるものを含む。）	協議事項	
運営リスク	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の不備による事故や火災等による臨時休館等に伴う運営リスク		○ ※2
	管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の不備による事故や火災等による臨時休館等に伴う運営リスク（不可抗力によるものを含む。）	協議事項	
	施設設置者の責任による事業の中止・遅延	○	
	指定管理者の責任による事業の中止・遅延		○
	不可抗力による事業の中止・遅延	協議事項	
その他	指定管理者の事業放棄・破綻		○
	必要な資金の確保		○
	管理業務開始前及び業務終了後の引継ぎに関する費用		○

※1 税法を除きます。

※2 一定のリスクに対応できる保険に加入するものとします。

箕面市立障害者福祉センターささゆり園の指定管理に係る協定書

箕面市（以下「甲」という。）と社会福祉法人あかつき福祉会（以下「乙」という。）とは、次のとおり、箕面市立障害者福祉センターささゆり園（以下「センター」という。）の指定管理に係る協定を締結する。

第1章 総 則

（本協定の目的）

第1条 本協定は、箕面市立障害者福祉センター条例（平成15年箕面市条例第50号。以下「条例」という。）に基づくセンターの指定管理者の行う管理運営等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（指定管理者の指定の意義）

第2条 甲及び乙は、センターの管理に関して甲が指定管理者の指定を行うことの意義は、社会福祉法人たる乙の能力を活用しつつ、利用者に対するサービスの効果及び効率を向上させ、もって障害者福祉の一層の増進を図ることにあることを確認する。

（指定管理者の責務）

第3条 乙は、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他関係法令及び条例その他の関係規定等並びにこの協定に定めるところに従い、信義に沿って誠実にこれを履行し、センターが円滑に運営されるよう管理しなければならない。

（管理する施設）

第4条 乙が指定管理者として管理を行うセンターの名称及び所在地等は、次のとおりとする。

- （1）名 称 箕面市立障害者福祉センターささゆり園
- （2）所 在 地 箕面市西小路三丁目9番9号
- （3）施設規模 鉄筋コンクリート 平屋建て

- 2 乙は、善良なる管理者の注意をもってセンターを管理しなければならない。
- 3 乙は、甲が認めた場合を除き、第12条第1項各号に規定する業務（以下「本

業務」という。)を履行する目的外でセンターを使用してはならない。

(指定期間)

第5条 本協定による指定期間は、令和7年4月1日から令和17年3月31日までとする。

2 本業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(開館時間)

第6条 センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、乙が特に必要と認めるときは、あらかじめ甲の承認を得てこれを変更することができる。

(休館日)

第7条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、乙が特に必要と認めるときは、あらかじめ甲の承認を得てこれを変更することができる。

- (1) 毎月第一日曜日及び第三日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日

(入館の制限)

第8条 乙は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、センターへの入館を禁じ、又はセンターからの退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる行為をする者
 - (2) 他人の迷惑になる物品又は動物を携帯する者
 - (3) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある者
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が管理上支障があると認める者
- 2 乙は、災害等により甲がセンターを利用する必要があるとき又はセンターが利用できないと甲が認めるときは、センターへの入館を禁じ、センターから退館させることができる。

(利用対象者)

第9条 センターを利用できる者(第12条第1項第1号に規定する

事業を利用するため、センターを利用する者を除く。)は、市内に居住する者又は市内に主たる事務所を有する団体であって、障害者等の健康の保持及び福祉の増進に寄与すると認められるものとする。

(利用料金)

第10条 センターを利用する者は、センターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を乙に納付するものとする。

- 2 利用料金は、あらかじめ甲の承認を得て乙が定める。
- 3 乙は、利用料金を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 4 利用料金は、乙の収入として収受させるものとする。なお、指定期間の満了後において、指定期間中の利用に係る未収利用料金は、乙に帰属する。

(利用定員)

第11条 センターの利用定員は、あらかじめ甲の承認を得て乙が定める。

第2章 業務の範囲

(業務の範囲)

第12条 甲は、次に掲げる業務を乙に行わせる。

- (1) 条例第2条第1号に規定する事業の実施に関すること。
 - (2) 条例第2条第2号に規定する事業の実施に関すること。
 - (3) 条例第2条第3号に規定する事業の実施に関すること。
 - (4) 条例第2条第4号に規定する事業の実施に関すること。
 - (5) 条例第2条第5号に規定する事業の実施に関すること。
 - (6) 条例第2条第6号に規定する事業の実施に関すること。
 - (7) 条例第3条第2項第2号に規定するセンターの施設及び設備の維持管理に関すること。
 - (8) その他甲が必要と認める業務
- 2 前項各号に掲げる本業務の細目は、仕様書に定めるとおりとする。なお、仕様書に定めのないものについては、「箕面市立障害者福祉センターささゆり園指定管理者募集要項」(令和6年9月20日制定)及び「箕面市立障害者福祉センターささゆり園指定管理者業務水準書」(令和6年9月20日制定)の定めるところによるものとする。

(業務の範囲、業務の細目等の変更)

第13条 甲又は乙は、必要と認めたときは、相手方に対する通知をもって前条に定める業務の範囲並びに仕様書で定める業務の細目及び水準の変更を求めることができる。

- 2 甲又は乙は、前項の通知を受けたときは、協議に応じなければならない。
- 3 業務の範囲又は業務の細目又は水準の変更については、前項の協議において決定するものとする。
- 4 甲及び乙は、前項の決定を行ったときは、当該決定を円滑に履行できるよう、速やかに、所要の措置を講じなければならない。

第3章 業務の実施

(業務の実施)

第14条 乙は、本協定、条例、関係法令等のほか、第27条第1項に規定する事業計画書等に従って業務を実施するものとする。

- 2 本協定、事業計画書等の間に矛盾又は齟齬があるときは、本協定、事業計画書等の順にその解釈が優先するものとする。
- 3 前項の規定に関わらず、事業計画書等において仕様書を上回る業務の水準が提案されているときは、事業計画書等に示された業務の水準によるものとする。

(関係法令の遵守)

第15条 センターの管理を行うにあたっては、次の法令等の規定を遵守するものとする。

- (1) 地方自治法その他関連法規
- (2) 労働基準法、労働安全衛生法その他労働管理関係法規
- (3) 消防法、電気事業法その他施設管理関係法規
- (4) 身体障害者福祉法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他関係法規
- (5) 箕面市立障害者福祉センター条例
- (6) 個人情報の保護に関する法律
- (7) 箕面市個人情報の保護に関する法律施行条例

- (8) 箕面市情報公開条例
- (9) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律
- (10) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
- (11) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律
- (12) 箕面市障害者情報コミュニケーション促進条例及び箕面市手話言語条例
- (13) その他関連法規、通知、要領等

(公益通報等の報告)

- 第16条 乙の役員又は乙の従業員は、箕面市職員等の公益通報に関する要綱（平成19年箕面市訓令第54号）第5条第1項の規定に基づき、通報窓口に公益通報をすることができる。
- 2 乙の役員又は乙の従業員は、正当な理由がある場合を除き、甲又は箕面市職員等の公益通報に関する要綱第7条に規定する公益通報処理委員会が行う公益通報に関する調査に誠実に協力しなければならない。
 - 3 乙は、本業務について公益通報を受けたときは、速やかに通報窓口に報告しなければならない。
 - 4 乙の役員又は乙の従業員は、公益通報に関する調査により知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(第三者による実施)

- 第17条 乙は、事前に甲の承認を受けた場合を除いて、業務の一部を第三者に委託し、又は、請け負わせてはならない。
- 2 乙が業務の一部を第三者に実施させるときは、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、本業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。

(緊急時等の対応)

- 第18条 乙は、災害等に備えて防災マニュアルを作成し、センターの管理業務の従事者に周知するとともに、箕面市にその写しを提出しなければならない。
- 2 乙は、事故や災害等の緊急事態が発生し、又は発生する恐れがある場合にお

いて、センターの利用者に危険等があると判断するときは、センターの管理について甲に協議しなければならない。ただし、甲に協議する暇がないときは、乙は利用者の安全を確保する等速やかに必要な措置を講ずるとともに、甲を含む関係機関に対して緊急事態発生の旨を通報しなければならない。

3 乙は、箕面市域内で災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、甲、警察署、消防署その他の関係機関と連携を図り初動対応を行うとともに、箕面市地域防災計画に定めるところにより甲が災害対策本部を設置したときは、甲及び甲の関係機関の指示に従うとともに、被災者のうち地域の避難所での生活が困難と思われる要援護高齢者・障害者の受け入れの協力等を行わなければならない。

（個人情報の取扱い）

第19条 乙は、本業務の履行に際して知り得た個人情報（以下「指定管理者個人情報」という。）の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守するとともに、箕面市の保有する個人情報等保護管理要綱（令和5年箕面市訓達第13号。）に基づく市の安全管理措置を準用し、指定管理者個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。なお、死者に関する情報の取扱いは箕面市死者情報取扱要綱（令和5年箕面市訓令第29号）を準用することとする。

2 乙は、個人情報に係る事務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ受任者又は下請負人の名称、業務内容及びその他甲が必要とする事項を書面により甲に通知し、承諾を得た場合はこの限りではない。

3 乙は、指定管理者個人情報の漏えい等の事案が発生した場合は、速やかに甲に報告の上、個人情報の保護に関する法律及び箕面市の保有する個人情報等保護管理要綱に準じた措置を講じるものとする。

4 乙は、指定管理者個人情報に係る保有個人データ（個人情報の保護に関する法律第16条第4項に規定する保有個人データをいう。以下この条において同じ。）に関し、個人情報の保護に関する法律に基づく開示、訂正及び利用停止等の請求があったときは、乙は個人情報取扱事業者として適切に対応を行わなければならない。なお、甲は、当該保有個人データで取り扱う個人情報が甲にとっての保有個人情報に該当する場合には、乙に対し、当該個人情報の提供を求めるものとし、乙はその求めに応じて提供するものとする。

また、指定管理者個人情報が死者に関する情報であった場合は、箕面市死者情報取扱要綱に準じ、対応するものとする。

5 乙及び乙の従事者（退職者を含む。）は、個人情報の保護に関する法律の趣旨を遵守するとともに、同法第176条、第180条及び第183条までの罰則規定の適用を受けるものとする。

（情報公開、文書の管理等）

第20条 乙は、箕面市情報公開条例（平成17年箕面市条例第2号）の趣旨を踏まえ、積極的にセンターの管理に関する情報の公開に努めなければならない。

2 乙は、本業務に関わって作成し、又は取得した文書、図面（写真、スライド及びマイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下これらを「対象文書」という。）について、適正に管理し、保存しなければならない。

3 甲は、対象文書であって甲が保有していないものに關し箕面市情報公開条例に基づく開示の申し出があったときは、乙に対し、当該対象文書の写しを提供するよう求めるものとし、乙はその求めに応じて提供するものとする。

4 乙は、指定期間の満了と同時に、対象文書について、甲の指示に従い、甲又は甲の指定する者に対し、引き継ぐ等の処理を行わなければならない。

（人権研修等の実施）

第21条 乙は、本業務に従事する者が人権問題、個人情報保護、障害者福祉、障害者虐待防止等について、正しい認識をもって業務を遂行できるよう、人権研修等を行うものとする。

（指定管理者の評価の実施）

第22条 乙が業務の評価を受けるときは、次に掲げる事項のうち甲が必要と認めるものを実施しなければならない。

- （1）利用者の意見等を聴取するためのアンケートの実施
- （2）評価の実施に必要な資料の作成
- （3）評価の実施時における説明
- （4）前各号に掲げるもののほか、評価の実施に関すること

2 乙は、前項の評価の結果、業務の改善の必要があると認められたときは、当該評価の結果を尊重して必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（障害者雇用率等の達成及び国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律の取組並びに合理的配慮の提供等）

第23条 乙は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）により規定されている雇用率を達成していないときは、障害者雇入れ計画に基づき、乙における雇用を誠実に履行しなければならない。

2 乙は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）の趣旨を踏まえた取組を進めるよう努めなければならない。

3 乙は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）、箕面市手話言語条例（令和5年箕面市条例第39号）、箕面市障害者情報コミュニケーション促進条例（令和5年箕面市条例第40号）の趣旨を踏まえた合理的配慮の提供等の取組を推進しなければならない。

第4章 備品等の扱い

（甲による備品等の貸与）

第24条 甲は、別紙備品一覧表に示す備品等を無償で乙に貸与する。

2 乙は、指定期間中、備品等を常に良好な状態に保ち、適正に管理しなければならない。

3 乙は、別紙備品一覧表に示す備品等が経年劣化等により本業務の実施の用に供することができなくなったときは、甲との協議により、甲が承認した場合に処分できることとし、処分に関する費用が発生するときは、乙が負担するものとする。

4 乙は、故意又は過失により備品等をき損又は滅失したときは、甲との協議により、必要に応じて甲に対しこれを弁償又は自己の費用で当該物と同等の機能を有するものを購入又は調達しなければならない。

5 乙は、前2項により、備品等の処分等を行ったときは、別紙備品一覧表を更新するものとする。

（備品等の帰属）

第25条 前条の備品等は甲に帰属し、乙は、指定期間中、業務を履行するためのみ利用するものとし、第三者に権利を譲渡し、又は貸与してはならない。

(乙による備品等の購入等)

第26条 乙は、第24条に定めるもののほか、本業務を行うにあたり必要な備品等を購入又は調達することができる。

2 乙が購入又は調達した備品等は、乙に帰属するものとし、第24条第5項の規定により更新した別紙備品一覧表とは別にこれを管理するものとする。

第5章 業務実施に係る甲の確認事項

(事業計画書等の提出)

第27条 乙は、毎年度、甲の指定する日までに、次の各号に掲げる計画書（以下「事業計画書等」という。）を提出し、甲の承認を受けなければならない。

- (1) 施設、附属設備等の維持管理計画
- (2) 第12条第1項第1号から第6号及び第8号に掲げる事業に係る事業計画
- (3) 収支計画
- (4) 人員体制計画
- (5) 職員研修計画

2 甲及び乙は、前項の規定に基づき定めた事業計画書等の内容を変更しようとするときは、甲と乙の協議により決定するものとする。

(業務報告書等の提出)

第28条 乙は、第14条第1項の規定に基づき業務を実施するにあたっては、業務日報を備え常に施設利用状況等を把握するとともに、毎月の業務実施状況や利用状況を業務報告書としてとりまとめ、翌月10日までに甲に提出しなければならない。

2 乙は、毎年度終了後、地方自治法第244条の2第7項の規定に基づき、センターの管理業務に關し、当該年度における管理業務の実施状況や利用状況、管理業務にかかる事業活動収支計算書等（利用料金収入の実績、管理経費等の収支状況等）、乙による管理の実態を把握するために必要な事項が記載された事業報告書を作成し、翌年度の5月31日までに、甲に提出しなければならぬ。

い。

(甲による業務実施状況の確認)

第29条 甲は前条の規定により乙が提出した業務報告書に基づき、乙が行う本業務の実施状況及び施設の管理状況の確認を行うものとする。

- 2 甲は、前項に規定する確認のほか、乙による本業務の実施状況等を確認するために必要と認めるときは、本業務について監査を行うことができる。また、乙に対して必要な報告を求めることができる。
- 3 乙は、特段の事情がない限り、前項の規定による監査に応じなければならぬ。

(甲による業務の改善勧告)

第30条 甲は、前条第2項の規定による監査の結果、乙による業務の実施が仕様書等甲が示した条件を満たしていないと認めるときは、乙に対して業務の改善を勧告するものとする。

- 2 乙は、前項に規定する改善勧告を受けたときは、速やかにそれに応じなければならない。

(重要事項の変更の届出)

第31条 乙は、その名称、所在地、定款、役員その他甲が必要と認める事項に変更があったときは、当該変更のあった日から10日以内に甲に届け出なければならない。

- 2 乙は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第79条第3項の規定に基づく届出を行うときは、当該届出を行う日前20日までに、甲と協議しなければならない。

第6章 指定管理料

(指定管理料)

第32条 甲は、本業務の実施に係る経費として、次表に定める指定管理料を乙に支払う。

期 間	指定管理料
令和7年4月1日から令和8年3月31日	47,559,000円
令和8年4月1日から令和9年3月31日	47,657,000円

令和9年4月1日から令和10年3月31日	47,578,000円
令和10年4月1日から令和13年3月31日	3年毎に、国の報酬改定、賃金構造基本調査、及び障害福祉サービス等経営実態調査、加えて前3年間の収支状況等を勘案し、必要に応じて見直す。
令和13年4月1日から令和16年3月31日	
令和16年4月1日から令和17年3月31日	

(※年額は、消費税及び地方消費税を含む額とする。)

- 2 指定管理料は、3年毎に、国の報酬改定、賃金構造基本調査、及び障害福祉サービス等経営実態調査、加えて前3年間の収支状況等を勘案し、必要に応じて見直す。
- 3 第13条第3項の規定による業務範囲又は業務の細目又は水準の変更、関係法令の改正に伴う経費の変更その他やむを得ない事情により前項の指定管理料を変更するときは、甲と乙の協議により、決定するものとする。

(支払方法)

第33条 甲は、前条第1項の指定管理料について、乙の請求により、次表のとおり支払うものとする。ただし、前条第3項の規定により指定管理料を変更したときは、この限りでない。

支 払 月	指定管理料	備 考
令和7年4月	23,779,000円	前金払い
令和7年10月	23,780,000円	同上
令和8年4月	23,828,000円	同上
令和8年10月	23,829,000円	同上
令和9年4月	23,789,000円	同上
令和9年10月	23,789,000円	同上
令和10年4月1日から 令和17年3月31日	年に2回を限度に、別に定める	

第7章 損害賠償及び不可抗力

(危険負担)

第34条 センターの管理に伴う危険負担については、仕様書に定めるリスク分担表のとおりとする。ただし、リスク分担表に定めるもの以外の事項については、甲と乙の協議により、決定するものとする。

(損害賠償等)

第35条 乙は、センターの管理に伴い、乙の責めに帰すべき事由により利用者又は第三者に損害を及ぼしたときは、速やかに甲に報告するとともに、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その賠償のうち、甲の責めに帰すべき事由により生じた賠償については、甲が負担するものとする。

- 2 前項の場合において、第三者との間に紛争が生じたときは、乙は、乙の費用負担において解決に当たらなければならない。ただし、前項ただし書により甲の負担とするものとされた場合を除く。
- 3 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償したときは、乙に対して、賠償した金額その他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(施設賠償責任保険の加入)

第36条 乙は、本業務の実施にあたり、センターの施設、附属設備等及び第三者の身体又は財物に対する施設賠償責任保険に加入しなければならない。

(不可抗力発生時の対応)

第37条 乙は、不可抗力が発生した場合において、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力による発生する損害、損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用の負担等)

第38条 不可抗力の発生に起因して乙に損害、損失及び増加費用が発生した場合において、乙は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

- 2 甲は、前項の通知を受け取ったときは、損害状況の確認を行い、乙と協議の上、不可抗力の判定、費用負担等を決定するものとする。

(不可抗力による一部の業務実施の免除)

第39条 前条第2項に定める協議の結果、不可抗力の発生により業務の一部の実施ができなくなったと認められるときは、乙が不可抗力により影響を受ける限度において本協定に定める業務を免れるものとする。

2 乙が不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合において、甲は、乙が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分を第32条第1項に規定する指定管理料から減額することができるものとする。

第8章 指定期間の満了

(業務の引継ぎ等)

第40条 乙は、指定期間の満了に際し、甲又は甲が指定する者に対し、本業務の引継ぎ等を行わなければならない。なお、引継ぎに要する費用については、乙の負担とする。

2 甲は、必要があると認めるときは、指定期間の満了に先立ち、乙に対して甲又は甲が指定する者によるセンターの視察を申し出ができるものとする。

3 乙は、甲から前項の申出を受けたときは、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(原状復帰義務)

第41条 乙は、指定期間の満了までに、指定開始日を基準としてセンターを原状に復帰し、甲に対してセンターを明け渡さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲が認める場合においては、乙はセンターの原状復帰は行わずに、甲が定める状態で甲に対してセンターを明け渡すことができるものとする。

(備品等の扱い)

第42条 乙は、指定期間の満了に際し、備品等の扱いについては、次のとおりとする。

(1) 乙は、第24条に定める備品等については、甲又は甲が指定する者に対して引継ぐものとする。

(2) 第26条に定める備品等については、原則として乙が自己の責任と費用で撤去、撤収するものとする。ただし、甲と乙の協議により両者が合意し

た場合においては、乙は、甲又は甲が指定する者に対して引継ぎを行うことができるものとする。

第9章 指定期間の満了前の指定の取消し等

(甲による指定の取消し)

第43条 甲は、条例第7条の規定により、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

- (1) 地方自治法第244条の2第10項に規定する指示に従わないとき。
- (2) 不正な手段により指定管理者の指定を受けたとき。
- (3) 本業務を適正に行うことができなくなったとき。
- (4) センターの管理運営上不適切な行為があったとき。

2 甲は、前項の規定に基づいて指定の取消しを行おうとする際には、事前にその旨を乙に通知した上で、次の事項について、乙と協議を行わなければならない。

- (1) 指定取消しの要否及びその理由
- (2) 乙による改善策の提示と指定取消しまでの猶予期間の設定
- (3) その他必要な事項

3 第1項の規定による指定の取消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害、損失及び増加費用が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。

4 第1項の規定による指定の取消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じられたことにより、甲に損害が生じた場合は、乙がその損害を賠償しなければならない。

(乙による指定の取消しの申出)

第44条 乙は、指定期間内において、指定管理者の地位を辞退しようとするときは、管理を行わないこととなる日の1年以上前までに、甲に申し出なければならない。

2 甲は、前項の申出を受けたときは、乙との協議を経てその処置を決定するものとする。

3 前項の規定による指定の辞退により、甲に損害が生じたときは、乙がその損

害を賠償しなければならない。

(不可抗力による指定の取消し)

第45条 甲又は乙は、不可抗力の発生により、本業務の継続等が困難と判断した場合において、相手方に対して指定の取消しの協議を求めることができるものとする。

- 2 協議の結果、やむを得ないと判断されるときは、甲は指定の取消しを行うものとする。
- 3 前項の規定における指定の取消しによって乙に発生する損害、損失及び増加費用は、甲と乙の協議により決定するものとする。

(指定期間満了前の指定の取消し時の取扱い)

第46条 第43条から前条までの規定により指定期間の満了前に指定の取消しがあった場合においては、第33条の規定にかかわらず、甲は月割計算により第32条第1項の指定管理料を支払うものとする。

- 2 第40条から第42条までの規定は、第43条から前条までの規定により協定が終了した場合にこれを準用する。ただし、甲と乙が合意した場合はその限りでない。

第10章 その他

(権利、義務の譲渡の禁止)

第47条 乙は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、事前に甲の承諾を受けたときはこの限りでない。

(本業務の範囲外の業務)

第48条 乙は、センターの設置目的に合致し、かつ、本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。

- 2 自主事業の実施による事業収入は、乙が収入する。
- 3 乙は、自主事業を実施する場合は、本協定書第27条の規定により甲に提出する事業計画書にその旨を記載し、あらかじめ甲の承諾を受けなくてはならない。その際、甲と乙は、必要に応じて協議を行うものとする。

- 4 甲と乙は、自主事業を実施する場合において、別に自主事業の実施条件等を定めることができるものとする。
- 5 自主事業の実施は、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、自主事業の実施に関して生じた損害、損失及び増加費用については、すべて乙の責めに帰すべき事由により生じた損害、損失及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。
- 6 乙は、センターの敷地内における、地方自治法第238条の4第7項に基づき甲が行う目的外使用許可に係る取扱いについては、甲の指示に従うものとする。

(協定の変更)

第49条 本業務に関し、本業務の前提条件や内容が変更したとき、又は特別な事情が生じたときは、甲と乙の協議により、本協定の規定を変更することができるものとする。

(疑義の解釈)

第50条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項について疑義が生じたとき、若しくは本協定書締結時の想定を超える事態が生じたときは、甲と乙の協議により、定めるものとする。

(裁判管轄)

第51条 本契約に関する紛争は、大阪地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(協定の効力)

第52条 この協定書は、箕面市議会において、センターに係る「指定管理者の指定の件」について議決を得て効力を生ずるものとする。議決を得られなかつたとき（否決の議決を含む。）は、それまでに甲及び乙が要した費用は各自の負担とし、相手方に対し、損害の賠償その他一切の請求は行わないものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年（2024年）11月15日

甲 箕面市西小路四丁目6番1号
箕面市長 原田亮印

乙 箕面市瀬川三丁目3番21号
社会福祉法人あかつき福祉会
理事長 奥村一朗印

箕面市立西南老人デイサービスセンターの指定管理に係る協定書

箕面市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人あそびりクラブ（以下「乙」という。）とは、次のとおり、箕面市立西南老人デイサービスセンター（以下「センター」という。）の指定管理に係る協定を締結する。

第1章 総則

（協定の目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に協力をし、センターを適正かつ円滑に管理するにあたり、箕面市立老人デイサービスセンターライフ（平成16年箕面市条例第46号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（指定管理者の指定の意義）

第2条 甲及び乙は、センターの管理に関して甲が指定管理者の指定を行うことの意義は、特定非営利活動法人たる乙の能力を活用しつつ、利用者に対するサービスの効果及び効率を向上させ、もって高齢者の健康の保持及び福祉の一層の増進を図ることにあることを確認する。

（指定管理者の責務）

第3条 乙は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、条例その他の関係法令等及びこの協定に定めるところに従い、信義に沿って誠実にこれを履行し、センターが円滑に運営されるよう管理しなければならない。

（管理する施設）

第4条 乙が指定管理者として管理を行うセンターの名称、所在地等は、次のとおりとする。

- (1) 名称 箕面市立西南老人デイサービスセンター
 - (2) 所在地 箕面市瀬川三丁目2番1号
 - (3) 施設規模 鉄筋コンクリート造3階建一部4階建（箕面市立西南小学校C棟）の一部
- 2 乙は、善良なる管理者の注意をもってセンターを管理しなければならない。
- 3 乙は、甲が認めた場合を除き、第5条第1項各号に規定する業務（以下「本業務」という。）を履行する目的外でセンターを使用してはならない。

第2章 業務の範囲

（業務の範囲）

第5条 乙が行う業務の範囲は、次のとおりとし、業務の細目は、仕様書に定めるとおりとする。なお、仕様書に定めのないものについては、「箕面市立西南老人デイサービスセンター指定管理者募集要項」（令和6年8月1日制定）及び「箕面市立西南老人デイサービスセン

タ一指定管理者業務水準書」（令和6年8月1日制定）の定めるところによるものとする。

- (1) 福祉、保健等に関する相談及び情報の提供
 - (2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業
 - (3) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第7項に規定する通所介護及び同法第115条の45第1項第1号ロに規定する第一号通所事業
 - (4) センターの施設及び設備の保守、点検、清掃、警備等の維持管理（ただし、消防設備点検は、箕面市教育委員会（箕面市立西南小学校）が一括して行う。）
 - (5) その他甲が必要と認める業務
 - ・緊急時等の対応業務
 - ・利用者統計等の作成業務
 - ・甲、関係団体等との連絡調整業務 等
- 2 乙は、前項各号に定める業務を行うに当たり必要と認めるときは、あらかじめ甲の承認を得て業務の一部を委託することができる。
- 3 乙が業務の一部を第三者に実施させるときは、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、本業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。
- 4 介護保険制度改革に伴い、業務の範囲に変更が必要な場合は甲と協議を行い、別途定めるものとする。

第3章 指定期間

（指定期間）

- 第6条 甲が乙を指定管理者として指定する期間は、令和7年4月1日から令和17年3月31日までとする。
- 2 本業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第4章 管理運営の基準

（開館時間及び休館日等）

- 第7条 開館時間及び休館日は次のとおりとする。
- (1) 開館時間 午前9時から午後6時まで
 - (2) 休館日 日曜日及び木曜日、12月29日から翌年の1月4日まで
- 2 乙が特に必要と認めるときは、あらかじめ甲の承認を得て開館時間及び休館日を変更することができる。
- 3 乙は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、センターへの入館を禁じ、又はセンターからの退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる行為をする者
 - (2) 他人の迷惑になる物品又は動物を携帯する者
 - (3) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある者
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、乙が管理上支障があると認める者
- 4 乙は、災害等により甲がセンターを利用する必要があるとき又はセンターが利用できないと甲が認めるときは、センターへの入館を禁じ、センターから退館させることができる。

(利用料金)

第8条 乙は、利用料金について、あらかじめ甲の承認を得て定めるものとする。乙は、利用料金を定めたときは、速やかに公表しなければならない。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

(利用定員)

第9条 乙は、利用定員について、あらかじめ甲の承認を得て定めるものとする。

(管理運営に関する基本的事項)

第10条 管理運営に関する基本的事項は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法第244条第1項に規定する公の施設として、利用者・家族・来館者等の利用に際しては、平等な利用を確保するものとする。
- (2) 高齢者の健康の保持及び福祉の増進を図るという設置目的に基づいた管理運営を行い、その目的の実現に向け努力を行うこと。
- (3) 利用者の立場に立った管理運営を行い、サービスの向上に努めること。
- (4) 介護保険法、その他の法令等を遵守し、適正な管理運営を行うこと。

(運営及び人員体制に関する業務水準)

第11条 乙は、次の条例及び要綱に定める水準を満たすものとする。

- ・大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大阪府条例第115号）
- ・箕面市通所介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（平成27年箕面市訓令第19号）
- ・箕面市通所型サービスAの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（平成27年箕面市訓令第20号）

(個人情報の取扱い)

第12条 乙は、指定管理業務の履行に際して知り得た個人情報（以下「指定管理者個人情報」という。）の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守するとともに箕面市の保有する個人情報等保護管理要綱（令和5年箕面市訓達第13号）に基づく市の安全管理措置を準用し、指定管理者個人情報の適切な管理のために必要な措置

を講じなければならない。なお、死者に関する情報の取扱いは箕面市死者情報取扱要綱(令和5年箕面市訓令第29号)を準用すること。

- 2 乙は、個人情報に係る事務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ受任者又は下請負人の名称、業務内容及びその他甲が必要とする事項を書面により甲に通知し、承諾を得た場合はこの限りではない。
- 3 乙は、指定管理者個人情報の漏えい等の事案が発生した場合は、速やかに甲に報告の上、個人情報の保護に関する法律及び箕面市の保有する個人情報等保護管理要綱に準じた措置を講じるものとする。
- 4 乙は、指定管理者個人情報に係る保有個人データに関し、個人情報の保護に関する法律に基づく開示、訂正及び利用停止等の請求があったときは、個人情報取扱事業者として適切に対応を行わなければならない。なお、甲は、当該個人情報が甲にとっての保有個人情報に該当する場合には、乙に対し、当該個人情報の提供を求めるものとし、乙はその求めに応じて提供するものとする。

また、指定管理者個人情報が死者に関する情報であった場合は、箕面市死者情報取扱要綱に準じ、対応するものとする。

- 5 乙及び乙の従事者(退職者も含む。)は、個人情報の保護に関する法律の趣旨を遵守するとともに、同法律第176条、第180条及び第183条までの罰則規定の適用を受けるものとする。

(公益通報等の報告)

- 第13条 乙の役員又は乙の従業員は、箕面市職員等の公益通報に関する要綱(平成19年箕面市訓令第54号)第5条第1項に基づき、通報窓口に公益通報をすることができる。
- 2 乙の役員又は乙の従業員は、正当な理由がある場合を除き、甲又は箕面市職員等の公益通報に関する要綱第7条に規定する公益通報処理委員会が行う公益通報に関する調査に誠実に協力しなければならない。
- 3 乙は、本業務について公益通報を受けたときは、速やかに通報窓口に報告しなければならない。
- 4 乙の役員又は乙の従業員は、公益通報に関する調査により知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(情報公開、文書の管理等)

- 第14条 乙は、箕面市情報公開条例(平成17年箕面市条例第2号)の趣旨を踏まえ、積極的にセンターの管理に関する情報の公開に努めなければならない。
- 2 乙は、指定管理業務に関わって作成し、又は取得した文書、図面(写真、スライド及びマイクロフィルムを含む。)及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。また、文書、図面及び電磁的記録を以下「対象文書」という。)について、適正に管理し、保存しなければならない。
- 3 甲は、対象文書であつて甲が保有していないものに關し箕面市情報公開条例に基づく開示

の申し出があったときは、乙に対し、当該対象文書を提供するよう求めるものとし、乙はその求めに応じて提供するものとする。

- 4 乙は、指定期間の満了と同時に、対象文書について、甲の指示に従い、甲又は甲の指定する者に対し、引き継ぐ等の処理を行わなければならない。

(施設、設備等の維持管理に関する業務水準)

第15条 施設、設備等の維持管理に関する業務水準は次のとおりとする。

- (1) 施設、設備等は乙に無償で使用させるものとし、別紙貸与備品一覧に示す備品は乙に無償貸与する。乙は、善良なる管理者の注意義務をもって使用を行うこと。
- (2) 乙は、利用者が安全かつ快適に施設を利用できるよう、施設、設備等の維持管理、清掃、警備等を実施すること。

[条件]

- ・消防設備点検は、箕面市教育委員会（箕面市立西南小学校）が一括して行う。
 - ・箕面市立西南小学校内に設置されたデイサービスセンターであることをふまえ、警備業務については、学校側と密に連携・調整を行い両者の警備業務内容を相互に確認したうえで適切に実施できる体制をとること。
 - ・日常の清掃業務について委託する場合、高齢者市民の就労を支援する観点から、公益社団法人箕面市シルバー人材センターへの委託について引き続き配慮すること。
- (3) 乙は、センターの施設に改修の必要が生じた場合には、速やかに甲に報告しなければならない。
- (4) 甲は、前項の報告があった場合は乙との協議のうえ、原則として甲の費用で修繕するものとする。ただし、乙の故意又は過失による場合及び修繕に要する費用が一件につき10万円以下（消費税及び地方消費税は除く。）の場合（甲が自己の費用で行うと判断した場合を除く。）は、乙の費用で修繕するものとする。
- (5) この協定による指定期間開始時に存する備品（別紙貸与備品一覧に示す備品に限る。）について更新または修繕が必要となった場合は、甲と協議の上、乙の負担で行うものとする。更新を行った場合において、更新後の備品の所有権は乙に帰属するものとする。（ただし、乙の故意又は過失により更新を要した場合は、更新後も備品の所有権は甲に帰属するものとする。）
- (6) センターのみに影響する施設、設備の改修等を乙の発意により行う場合は、甲と協議の上、乙が自らの費用で行うことができるものとする。また、指定期間開始時に存する備品以外で必要な備品は、乙が購入又は調達することができるものとし、乙が購入又は調達した備品の所有権は乙に帰属するものとする。これらの場合において、指定期間の満了に際しては、原則として原状復帰するものとする。
- (7) 消耗品その他の物品は、乙の負担により適宜補充・交換するものとする。
- (8) 廃棄物の処理にあたっては、箕面市廃棄物の発生抑制、資源化、適正処理等に関する条例（平成15年箕面市条例第8号）に規定する事業者として乙がその処理を行い、廃棄物の処理に要する費用は乙が負担するものとする。（ただし、甲に帰属する備品の処分に要

する費用は、協議事項とする。)

(危機管理体制等の確立)

第16条 緊急時等の対応業務として次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 乙は、防火管理者、防火担当責任者、火元責任者、自衛消防隊の隊員等を選任し、毎年度4月中に甲に報告すること。
- (2) 自然災害、人為災害、事故、自ら原因者・発生源になった場合及び感染症等あらゆる緊急事態、非常事態、不測の事態等（以下「緊急時等」という。）に備え、危機管理体制を築くとともに、危機管理マニュアル（消防計画、防災マニュアル、感染症対策マニュアル等を含む。）を作成し、甲に提出するものとする。

※危機管理マニュアルに規定する内容

- ・危機管理体制に関する事項。（夜間・休日等の市との緊急連絡体制、閉館時の地震発生時の初動体制、風水害発生のおそれがある場合の対応体制、その他緊急時の対応体制、責任者等）
 - ・業務実施時における利用者に係る外傷、行方不明、食中毒、感染症等の事故等の対応に関する事項。
 - ・火災、事故、災害等の緊急時における利用者・家族・来館者に対する避難誘導及び初期消火等の初動対応に関する事項。
 - ・緊急時等における利用者の家族及び市・警察・消防等の関係機関への連絡・報告・通報に関する事項。
 - ・停電時等における施設の復旧を遅滞なく行う方法に関する事項。
 - ・消防本部から消防計画等の改善に関する指摘があった場合の改善等に関する事項。
 - ・保健福祉サービスにおける苦情の解決等に関する要綱（平成15年箕面市訓令第50号）に基づく対応に関する事項。
 - ・避難訓練、火災・事故・災害等による休館基準等利用者に対する対応に万全を期する方法に関する事項。
 - ・業務継続計画（BCP）に関する事項。
- (3) 毎年度の緊急連絡体制について、当該年度4月中に甲へ提出するとともに、変更が生じた場合は速やかに報告すること。
 - (4) 複合施設として一体的に実施する消防訓練のほか、利用者の安全を確保するため、適切な防災・安全対策を講じるとともに、緊急時の対応について隨時訓練を行うこと。
 - (5) 緊急時等には、初動対応を行い、消防計画・危機管理マニュアルに従って迅速に適切な措置を講じるとともに、複合施設として箕面市立西南小学校その他の関係機関と連携して対処すること。
 - (6) 保健福祉サービスにおける苦情の解決等に関する要綱に規定する事故等が発生した場合、警察、消防、保健所等に報告すべき事象が生じた場合、火災、事故、災害等により休館する場合その他センターの管理運営を行う上で利用者的心身に影響を及ぼす事象が生じた場合又は生じるおそれがある場合は、速やかに甲に報告すること。

(関係法令の遵守)

第17条 センターの管理を行うにあたっては、次の法令等の規定を遵守するものとする。

- (1) 地方自治法その他関連法規
- (2) 労働基準法、労働安全衛生法その他労働管理関係法規
- (3) 消防法、電気事業法その他施設管理関係法規
- (4) 介護保険法その他関係法規
- (5) 箕面市立老人デイサービスセンター条例
- (6) 個人情報の保護に関する法律
- (7) 箕面市個人情報の保護に関する法律施行条例
- (8) 箕面市情報公開条例
- (9) 高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
- (10) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
- (11) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律
- (12) 箕面市障害者情報コミュニケーション促進条例及び箕面市手話言語条例
- (13) その他関連法規、通知、要領等

(障害者雇用率等の達成及び国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律の取組並びに合理的配慮の提供等)

第18条 乙は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）により規定されている雇用率を達成していないときは、障害者雇入れ計画に基づき、乙における雇用を誠実に履行しなければならない。

- 2 乙は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）の趣旨を踏まえた取組を進めるよう努めなければならない。
- 3 乙は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）、箕面市手話言語条例（令和5年箕面市条例第39号）、箕面市障害者情報コミュニケーション促進条例（令和5年箕面市条例第40号）の趣旨を踏まえた合理的配慮の提供等の取組を推進しなければならない。

(職員研修等の実施)

第19条 乙は、センターの管理業務に関し、業務に従事する者が人権問題、個人情報保護、高齢者福祉、高齢者虐待防止等について正しい認識をもって業務を遂行できるよう、研修等を行うものとする。

(損害賠償等)

第20条 乙は、センターの管理に伴い、乙の責めに帰すべき事由により利用者又は第三者に損害を及ぼしたときは、速やかに甲に報告するとともに、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その賠償のうち、甲の責めに帰すべき事由により生じた賠償については、

甲が負担するものとする。

- 2 前項の場合において、第三者との間に紛争が生じたときは、乙は、乙の費用と責任でその解決に当たらなければならない。ただし、前項ただし書により甲の負担とするものとされた場合を除く。
- 3 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償したときは、乙に対して、賠償した金額その他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(賠償責任保険の加入)

第21条 乙は、本業務の実施にあたり、センターの施設、設備等及び第三者の身体又は財物に対する賠償責任保険に加入しなければならない。この場合において、乙は、甲に当該加入保険の証券等の写しを提出するものとする。

(不可抗力発生時の対応)

第22条 乙は、不可抗力が発生した場合において、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害、損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第23条 不可抗力の発生に起因して乙に損害、損失及び増加費用が発生した場合において、乙は、その内容又は程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

- 2 甲は、前項の通知を受け取ったときは、損害状況の確認を行い、乙と協議のうえ、不可抗力の判定を行い、費用負担等を決定するものとする。

(不可抗力による一部の業務実施の免除)

第24条 前条第2項に定める協議の結果、不可抗力の発生により業務の一部の実施ができなくなったと認められるときは、乙が不可抗力により影響を受ける限度において本協定に定める業務を免れるものとする。

- 2 前項の規定による業務免除により乙に発生する損害、損失及び増加費用について、甲は、原則として保障しない。

(事業計画書の提出)

第25条 乙は、毎年度、甲の指定する日までに、次の各号に掲げる事業計画書を作成し、甲に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 第5条第1項に掲げる業務に係る実施計画
- (2) 収支計画
- (3) 人員体制計画
- (4) 職員研修計画

2 甲及び乙は、前項の規定に基づき定めた事業計画書等の内容を変更しようとするときは、甲と乙の協議により決定するものとする。

(事業報告書の提出)

第26条 乙は、地方自治法第244条の2第7項の規定に基づき、翌年度の5月31日までに、センターの管理に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、甲に提出するものとする。

- (1) 業務の実施状況
- (2) センターの利用状況
- (3) 料金収入の実績、管理経費等の収支状況
- (4) その他甲が必要と認める事項

(地域交流事業の事務)

第27条 休館日（日曜日及び木曜日）の一部に地域交流事業（高齢者を主人公とした活動に施設を開放する事業）を実施するものとする。地域交流事業の事務（受付、施設管理等）について、「第2章 業務の範囲」で定める業務の実施とは別に、甲から乙に委託するものとする。

(本施設の特徴)

第28条 本施設は、他のデイサービスセンターと異なり、小学校内に設置されたデイサービスセンターであるため、事業運営にあたっては、学校側と密に連携・調整を行うとともに、児童との交流の場を設けるなど、特色を活かした事業を積極的に行うよう努めるものとする。

第5章 指定管理の取消等

(指定管理の取消等)

第29条 甲は、条例第7条の規定により、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部又は一部の停止を命ずることができるものとする。

- (1) 地方自治法第244条の2第10項に規定する指示に従わないとき。
- (2) 不正な手段により指定管理者の指定を受けたとき。
- (3) 本業務を適正に行うことができなくなったとき。
- (4) その他センターの管理運営上不適切な行為があつたとき。

2 甲は、前項の規定に基づいて指定の取消しを行おうとする際には、事前にその旨を乙に通知した上で、次の事項について、乙と協議を行わなければならない。

- (1) 指定取消しの要否及びその理由
- (2) 乙による改善策の提示と指定取消しまでの猶予期間の設定
- (3) その他必要な事項

- 3 甲は、第1項の規定により指定を取消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害、損失及び増加費用が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。
- 4 乙は、第1項の規定により指定の取消し又は期間を定めて本業務の全部又は一部の停止を命じられたことにより甲に損害が生じた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(乙による指定の取消し等の申出)

第30条 乙は、指定期間内において、指定管理者の地位を辞退又は期間を定めて本業務の全部又は一部の免除を申し出ようとするときは、管理を行わないこととなる日の1年前までに、甲に申し出なければならない。

- 2 甲は、前項の申出を受けたときは、乙との協議を経てその処置を決定するものとする。
- 3 乙は、第1項の規定による指定管理者の地位を辞退又は期間を定めて本業務の全部又は一部の免除の申出により甲に損害が生じた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(不可抗力による指定の取消し)

第31条 甲又は乙は、不可抗力の発生により、本業務の継続等が困難と判断した場合において、相手方に対して指定の取消しの協議を求めることができるものとする。

- 2 甲は、前項の協議の結果、やむを得ないと判断したときは、指定の取消しを行うものとする。
- 3 前項の規定による指定の取消しにより乙に発生する損害、損失及び増加費用について、甲は、原則として保障しない。

第6章 管理運営準備・運営引継ぎ

(事業者の指定等)

第32条 乙は、指定期間の開始までに、老人福祉法、介護保険法に基づく事業者の指定、事業の開始届出等の手続きを完了するものとする。

(業務の引継ぎ)

第33条 乙は、指定期間の終了に際しては、甲又は甲が指定する者に対し、誠実に本業務の引継ぎを行う。なお、引継ぎに要する費用については、乙の負担とする。

- 2 甲は、必要があると認めるときは、指定期間の満了に先立ち、乙に対して甲又は甲が指定する者によるセンターの視察を申し出ることができるものとする。
- 3 乙は、甲から前項の申出を受けたときは、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。

第7章 甲と乙のリスク分担

(リスク分担)

第34条 指定期間中の甲と乙のリスク分担の基本的な考え方は、次の「リスク分担表」のとおりとする。

【リスク分担表】

項目	甲	乙
必要な資金の確保		○
管理業務開始前及び業務終了後の引継ぎに関する費用		○
事業の運営・維持管理業務に影響のある法令等の変更に係る費用	協議事項	
物価の大幅な変動により管理運営に支障が生じた場合		○
施設競合、需要変動により管理運営に支障が生じた場合		○
施設設置者の責任による事業の中止・遅延	○	
指定管理者の責任による事業の中止・遅延		○
不可抗力による事業の中止・遅延 (原則として、休業補償は行いません。)	協議事項	
指定管理者の事業放棄・破綻		○
施設の大規模な改修・修理 (指定管理者の故意又は過失によるものを除く。)	○	
指定管理者の故意又は過失により破損した施設及び貸与備品の修繕等		○
運営・維持管理において第三者に損害を与えた場合 (管理瑕疵)		○
施設の構造上等の不備において第三者に損害を与えた場合 (設置瑕疵)	○	
施設の管理上の瑕疵による火災等の事故		○

第8章 その他

(権利、義務の譲渡の禁止)

第35条 乙は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、事前に甲の承諾を受けたときはこの限りでない。

(目的外使用許可に係る取扱い)

第36条 センターの敷地内において、地方自治法第238条の4第7項に基づき甲が行う目的外使用許可に係る取扱いについては、乙は甲の指示に従うものとする。

(監査の実施)

第37条 甲は、第26条の規定により乙が提出した事業報告書に基づき、乙による本業務の実施状況及び施設の管理状況の確認を行うものとする。

2 甲は、乙による本業務の実施状況等を確認するために必要と認めるときは、本業務について監査を行うことができるものとする。

3 乙は、特段の事情がない限り、前項の規定による監査に応じなければならない。

(甲による業務の改善勧告)

第38条 甲は、前条第2項による監査の結果、乙による業務の実施が仕様書等甲が示した条件を満たしていないと認めるときは、乙に対して業務を改善することを勧告するものとする。

2 乙は、前項に規定する改善勧告を受けたときは、速やかにそれに応じなければならない。

(重要事項の変更の届出等)

第39条 乙は、その名称、所在地、定款、理事その他甲が必要と判断した事項に変更があったときは、当該変更のあった日から10日以内に、甲に届け出なければならない。

2 乙は、介護保険法第75条及び介護保険法施行規則第140条の62の3第2項第4号、第5号及び第6号の規定に基づく届出を行うときは、原則として当該届出を行う日前20日までに、甲と協議しなければならない。

(指定期間の満了時の取り扱い)

第40条 指定期間の満了時には、原則として、指定開始日を基準として乙の責任でセンターを原状に回復し、甲に明け渡すものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲が認める場合においては、乙はセンターの原状回復は行わずに、甲が定める状態で、甲に対してセンターを明け渡すことができるものとする。

(指定管理業務の評価)

第41条 乙が業務の評価を受けるときは、次に掲げる事項のうち甲が必要と認めるものを実施しなければならない。

- (1) 利用者の意見等を聴取するためのアンケートの実施
- (2) 評価の実施に必要な資料の作成
- (3) 評価の実施時における説明
- (4) 前各号に掲げるもののほか、評価の実施に関すること

2 乙は、前項の評価の結果、業務の改善の必要があると認められたときは、当該評価の結果を尊重して必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(本業務の範囲外の業務)

第42条 乙は、センターの設置目的に合致し、かつ、本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により自主事業を実施することができるものとする。

2 自主事業の実施による事業収入は、乙の収入とする。

- 3 乙は、自主事業を実施する場合は、第25条に規定する事業計画書等にその旨を記載し、あらかじめ甲の承諾を受けなくてはならない。その際、甲と乙は、必要に応じて協議を行うものとする。
- 4 甲と乙は、自主事業を実施する場合において、別途の自主事業の実施条件等を定めることができるものとする。
- 5 自主事業の実施は、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、自主事業の実施に関して生じた損害、損失及び増加費用については、すべて乙の責めに帰すべき事由により生じた損害、損失及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。

(協定の変更)

第43条 本業務に関し、本業務の前提条件や内容が変更したとき、又は特別な事情が生じたときは、甲と乙の協議により、本協定の規定を変更することができるものとする。

(疑義の解釈)

第44条 この協定に定めのない事項又はこの協定の条項について疑義が生じたとき、若しくは本協定書締結時の想定を超える事態が生じたときは、甲と乙の協議により、定めるものとする。

(裁判管轄)

第45条 本契約に関する紛争は、大阪地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(協定の効力)

第46条 この協定書は、箕面市議会において、センターに係る「指定管理者の指定の件」の可決を得て、効力を生ずるものとする。可決を得られなかつたときは、それまでに甲及び乙が要した費用は各自の負担とし、相手方に対し、損害の賠償その他一切の請求は行わないものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年（2024年）11月1日

甲 箕面市西小路四丁目6番1号
箕面市長 原 田 亮 印

乙 箕面市瀬川二丁目1番11号
特定非営利活動法人あそびりクラブ
代表理事 則 包 正 人 ㊞